

島根県国民保護計画

【資料編】

平成30年3月
島 根 県

島根県国民保護計画 資料編

目 次

1	国民保護関係機関	1
(1)	国民保護措置の仕組み	1
(2)	関係機関の事務又は業務の大綱	2
(3)	関係機関連絡先	5
	・指定行政機関	5
	・指定地方行政機関	6
	・自衛隊	7
	・関係指定公共機関	8
	・指定地方公共機関	9
	・県(出先機関)	1 1
	・市町村(国民保護担当課、教育委員会)	1 2
	・消防本部	1 4
2	動員体制	1 5
(1)	県職員数	1 5
(2)	市町村職員数	2 5
(3)	市町村別消防職員数	2 6
(4)	市町村別消防団員数	2 7
3	市町村別推計人口・世帯数	2 8
4	通信	2 9
(1)	島根県防災行政無線局一覧表	2 9
(2)	地域衛星通信ネットワーク地球局一覧	3 9
5	輸送	4 1
(1)	緊急輸送道路一覧	4 1
(2)	道路管理者及び連絡先	4 6
(3)	旅客自動車一覧	4 7
(4)	県及び市町村が保有する車両(定員11名以上)一覧	4 8
(5)	鉄道施設(路線)一覧	5 0
(6)	鉄道車両一覧	5 1
(7)	港湾(係留施設)一覧	5 2
(8)	県管理漁港(係留施設)一覧	5 3
(9)	船舶一覧	5 4
(10)	飛行場一覧	5 5
(11)	飛行場(ヘリポート)、飛行場外離着陸場(常設)、飛行場外離着陸場適地	5 6
(12)	航空機一覧	5 9

6	救援	60
(1)	避難施設等	60
①	避難施設一覧	60
②	収容施設として活用できる土地(仮設テント等の張場、応急仮設住宅の建設適地)	79
(2)	備蓄物資	84
(3)	医療関係	85
①	病院	85
②	救護班(日赤島根県支部救護班、災害拠点病院救護班、島根県医師会協力救護班)	86
③	日本赤十字社島根県支部救護班常備資機材	87
④	臨時の医療施設として想定される場所	88
⑤	備蓄薬品の在庫場所、品名	90
⑥	防疫薬剤等取扱業者	90
⑦	衛生資材(消石灰)取扱業者	90
(6)	公営墓地	91
(7)	公営納骨堂	93
(8)	火葬場の能力	94

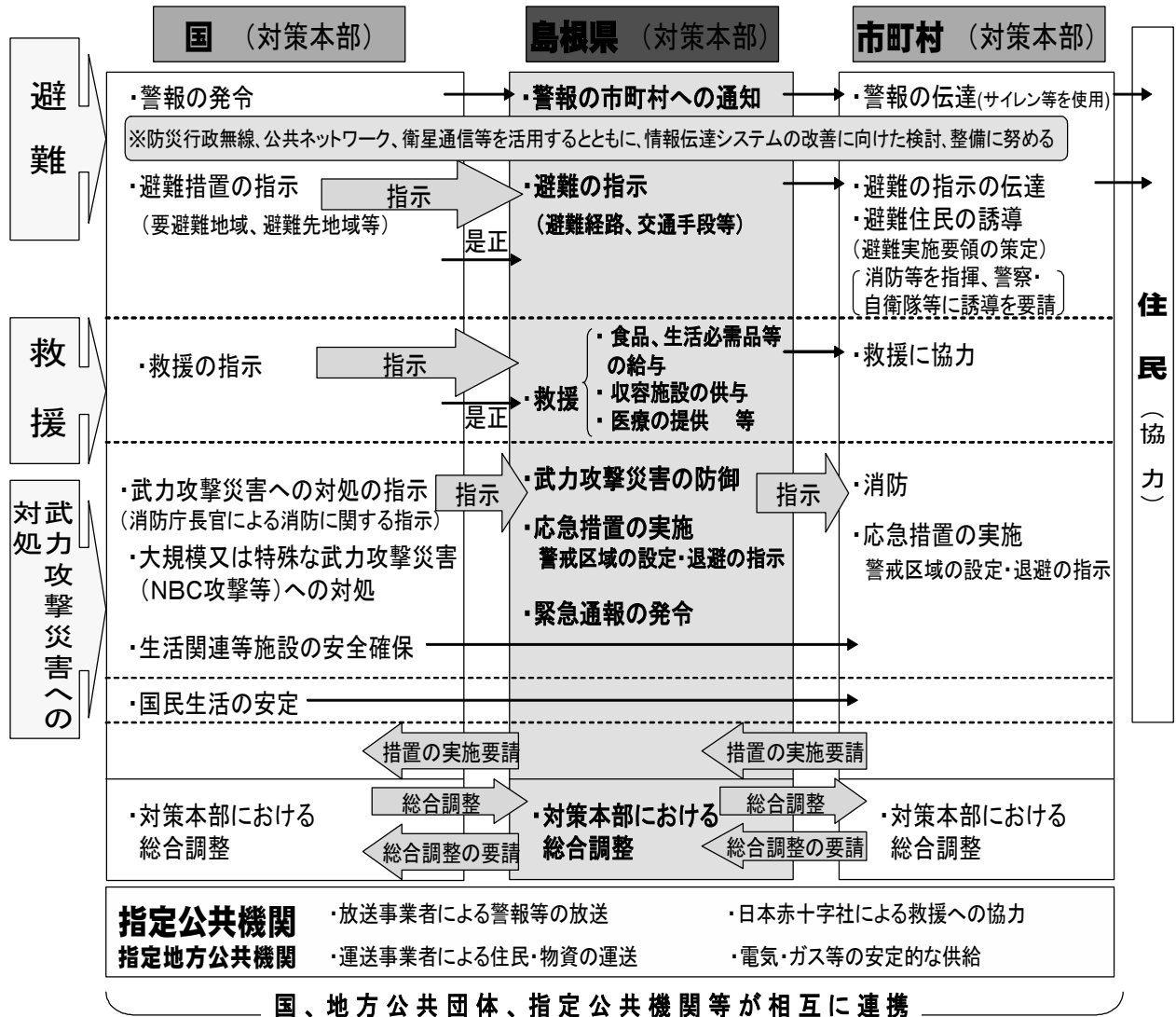
○資料

・	島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	95
・	島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部規程	97
・	島根県危機管理対策本部設置要綱	134
・	島根県危機管理連絡会議設置要綱	137
・	離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方(平成17年12月19日付け内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官及び国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)	140
・	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号)	147
・	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)《安否情報報告様式》	154
・	被災情報報告様式	163
・	島根県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	164
・	火災・災害等即報要領	173
・	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)	195
・	島根県防災ヘリコプター運航管理要綱	197
・	島根県防災ヘリコプター緊急運航要領	202
・	島根県防災ヘリコプター緊急運航基準	203
・	島根県防災ヘリコプター応援協定	204

1 国民保護関係機関

(1) 国民保護措置の仕組み

国、県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、下図のとおりである。



(2) 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
島根県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 (松江財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の手配
神戸税関 (浜田税関支署) (境税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
島根労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
中国四国農政局 (松江地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
経済産業省中国四国産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
中国地方整備局 (浜田河川国道事務所) (出雲河川事務所) (松江国道事務所) (境港湾・空港整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中国運輸局 (島根運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京・福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区気象台 (松江地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部 (浜田海上保安部) (境海上保安部) (境海上保安部隠岐海上保安署)	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
【災害研究機関】	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
【放送事業者】	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
【運送事業者】	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
【電気通信事業者】	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
【電気事業者】	1 電気の安定的な供給
【ガス事業者】	1 ガスの安定的な供給
【水道事業者】 【水道用水供給事業者】 【工業用水道事業者】	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
【一般信書便事業者】	1 信書便の確保
【病院その他の医療機関】	1 医療の確保
【河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者】	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(3) 関係機関の連絡先

【指定行政機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1	T:03-6257-1268 F:03-5510-0658	
国家公安委員会	連絡先は警察庁 と同様	千代田区霞が関2-1-2	T:03-3581-0141 F:03-3581-0744	
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2	T:03-3581-0141 F:03-3581-0744	
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-2-1	T:03-3506-6021 F:03-3506-6267	
消費者庁	総務課	千代田区永田町2-11-1	T:03-3507-9151 F:03-3507-9283	中防電話:4361 中防FAX:4369
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2	T:03-5253-5090 F:03-5253-5093	中防電話:4821
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	T:03-5253-7550 F:03-5253-7543	
法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1	T:03-3592-5396 F:03-3592-7728	中防電話:5112 中防FAX:5141
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関1-1-1	T:03-3592-2638 F:03-3592-6605	
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	T:03-5501-8059 F:03-5501-8057	
	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1	T:03-5501-8240 F:03-5501-8239	
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	千代田区霞が関3-1-1	T:03-3581-7934 F:03-5251-2163	中防電話:5313 中防FAX:5341
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関3-1-1	T:03-3581-4161 F:03-3593-0401	
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	千代田区霞ヶ関3-2-2	T:03-6734-2156 F:03-6734-3590	危機管理電話 44104
スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	T:03-6734-3019 F:03-6734-3790	
文化庁	長官官房政策課	千代田区霞が関3-2-2	T:03-6734-2806 F:03-6734-3811	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関1-2-2	T:03-3595-2172 F:03-3503-0183	
農林水産省	大臣官房 文書課災害総合対策室	千代田区霞が関1-2-1	T:03-6744-0578 F:03-6744-7158	危機管理電話 46301 危機管理FAX 462
林野庁	連絡先は農林水産省 と同様	千代田区霞が関1-2-1	T:03-6744-0578 F:03-6744-7158	
水産庁	連絡先は農林水産省 と同様	千代田区霞が関1-2-1	T:03-6744-0578 F:03-6744-7158	
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-3-1	T:03-3501-1327 F:03-3501-1704	
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1	T:03-3501-2669 F:03-3501-2305	
中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	千代田区霞が関1-3-1	T:03-3501-0459 F:03-3501-6805	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
国土交通省	大臣官房危機管理室	千代田区霞が関2-1-3	T:03-5253-8974 F:03-5253-8891	
国土地理院	総務部	茨城県つくば市北郷1	T:029-864-6900	
観光庁	総務課	千代田区霞が関2-1-3	T:03-5253-8321 F:03-5253-1563	
気象庁	総務部 企画課	千代田区大手町1-3-4	T:03-3214-7902 F:03-3211-2032	
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3	T:03-3591-9822 F:03-3580-8778	
環境省	大臣官房総務課 危機管理室	千代田区霞が関1-2-2	T:03-5512-5010 F:03-3591-5939	中防電話:6111 中防FAX:6141
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	港区六本木1-9-9	T:03-5114-2121 F:03-5114-2183	中央防災無線 電話:5421
防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚監部参事官付	新宿区市谷本村町5-1	T:03-3268-3111 F:03-5225-3022 F:03-5229-2136	

【指定地方行政機関】（国の関係出先機関）

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
中国管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	広島市中区上八丁堀6-30	T:082-228-6411 (内線5521) F:082-228-3920	
中国総合通信局	防災対策推進室	広島市中区東白島町19-3 6	T:082-222-3371 F:082-221-0075	
中国財務局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	T:082-221-9221 F:082-502-3688	直通 082-228-6804
松江財務事務所	総務課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎内	T:0852-21-5231 F:0852-26-3134	
神戸税関	総務部総務課 総務第一係	神戸市中央区新港町12-1	T:078-333-3010 F:078-333-3134	
浜田税関支署		浜田市長浜町1785-16 浜田港湾合同庁舎内	T:0855-27-0366 F:0855-27-4180	
境税関支署	総務課	境港市昭和町11番地18	T:0859-42-2228 F:0859-42-3893	
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階	T:082-223-8181 F:082-223-8155	
島根労働局	総務課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	T:0852-20-7004 F:0852-20-7023	
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	T:086-224-4511 (内線2123) 086-224-9400(夜) F:086-235-8115	
島根県拠点	地方参事官室	松江市東朝日町192	T:0852-24-7311 F:0852-27-8858	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
近畿中国森林管理局	企画調整課	大阪市北区天満橋1-8-75	T:06-6881-3402 F:06-6881-3415	
島根森林管理署	総務課	松江市内中原町207	T:0852-24-5452 F:0852-24-5454	
中国経済産業局	総務企画部 総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	T:082-224-5615 F:082-224-5640	
中国四国産業 保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館4階	T:082-224-5753 F:082-224-5650	
中国地方整備局	企画部防災課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	T:082-511-6164 F:082-227-2651	
中国運輸局	総務部 安全防災・危機 管理調整官	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	T:082-228-3434 F:082-227-9797	
島根運輸支局		松江市馬潟町43-3	T:0852-38-8111 F:0852-37-2030	
大阪航空局	総務部 安全企画・保安 対策室	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	T:06-6949-6212 F:06-6945-8460	
美保空港事務所	管理課	境港市佐斐神町2064	T:0859-45-6111 F:0859-45-6128	
東京航空交通管制部	総務課	所沢市並木1-12	T:04-2992-1181 F:04-2992-1925	
福岡航空交通管制部	総務課	福岡市東区大字奈多字小 瀬抜1302-17	T:092-607-7111 F:092-607-0474	
大阪管区气象台	総務部業務課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	T:06-6949-6327 F:06-6949-6079	
松江地方气象台	防災管理官室	松江市西津田7-1-11	T:0852-22-3784 F:0852-22-3827	
第八管区海上保安本部	総務部総務課	舞鶴市字下福井901	T:0773-76-4100(代) F:0773-76-4103	
浜田海上保安部	警備救難課	浜田市長浜町1785-16	T:0855-27-0771 F:0852-27-0771	
境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町9-1	T:0859-42-2531 F:0859-42-2531	
中国四国地方 環境事務所	総務課	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階	T:086-223-1577 F:086-224-2081	
中国四国防衛局	企画部 地方調整課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	T:082-223-8324 F:082-223-0336	

【自衛隊】○武力攻撃事態等において、連絡調整を担当する部隊の長

部隊等の長	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
陸上自衛隊 中部方面総監	総務部	伊丹市緑ヶ丘7-1-1	T:072-782-0001 (内線2862) (当直2259)	
海上自衛隊 舞鶴地方総監	防衛部	舞鶴市字余部下1190	T:0773-62-2250 (内線2222) (当直2223)	
航空自衛隊 第3輸送航空隊司令	防衛部	境港市小篠津町2258	T:0859-45-0211 (内線231) (当直225)	

【関係指定公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
日本放送協会	報道局	渋谷区神南2-2-1	T:03-3465-1906	
	災害・気象センター 松江放送局 企画編成	松江市灘町1-21	F:03-3465-1936 T:0852-32-0700 F:0852-32-0744	
西日本旅客鉄道(株)	企業倫理・リスク統 括部	大阪市北区芝田2-4-24	T:06-6376-2119	
	米子支社 総務企画課	米子市弥生町2	F:06-6375-8931 T:0859-32-0255 F:0859-32-8028	
全日本空輸(株)	ANA山陰支店	米子市東町171	T:0859-35-0528	
	ANA石見空港所	米子第一生命ビル5F 益田市内田町1597	F:0859-35-0901 T:0856-24-0030 F:0856-24-0031	
日本航空(株)	経営企画本部 経営戦略部	品川区東品川2-4-11	T:03-5460-3160 F:03-5460-3164	
中国ジェイアールバス (株)	総務部企画課	広島市南区松原町1-6	T:082-261-0512 F:082-264-2546	
	島根支店	出雲市駅南町1-8	T:0853-21-0537 F:0853-21-8608	
西日本ジェイアールバ ス(株)	総務部総務課	大阪市此花区北港1-3-23	T:06-6466-9977 F:06-6466-7310	
日本通運(株)	業務部	港区東新橋1-9-3	T:03-6251-1430 F:03-6251-6671	
	松江支店	松江市平成町182-9	T:0852-21-0202 F:0852-21-0204	
佐川急便(株)	CSR推進部	京都市南区上鳥羽角田町 68 (東京本社)江東区新砂2- 2-8	T:03-3699-3340 F:03-3646-3977	
	中国支店 松江営業所	松江市平成町182-41	T:0852-28-2662 F:0852-28-2676	
西濃運輸(株)	総務部	岐阜県大垣市田口町1	T:0584-82-5000 F:0584-82-5040	
	日ノ丸西濃運輸(株) 松江支店	松江市東出雲町出雲郷16 37-1	T:0852-52-4111 F:0852-52-4112	
福山通運(株)	業務部	江東区越中島3-6-15	T:03-3643-0292 F:03-3643-3730	
		松江市東津田町1247	T:0852-26-3511 F:0852-23-3894	
ヤマト運輸(株)	CSR推進部	中央区銀座2-16-10	T:03-3248-6732 F:03-3543-3361	
	三次主管支店 安全推進課	三次市東酒屋町306-66	T:0824-62-5633 F:0824-62-1710	
西日本電信電話(株)	設備本部 サービス マネジメント部 災害対策室	大阪市中央区馬場町3-8 馬場町ビル7F	T:06-4793-7741 F:06-6949-4630	
	島根支店	松江市東朝日町102	T:0852-20-7695 F:0852-20-7921	
(株)NTTドコモ 中国支社	ネットワーク部	広島市中区大手町4-1-8	T:082-544-1910 F:082-544-2366	
	災害対策室 島根支店	松江市東朝日町88-1	T:0852-25-6186 F:0852-32-2033	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
KDDI (株)	運用本部運用管理部 統括グループ	新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	T:03-3347-5538 F:03-3347-7679	
	中国総支社 管理部	広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル7F	T:082-242-0163 F:082-242-0434	
ソフトバンク (株)	総務本部 コーポレートセキュ リティ部	港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	T:03-6889-6601 F:03-6889-6603	
中国電力(株)	コンプライアンス推 進部門 総務・防災担当	広島市中区小町4-33	T:082-544-2717 F:082-247-0159	
	島根支社 総務グループ	松江市母衣町115	T:0852-27-1113 F:0852-32-0620	
日本郵便 (株)	総務部 リスク管理 統括・危機管理・震 災復興対策室	千代田区霞が関1-3-2	T:03-3504-4502	
	中国支社 松江中央郵便局	松江市東朝日町138	T:0852-21-3600 F:0852-25-3429	
独立行政法人国立病院 機構	本部 総務部総務課	目黒区東が丘2-5-21	T:03-5712-5050 F:03-5712-5081	
	中国四国グループ	東広島市西条町寺家513	T:082-493-6606 F:082-493-6616	
西日本高速道路 (株)	保全サービス事業本 部 危機管理防災課	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ	T:06-6344-9231 F:06-6344-7186	
	中国支社 保全サービス統括課	広島市安佐南区緑井2-26 -1	T:082-831-4453 F:082-831-4576	
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	港区芝大門1-1-3	T:03-3437-7084 F:03-3435-8509	
	島根県支部 事業推進課	松江市内中原町40	T:0852-21-4237 F:0852-31-2411	
日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	中央区日本橋本石町2-1- 1	T:03-3277-2148 F:03-3548-2317	
	松江支店 総務課	松江市母衣町55-3	T:0852-32-1501 F:0852-32-2042	

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
(株)山陰放送	コンテンツ局 報道部	米子市西福原1-1-71	T:0859-22-5821 F:0859-33-4130	
山陰中央テレビジョン 放送(株)	報道制作局 報道部	松江市向島町140-1	T:0852-31-0107 F:0852-22-4490	
日本海テレビジョン放 送(株)	報道制作部ニュー スデスク	鳥取市田園町4-360 (松江市袖師町2-38)	T:0857-27-2152 F:0857-27-2191	
山陰ケーブルビジョン (株)	番組制作課	松江市学園1-2-27	T:0852-23-2522 F:0852-24-9111	
出雲ケーブルビジョン (株)	制作部制作課	出雲市塩冶町1291-24	T:0853-21-9811 F:0853-21-9810	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
ひらたCATV(株)	業務部	出雲市平田町2110-1	T:0853-63-5539 F:0853-63-5538	
石見ケーブルビジョン(株)	制作編成部制作課	浜田市竹迫町2886 山陰中央新報西部本社ビル内	T:0855-23-4883 F:0855-23-4853	
石見銀山テレビ放送(株)	総務部	大田市大田町大田口1089-4	T:0854-82-7755 F:0854-82-7771	
(株)エフエム山陰	放送部	松江市殿町383	T:0852-27-9882 F:0852-27-5130	
(公社)島根県トラック協会	総務企画部	松江市東朝日町194-1	T:0852-21-4272 F:0852-22-4408	
日本エアコンピューター(株)	総務部総務人事グループ	鹿児島県霧島市溝辺町麓787-4	T:0995-58-2151 F:0995-58-3904	
隠岐汽船(株)	総務課	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四	T:08512-2-1122 F:08512-2-1126	
一畑電車(株)	運輸部 営業課	出雲市平田町2226	T:0853-62-3383 F:0853-62-3384	
一畑バス(株)	運行部	松江市西川津町1656-1	T:0852-20-5200(代) F:0852-20-5201	
石見交通(株)	総務部総務課	益田市幸町2-63	T:0856-22-1100 F:0856-24-0077	
松江一畑交通(株)	総務部総務課	松江市上東川津町1238	T:0852-22-3681 F:0852-25-4334	
隠岐一畑交通(株)	総務課	隠岐郡隠岐の島町中町出雲結ノ上2-1	T:08512-2-1281 F:08512-2-4358、 4060	
隠岐海士交通(株)		隠岐郡海士町大字海士2494	T:08514-2-0020 F:08514-2-1200	
日ノ丸自動車(株)	業務部業務課	鳥取市古海620	T:0857-22-5154 F:0857-22-5169	
出雲ガス(株)	総務部	出雲市上塩冶町2388-1	T:0853-21-0267 F:0853-21-0320	
浜田ガス(株)	工務部	浜田市熱田町2135-7	T:0855-26-1010 F:0855-26-1101	
(一社)島根県エルピーガス協会		松江市母衣町55-4	T:0852-21-9716 F:0852-27-8050	
(一社)島根県医師会	業務課	松江市袖師町1-31	T:0852-21-3454 F:0852-26-5509	
(公社)島根県看護協会		松江市袖師町7-11	T:0852-25-0330 F:0852-25-3157	

【県（出先機関）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
隠岐支庁	県民局総務課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	T:08512-2-9603 F:08512-2-9626	
松江県土整備事務所	総務課	松江市東津田町1741-1	T:0852-32-5720 F:0852-32-5763	
雲南県土整備事務所	総務課	雲南市木次町里方531-1	T:0854-42-9586 F:0854-42-9653	
出雲県土整備事務所	総務課	出雲市大津町1139	T:0853-30-5615 F:0853-24-3766	
県央県土整備事務所 大田事業所	業務課	大田市大田町大田1-3	T:0854-84-9721 F:0854-84-9755	
県央県土整備事務所	総務課	邑智郡川本町大字川本265-3	T:0855-72-9602 F:0855-72-9644	
浜田県土整備事務所	総務課	浜田市片庭町254	T:0855-29-5653 F:0855-29-5691	
益田県土整備事務所	総務課	益田市昭和町13-1	T:0856-31-9632 F:0856-31-9701	

【市町村】
《国民保護担当課》

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail	その他の 連絡方法
松江市	防災安全部防災安全課	松江市末次町86	T:0852-55-5115 F:0852-55-5617	【夜間】 0852-55-5555
浜田市	総務部安全安心推進課	浜田市殿町1	T:0855-25-9122 F:0855-23-1866	
出雲市	総務部防災安全課	出雲市今市町70	T:0853-21-6606 F:0853-21-6574	
益田市	総務部危機管理課	益田市常盤町1-1	T:0856-31-0601 F:0856-23-5001	
大田市	総務部危機管理室	大田市大田町大田1111	T:0854-83-8009 F:0854-82-2826	
安来市	総務部防災課	安来市安来町878-2	T:0854-23-3074 F:0854-23-3152	
江津市	総務課	江津市江津町1525	T:0855-52-2501 F:0855-52-1380	
雲南市	総務部危機管理室	雲南市木次町里方521-1	T:0854-40-1027 F:0854-40-1029	
奥出雲町	総務課	仁多郡奥出雲町三成358-1	T:0854-54-2505 F:0854-54-1229	
飯南町	総務課	飯石郡飯南町下赤名880	T:0854-76-2211 F:0854-76-2221	
川本町	総務財政課	邑智郡川本町大字川本27 1-3	T:0855-72-0631 F:0855-72-0635	
美郷町	総務課	邑智郡美郷町粕淵168	T:0855-75-1211 F:0855-75-1218	
邑南町	総務課危機管理室	邑智郡邑南町矢上6000	T:0855-95-0810 F:0855-95-2351	
津和野町	総務財政課	鹿足郡津和野町日原54-25	T:0856-74-0021、 0028（直） F:0856-74-0002	
吉賀町	総務課	鹿足郡吉賀町六日市750	T:0856-77-1111 F:0856-77-1891	
海士町	総務課	隠岐郡海士町海士1490	T:08514-2-0113 F:08514-2-0357	
西ノ島町	総務課	隠岐郡西ノ島町浦郷534	T:08514-6-0101 F:08514-6-0683	
知夫村	総務課	隠岐郡知夫村1065	T:08514-8-2211 F:08514-8-2093	
隠岐の島町	総務課危機管理室	隠岐郡隠岐の島町城北町1	T:08512-2-2111 F:08512-2-6005	

《教育委員会》

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
松江市 教育委員会	教育総務課	松江市末次町86	T:0852-55-5424 F:0852-55-5534	
浜田市 教育委員会	教育部教育総務課	浜田市殿町1	T:0855-22-2612 F:0855-22-5090	
出雲市 教育委員会	教育政策課	出雲市今市町70	T:0853-21-6874 F:0853-21-6192	
益田市 教育委員会	教育総務課	益田市常盤町1-1	T:0856-31-0441 F:0856-24-1380	
大田市 教育委員会	総務課	大田市大田町大田1111	T:0854-82-1600(代) F:0854-82-5395	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
安来市 教育委員会	教育総務課	安来市広瀬町広瀬703	T:0854-23-3230 F:0854-23-3283	
江津市 教育委員会	学校教育課	江津市江津町1525	T:0855-52-2501 F:0855-52-4369	
雲南市 教育委員会	教育総務課	雲南市木次町里方521-1	T:0854-40-1071 F:0854-40-1079	
奥出雲町 教育委員会	教育総務課	仁多郡奥出雲町横田1037	T:0854-52-2672 F:0854-52-2679	
飯南町 教育委員会		飯石郡飯南町下赤名880	T:0854-76-3944 F:0854-76-3945	
川本町 教育委員会	教育課	邑智郡川本町川本332-15	T:0855-72-0704 F:0855-72-1061	
美郷町 教育委員会	教育課	邑智郡美郷町粕淵168	T:0855-75-1217 F:0855-75-1386	
邑南町 教育委員会	学校教育課	邑智郡邑南町淀原153-1	T:0855-83-1126 F:0855-83-2013	
津和野町 教育委員会		鹿足郡津和野町後田64-6	T:0856-72-1854 F:0856-72-1650	
吉賀町 教育委員会		鹿足郡吉賀町六日市648	T:0856-77-1285 F:0856-77-0040	
海士町 教育委員会	教育総務課	隠岐郡海士町海士1490	T:08514-2-1222(代) F:08514-2-1633	
西ノ島町 教育委員会	教育課	隠岐郡西ノ島町浦郷544-38	T:08514-6-0171 F:08514-6-1028	
知夫村 教育委員会		隠岐郡知夫村1065	T:08514-8-2301 F:08514-8-2302	
隠岐の島町 教育委員会	総務学校教育課	隠岐郡隠岐の島町今津346番地2	T:08512-2-2206 F:08512-2-0619	

【消防本部】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
松江市消防本部	通信指令課	松江市学園南1丁目17-3	T:0852-32-9141 F:0852-22-0150	
安来市消防本部	通信指令課	安来市飯島町711-1	T:0854-22-0119 F:0854-23-1987	
雲南消防本部	通信指令課	雲南市木次町里方1100-6	T:0854-40-0119 F:0854-42-2444	
出雲市消防本部	警防課	出雲市渡橋町253-1	T:0853-21-6923 F:0853-21-8241	【夜間・休日は 指令課】 T:0853-21-6924 F:0853-21-6925
大田市消防本部	総務課	大田市大田町大田イ1-1	T:0854-82-0650 F:0854-82-6570	
江津邑智消防組合消防本部	総務課	江津市渡津町961-19	T:0855-52-0119 F:0855-52-0201	
浜田市消防本部	警防課	浜田市原井町908-11	T:0855-22-0119 F:0855-23-1228	
益田広域消防本部	警防課	益田市あけぼの東町8-6	T:0856-31-0240 F:0856-24-2217	【通信司令室】 T:0856-31-0223
隠岐広域連合消防本部	警防課	隠岐郡隠岐の島町平440-1	T:08512-2-2300 F:08512-3-1191	

2 動員体制

(1) 県職員数

※参考資料として、「平成29年度島根県災害動員体制表（災害体制別）」を掲載。
第三動員が各班の職員総数を示します。

平成29年度 島根県災害動員体制表（災害体制別）

※複数の地区をかけた構成機関の動員数は、()で記載しています。

部/地区	班名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては ()内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風 水 害 第一動員	風 水 害 第二動員	風 水 害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
政策企画局	政策企画監班		2	3	17	2	3	17	2	3	17	1	1	2	
政策企画局	秘書班		0	2	8	0	2	8	0	2	8	0	0	2	
政策企画局	統計調査班		0	3	32	0	3	32	0	3	32	0	0	0	
総務部	総務班		2	4	25	2	4	25	2	4	25	2	4	25	
総務部	人事班		0	6	29	0	6	29	0	6	29	0	6	29	
総務部	財政班		0	2	18	0	2	18	0	2	18	0	2	18	
総務部	税務班		0	2	17	0	2	17	0	2	17	0	2	17	
総務部	管財班		0	4	22	0	4	22	0	4	22	2	4	22	
総務部	営繕班		0	8	14	0	8	14	0	4	14	0	4	14	
総務部	総務事務センター		0	9	35	0	9	35	0	9	35	0	9	35	
広報部	広報班		2	2	7	2	2	7	2	2	7	2	2	2	
広報部	県民対話班		0	1	3	0	1	3	0	1	3	0	0	1	
防災部	事務局		26	47	63	26	47	63	24	41	63	24	41	63	防災航空管理所、原子力環境センターを含む

部／地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風 水 害 第一動員	風 水 害 第二動員	風 水 害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
地域振興部	地 域 政 策 班		3	6	10	3	6	10	3	6	10	1	3	10	
地域振興部	しまね暮らし推進 班		1	4	16	1	4	16	1	4	16	1	2	16	
地域振興部	市 町 村 班		1	6	19	1	6	19	1	6	19	1	6	19	
地域振興部	情 報 政 策 班		2	8	17	2	8	17	2	8	17	2	8	17	
地域振興部	交 通 対 策 班		1	4	12	1	4	12	1	2	12	1	2	12	
環境生活部	環境生活総務班		2	6	22	2	6	22	2	6	22	2	6	22	
環境生活部	人権同和対策班		0	2	10	0	2	10	0	2	10	0	2	10	
環境生活部	文 化 国 際 班		0	2	10	0	2	10	0	2	10	0	2	10	
環境生活部	自 然 環 境 班		0	2	11	0	2	11	0	2	11	0	2	11	
環境生活部	環 境 政 策 班		0	2	19	0	2	19	0	2	19	0	2	19	
環境生活部	廃棄物対策班		0	2	11	0	2	11	0	2	11	0	2	11	
健康福祉部	健康福祉総務班		4	7	17	4	7	17	4	7	17	4	7	17	
健康福祉部	地 域 福 祉 班		1	5	17	1	5	17	1	5	17	1	5	17	
健康福祉部	医 療 政 策 班		1	9	25	1	9	25	1	9	25	1	9	25	
健康福祉部	健 康 推 進 班		1	7	30	1	7	30	1	7	30	1	7	30	
健康福祉部	高 齢 者 福 祉 班		1	7	24	1	7	24	1	7	24	1	7	24	
健康福祉部	青 少 年 家 庭 班		1	3	17	1	3	17	1	3	17	1	3	17	
健康福祉部	子ども・子育て 支 援 班		1	2	15	1	2	15	1	2	15	1	2	15	

部／地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけもつ構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風 水 害 第一動員	風 水 害 第二動員	風 水 害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
健康福祉部	障がい福祉班		1	7	22	1	7	22	1	7	22	1	7	22	
健康福祉部	薬事衛生班		1	10	18	1	10	18	1	10	18	1	10	18	
健康福祉部	保健環境科学 研究所		0	10	29	0	10	29	0	10	29	0	10	29	
農林水産部	農林水産総務班		3	8	29	3	8	29	3	8	29	3	8	29	
農林水産部	農業経営班		0	2	28	0	2	28	0	2	28	0	2	28	
農林水産部	農産園芸班		0	4	29	0	4	29	0	4	29	0	4	29	
農林水産部	畜産班		0	1	23	0	1	23	0	1	23	0	1	23	
農林水産部	しまねブランド推 進班		0	1	7	0	1	7	0	1	7	0	1	7	
農林水産部	農村整備班		0	2	18	0	2	18	0	2	18	0	2	18	
農林水産部	農地整備班		3	11	16	3	11	16	3	11	16	0	3	16	
農林水産部	林業班		0	2	27	0	2	27	0	2	27	0	2	27	
農林水産部	森林整備班		4	10	29	4	10	29	4	10	29	4	10	29	
農林水産部	水産班		1	3	27	2	4	27	1	3	27	1	3	27	
農林水産部	漁港漁場整備班		1	2	14	1	2	14	0	2	14	0	2	14	
商工労働部	商工政策班		2	3	13	2	3	13	2	3	13	2	3	13	
商工労働部	観光振興班		0	3	24	0	3	24	0	3	24	0	3	24	
商工労働部	しまねブランド推 進班		0	2	14	0	2	14	0	2	14	0	2	14	
商工労働部	産業振興班		0	3	28	0	3	28	0	3	28	0	3	28	

部／地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
商工労働部	企業立地班		0	3	10	0	3	10	0	3	10	0	3	10	
商工労働部	中小企業班		0	3	14	0	3	14	0	3	14	0	3	14	
商工労働部	雇用政策班		0	3	16	0	3	16	0	3	16	0	3	16	
土木部	土木総務班		3	5	24	3	5	24	3	4	24	3	4	24	
土木部	技術管理班		0	3	25	0	3	25	0	3	25	0	0	0	
土木部	用地対策班		0	3	13	0	3	13	0	3	13	0	0	0	
土木部	道路維持班		2	5	17	2	5	17	2	5	17	2	5	17	
土木部	道路建設班		1	3	15	1	3	15	1	3	15	1	2	4	
土木部	高速道路推進班		1	2	10	1	2	10	1	2	10	1	2	10	
土木部	河 川 班		7	8	27	5	6	27	7	7	27	0	0	0	
土木部	斐伊川・神戸川対策班		0	2	8	0	2	8	0	2	8	0	0	0	
土木部	港湾空港班		4	7	12	4	7	12	2	6	12	0	0	0	
土木部	砂 防 班		2	4	17	2	4	17	2	4	17	2	4	17	
土木部	都市計画班		0	6	21	0	6	21	0	3	21	0	0	0	
土木部	下水道推進班		2	3	13	2	3	13	0	2	13	0	0	0	
土木部	建築住宅班		2	4	22	2	4	22	2	4	22	0	0	0	
出納部	会 計 班		2	6	12	2	4	12	2	4	12	2	4	12	
出納部	審 査 班		0	2	22	0	2	22	0	0	22	0	0	22	

部／地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
企 業 部	総 務 班		1	2	12	1	2	12	1	2	12	1	2	12	
企 業 部	経 営 班		1	2	9	1	2	9	1	2	9	1	2	9	
企 業 部	施 設 班		1	2	12	1	2	12	1	2	12	1	2	12	
病 院 部	県 立 病 院 班		3	3	6	3	3	6	3	3	6	3	3	6	
教 育 部	総 務 班		3	3	23	3	3	23	3	3	23	3	3	23	
教 育 部	教 育 施 設 班		1	2	15	1	2	15	1	2	15	1	1	15	
教 育 部	学 校 企 画 班		1	3	31	1	3	31	1	3	31	1	3	31	
教 育 部	教 育 指 導 班		1	3	33	1	3	33	1	3	33	1	3	33	
教 育 部	特 別 支 援 教 育 班		1	1	10	1	1	10	1	1	10	1	1	10	
教 育 部	保 健 体 育 班		1	3	17	1	3	17	1	3	17	1	3	17	
教 育 部	社 会 教 育 班		1	3	11	1	3	11	1	3	11	1	3	11	
教 育 部	人 権 同 和 教 育 班		0	1	8	0	1	8	0	1	8	0	1	8	
教 育 部	文 化 財 班		1	3	27	1	3	27	1	3	27	1	3	27	
教 育 部	福 利 班		1	2	5	1	2	5	1	2	5	1	2	5	
本	部	計	111	366	1,504	110	363	1,504	104	343	1,504	89	290	1,292	
松 江	総 務 班 (松 江 県 土)		7	11	11	7	11	11	7	11	11	7	11	11	松江県土整備事務所
松 江	総 務 班 (東 部 県 民)		12	14	59	12	14	59	12	14	59	12	14	59	東部県民センター
松 江	保 健 班		5	23	60	5	23	60	5	23	60	5	23	60	松江保健所

部/地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風 水 害 第一動員	風 水 害 第二動員	風 水 害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
松	江農林班 松江		10	24	49	10	24	49	10	24	49	10	24	49	東部農林振興センター
松	江農林班 安来支所		1	2	9	1	2	9	1	2	9	1	2	9	東部農林振興センター松江地域普 及部安来支所
松	江農林班 家畜衛生 (松 江)		1	2	6	1	2	6	1	2	6	1	2	6	東部農林振興センター松江家畜衛 生部
松	江水 産 班		2	4	14	2	4	14	2	4	14	2	4	8	松江水産事務所
松	江土木班 松江		12	47	102	12	47	102	12	47	102	9	26	102	松江県土整備事務所
松	江土木班 広瀬		19	25	29	19	25	29	19	25	29	19	25	29	松江県土整備事務所広瀬土木事業 所
松	江流域下水道管理 事務 所		1	4	4	1	4	4	1	2	4	1	2	4	央道湖流域下水道管理事務所
松	江企業局東部事務班		22	22	22	2	15	22	2	15	22	2	2	22	斐伊川水道グループ（雲南地区） を含む
松	江教 育 班		1	3	14	1	3	14	1	3	14	1	3	14	松江教育事務所
松	江 地 区	計	93	181	379	73	174	379	73	172	379	70	138	373	
雲	南総 務 班		3	6	19				3	6	19	3	3	6	雲南県土整備事務所 * 体制継続時等の応援（松江 地区総務班から）を含まない
雲	南保 健 班		3	13	25				3	13	25	3	8	12	雲南保健所
雲	南農林班 雲南		2	12	24				2	12	24	2	12	24	東部農林振興センター 雲南事務所
雲	南農林班 家畜衛生 (出 雲)	○	(1)	(2)	(9)				(1)	(2)	(9)	(1)	(2)	(9)	東部農林振興センター 出雲家畜衛生部
雲	南土木班 雲南		5	17	53				7	18	53	4	5	19	雲南県土整備事務所
雲	南土木班 仁多		3	8	17				5	10	17	1	6	9	雲南県土整備事務所 仁多土木事業所
雲	南教 育 班	○	(1)	(3)	(14)				(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	出雲教育事務所（出雲）

部/地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけたもつ構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風 水 害 第一動員	風 水 害 第二動員	風 水 害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
雲 南 地 区		計	16	56	138	0	0	0	20	59	138	13	34	70	雲南 計（重複除く）
出 雲	総 務 班		5	10	18	5	10	18	5	10	18	5	10	18	出雲県土整備事務所（業務部長・総務課・契約業務課）※所長を除く 東部県民センター出雲事務所
出 雲	保 健 班		3	10	35	3	10	35	3	10	35	3	10	17	出雲保健所
出 雲	農 林 班 出 雲		2	12	21	2	12	21	2	12	21	2	12	21	東部農林振興センター 出雲事務所
出 雲	農林班 家畜衛生 (出 雲)		1	2	9	1	2	9	1	2	9	1	2	9	東部農林振興センター 出雲家畜衛生部
出 雲	水 産 班	○	(2)	(4)	(14)	(2)	(4)	(14)	(2)	(4)	(14)	(2)	(4)	(8)	松江水産事務所（松江）
出 雲	土 木 班		91	91	91	26	48	91	26	48	91	26	48	91	出雲県土整備事務所 ※所長含む ※上記総務班の動員を除く
出 雲	出雲空港管理事務 班		3	8	14	3	8	14	3	8	14	5	7	14	
出 雲	流域下水道管理事務 所	○	(1)	(4)	(4)	(1)	(4)	(4)	(1)	(2)	(4)	(1)	(2)	(4)	宍道湖流域下水道管理事務所（松江）
出 雲	教 育 班		1	3	15	1	3	15	1	3	15	1	3	15	出雲教育事務所
出 雲 地 区		計	106	136	203	41	93	203	41	93	203	43	92	185	出雲 計（重複除く）
大 田	総 務 班		3	7	13	3	7	13	3	7	13	3	7	13	県央県土整備事務所大田事業所 西部県民センター県央事務所
大 田	保 健 班		3	8	29	3	8	29	3	8	29	3	8	29	県央保健所
大 田	農 林 班		2	4	8	2	4	8	2	4	8	2	4	8	西部農林振興センター県央事務所 農業普及部大田支所
大 田	農林班 家畜衛生 (江 津)	○	(1)	(3)	(7)	(1)	(3)	(7)	(1)	(3)	(7)	(1)	(3)	(7)	西部農林振興センター江津家畜衛生部
大 田	水 産 班	○	(2)	(7)	(16)	(2)	(7)	(16)	(2)	(7)	(16)	(2)	(7)	(16)	浜田水産事務所（浜田）
大 田	土 木 班		20	37	37	20	37	37	9	18	37	6	12	37	県央県土整備事務所大田事業所

部/地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけもつ構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風 水 害 第一動員	風 水 害 第二動員	風 水 害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
大 田	教 育 班	○	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(14)	浜田教育事務所(浜田)
大 田	地 区	計	28	56	87	28	56	87	17	37	87	14	31	87	大田 計(重複除く)
川 本	総 務 班		5	7	7				3	5	7	2	3	5	県央県土整備事務所大田事業所 ※体制継続時等の応援(浜田地区総 務班又は本庁総務部から)を含まない
川 本	保 健 班	○	(3)	(8)	(29)				(3)	(8)	(29)	(3)	(8)	(29)	県央保健所(大田)
川 本	農 林 班		2	11	16				2	11	16	2	11	16	西部農林振興センター 県央事務所
川 本	農林班 家畜衛生 (江津)	○	(1)	(3)	(7)				(1)	(3)	(7)	(1)	(3)	(7)	西部農林振興センター江津家畜衛 生部
川 本	土 木 班		32	41	41				7	14	41	7	11	17	県央県土整備事務所大田事業所
川 本	教 育 班	○	(1)	(3)	(14)				(1)	(3)	(14)	(1)	(3)	(7)	浜田教育事務所(浜田)
川 本	地 区	計	39	59	64	0	0	0	12	30	64	11	25	38	川本 計(重複除く)
浜 田	総 務 班		4	19	41	4	19	41	4	19	41	4	19	41	浜田県土整備事務所 西部県民センター (※商工労政事務所を含む)
浜 田	保 健 班		2	17	34	2	17	34	2	17	34	2	17	34	浜田保健所
浜 田	農 林 班 浜 田		10	23	50	10	23	50	10	23	50	10	23	50	西部農林振興センター
浜 田	農林班 家畜衛生 (江津)		(1)	(3)	(7)	(1)	(3)	(7)	(1)	(3)	(7)	(1)	(3)	(7)	西部農林振興センター 江津家畜衛生部
浜 田	水 産 班		2	7	16	2	7	16	2	7	16	2	7	16	浜田水産事務所
浜 田	土 木 班		19	73	83	19	73	83	25	60	83	12	63	83	浜田県土整備事務所
浜 田	浜田河川総合開発 事務		2	7	29	0	3	29	2	7	29	0	3	29	浜田河川総合開発事務所
浜 田	浜田港湾振興班		2	6	8	2	6	8	2	6	8	2	6	8	浜田港湾振興センター

部/地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
浜 田	教 育 班	○	1	3	14	1	3	14	1	3	14	1	3	14	浜田教育事務所
浜 田	企業局西部事務班		5	9	19	5	9	19	1	9	19	1	1	19	企業局西部事務所
浜 田 地 区		計	47	164	287	45	160	287	49	151	287	34	142	287	浜田 計（重複除く）
益 田	総 務 班		3	8	16	3	8	16	3	8	16	3	8	16	益田県土整備事務所 西部県民センター益田事務所
益 田	保 健 班		4	16	29	4	16	29	4	16	29	2	7	16	益田保健所
益 田	農 林 班 益 田		2	7	24	2	7	24	2	7	24	2	7	24	西部農林振興センター益田事務所
益 田	農林班 家畜衛生 (益 田)		1	2	5	1	2	5	1	2	5	1	2	5	西部農林振興センター 益田家畜衛生部
益 田	水 産 班	○	(2)	(7)	(16)	(2)	(7)	(16)	(2)	(7)	(16)	(2)	(7)	(16)	浜田水産事務所
益 田	土 木 班 益 田		8	20	74	8	20	74	7	20	74	4	8	74	益田県土整備事務所
益 田	土 木 班 津 和 野		6	10	31	0	0	0	2	4	31	2	8	31	益田県土整備事務所 津和野土木事業所
益 田	教 育 班		1	3	11	1	3	11	1	3	11	1	3	11	益田教育事務所
益 田 地 区		計	25	66	190	19	56	159	20	60	190	15	43	177	益田 計（重複除く）
隠 岐	総 務 班		10	12	14	10	12	14	10	12	14	10	12	14	隠岐支庁県民局（島前地区は県土整備局島前事業部に兼務職員1名あり）
隠 岐	保 健 班 (隠 岐 の 島)		3	9	19	3	9	19	3	9	19	3	9	19	隠岐保健所
隠 岐	保 健 班 (島 前)		1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	隠岐保健所 島前保健環境課
隠 岐	農 林 班 (隠 岐 の 島)		3	8	23	3	8	23	3	8	23	3	8	23	隠岐支庁農林局
隠 岐	農 林 班 (島 前)		0	1	3	0	1	3	0	1	3	0	1	3	隠岐支庁農林局島前地域振興課、 林業振興・普及第二課（島前担当）

部/地区	班 名	重 複	地震災害動員体制			津波災害動員体制			風水害動員体制			雪害動員体制			備 考 ※地区をかけた構成機関で所在地 が他の地区にあるものについては () 内に所在地の地区を表示。
			地震災害 第一動員	地震災害 第二動員	地震災害 第三動員	津波災害 第一動員	津波災害 第二動員	津波災害 第三動員	風水害 第一動員	風水害 第二動員	風水害 第三動員	雪 害 第一動員	雪 害 第二動員	雪 害 第三動員	
隠岐	水産班 (隠岐の島)		3	8	14	3	8	14	3	8	14	3	8	14	隠岐支庁水産局
隠岐	水産班 (島前)		1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	隠岐支庁水産局 島前出張所
隠岐	土木班 (隠岐の島)		46	46	46	6	25	46	9	27	46	9	17	46	隠岐県土整備局
隠岐	土木班 (島前)		12	12	12	3	6	12	3	12	12	3	6	12	隠岐県土整備局島前事業部
隠岐	土木班 隠岐空港管		1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	隠岐県土整備局空港管理事務所
隠岐	教育班		2	4	11	2	4	11	2	4	11	2	4	11	教育事務所
隠岐地区		計	82	106	154	33	79	154	36	87	154	36	71	154	隠岐 計 (重複除く)
県外	東京		0	0	18	0	0	0	0	0	18	0	0	0	
県外	大阪		0	0	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0	
県外	(名古屋)				1						1				
県外	広島		0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	0	
県外事務所		計	0	0	33	0	0	5	0	0	33	0	0	0	
本部・地区本部合計			547	1,190	3,039	349	981	2,778	372	1,032	3,039	325	866	2,663	合計 (重複除く)

(2) 市町村職員数

資料：県（市町村課、教育庁総務課）

一般職員：平成29年4月1日

教育職員：平成29年5月1日

市町村名	一般職員	教育職員	計
松江市	1,079	1,203	2,282
浜田市	432	405	837
出雲市	757	1,105	1,862
益田市	322	416	738
大田市	308	302	610
安来市	334	329	663
江津市	222	181	403
雲南市	389	324	713
市計	3,843	4,265	8,108
奥出雲町	118	129	247
飯南町	82	67	149
川本町	47	26	73
美郷町	77	51	128
邑南町	142	109	251
津和野町	106	66	172
吉賀町	76	97	173
海士町	49	28	77
西ノ島町	59	22	81
知夫村	26	17	43
隠岐の島町	199	151	350
町村計	981	763	1,744
市町村計	4,824	5,028	9,852

(注) 教育職員については、小学校・中学校の教員数

一般職員については、一般行政職

(3) 市町村別消防職員数

資料:消防総務課(平成29年4月1日)

消防本部	合計												その他職員
		小計	消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
松江市	252	250	0	0	1	3	7	34	55	84	5	61	2
浜田市	117	116	0	0	0	1	7	12	44	28	9	15	1
出雲市	210	208	0	0	1	2	8	37	58	31	39	32	2
大田市	82	82	0	0	0	0	1	17	16	14	12	22	0
安来市	89	89	0	0	0	0	1	11	27	18	12	20	0
雲南広域連合	110	110	0	0	0	1	7	12	35	21	28	6	0
益田地区広域市町村圏事務組合	122	122	0	0	0	1	4	12	15	39	7	44	0
江津邑智消防組合	128	128	0	0	0	1	7	17	22	28	21	32	0
隠岐広域連合	68	67	0	0	0	0	1	5	22	15	8	16	1
合計	1,178	1,172	0	0	2	9	43	157	294	278	141	248	6

出典元:H29消防防災・震災対策基本調査 第02表、第04表

(4) 市町村別消防団員数

資料:消防総務課(平成29年4月1日)

市町村	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
松江市	1	33	41	46	0	254	1,732	2,107
浜田市	1	15	31	38	66	129	644	924
出雲市	1	21	44	49	151	199	1,274	1,739
益田市	1	5	22	22	71	75	461	657
大田市	1	5	28	28	28	81	673	844
安来市	1	5	22	16	35	72	547	698
江津市	1	4	23	23	74	62	412	599
雲南市	1	21	44	47	85	202	811	1,211
奥出雲町	1	2	18	9	59	58	413	560
飯南町	1	2	10	16	0	32	218	279
川本町	1	2	4	8	10	17	136	178
美郷町	1	3	9	18	0	27	216	274
邑南町	1	3	11	13	19	41	445	533
津和野町	1	2	10	10	28	50	202	303
吉賀町	1	2	9	12	39	38	158	259
海士町	1	1	2	1	0	13	95	113
西ノ島町	1	2	4	3	0	19	149	178
知夫村	1	1	3	3	0	4	63	75
隠岐の島町	1	5	12	15	0	51	403	487
合 計	19	134	347	377	665	1,424	9,052	12,018

3 市町村別推計人口・世帯数

資料：平成27年国勢調査

市町村	推 計 人 口			人口密度 (人/km ²)	65歳以上人口	昼間人口	夜間人口	世帯数
	総 数	男	女		総 数			
松江市	206,230	99,565	106,665	359.9	56,386	213,717	206,230	83,031
浜田市	58,105	28,600	29,505	84.1	19,430	59,574	58,105	24,498
出雲市	171,938	82,707	89,231	275.4	49,563	168,930	171,938	60,130
益田市	47,718	22,468	25,250	65.1	16,674	48,032	47,718	19,037
大田市	35,166	16,616	18,550	80.7	13,345	34,672	35,166	13,613
安来市	39,528	18,859	20,669	93.9	13,816	38,263	39,528	12,805
江津市	24,468	11,397	13,071	91.2	8,942	23,763	24,468	10,123
雲南市	39,032	18,647	20,385	70.6	14,228	36,391	39,032	12,527
仁多郡	13,063	6,216	6,847	—	5,314	12,679	13,063	4,464
奥出雲町	13,063	6,216	6,847	35.5	5,314	12,679	13,063	4,464
飯石郡	5,031	2,359	2,672	—	2,187	5,175	5,031	1,842
飯南町	5,031	2,359	2,672	20.7	2,187	5,175	5,031	1,842
邑智郡	19,443	9,173	10,270	—	8,484	19,227	19,443	7,691
川本町	3,442	1,604	1,838	32.3	1,493	3,859	3,442	1,457
美郷町	4,900	2,309	2,591	17.3	2,212	4,433	4,900	2,010
邑南町	11,101	5,260	5,841	26.5	4,779	10,935	11,101	4,224
鹿足郡	14,027	6,516	7,511	—	6,230	13,720	14,027	6,110
津和野町	7,653	3,530	4,123	24.9	3,462	7,267	7,653	3,300
吉賀町	6,374	2,986	3,388	18.9	2,768	6,453	6,374	2,810
隠岐郡	20,603	9,989	10,614	—	8,049	20,627	20,603	9,137
海士町	2,353	1,125	1,228	70.4	918	2,399	2,353	1,057
西ノ島町	3,027	1,537	1,490	54.1	1,262	3,012	3,027	1,499
知夫村	615	308	307	44.9	305	612	615	331
隠岐の島町	14,608	7,019	7,589	60.2	5,564	14,604	14,608	6,250
県 計	694,352	333,112	361,240	103.5	222,648	694,770	694,352	265,008

4 通信

(1) 島根県防災行政無線局一覧表

資料:消防総務課(平成30年1月31日)

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考		
統制局		ぼうさい しまねけんちょう	県	防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内			
			関係機関 (国)	自衛隊島根地方協力本部	松江市向島134-10	県庁局内線		
松江	合庁局	ぼうさい まつえごうちょう	県	松江合庁	松江市東津田町1741-1 島根県松江市合同庁舎内			
	多重局	ぼうさい しょうぼうがっこう	県	松江保健所	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ内	松江合庁局 内線		
				消防学校	松江市乃木福富町735-157			
		ぼうさい 21Cプラザ ぼうさい ひろせどぼく ぼうさい ふべだむ ぼうさい やまさだむ	県	島根広域防災拠点	松江市乃木福富町735-186	消防学校内線		
				21Cプラザ	松江市北陵町1番地			
				広瀬土木事業所	安来市広瀬町石原357-1			
				広瀬土木事業所 布部ダム管理所	安来市広瀬町布部2845-20			
				広瀬土木事業所 山佐ダム管理所	安来市広瀬町上山佐3036-11			
				市町村	松江	松江市末次町86番地		
		ぼうさい まつえ ぼうさい まつえしょうぼう ぼうさい やすぎしょうぼう	市町村 (消防)	松江消防本部	松江市学園南1丁目17番3号			
				安来市消防本部	安来市飯島町711番地1			
	ぼうさい まつえせきじゅうじ1 ぼうさい ほげんかがく ぼうさい まつえかちく ぼうさい とうぶじむしょ ぼうさい とうぶじょうかせんたー ぼうさい りよっかせんたー			県	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地		
		保健環境科学研究所	松江市西浜佐陀町582-1					
		東部農林振興センター 松江家畜衛生部	松江市東出雲町錦浜474-2					
		東部事務所	安来市上坂田町545-1					
		宍道湖流域下水道管理事務所 東部浄化センター	松江市竹矢町1444					
		緑化センター	松江市宍道町佐々布3575番地					
		市町村	安来市		安来市安来町878番地2			
		ぼうさい やすぎ ぼうさい まつえきしょう ぼうさい さかいかいほ ぼうさい はちかんみほ ぼうさい みほじえいたい ぼうさい まつえほうそう ぼうさい さんいんほうそう ぼうさい さんいんちゅうおうてれび1 ぼうさい にほんかいてれび ぼうさい えふえむさんいん	関係機関 (国)		松江地方气象台	松江市西津田7丁目1番11号		
					第八管区海上保安本部 境海上保安部	鳥取県境港市昭和町9		
					第八管区海上保安本部 美保航空基地	鳥取県境港市佐斐神町2064番地 (米子空港内)		
	航空自衛隊美保基地			鳥取県境港市小篠津町2258				
	関係機関 (放送)			日本放送協会 松江放送局	松江市灘町1の21			
				株式会社山陰放送	鳥取県米子市西福原1丁目1番71号			
				山陰中央テレビジョン 放送株式会社	松江市向島町140番地1			
				日本海テレビジョン 放送株式会社	松江市袖師町2-38			
				株式会社エフエム山陰	松江市殿町383			
合庁局				ぼうさい うんなんごうちょう	県	雲南合庁	雲南市木次町里方531-1 島根県雲南合同庁舎内	
						仁多集合	仁多郡奥出雲町三成555-4 島根県仁多集合庁舎内	
	多重局			ぼうさい うんなんしょうぼう	消防関係 (消防)	雲南消防組合雲南消防本部	雲南市木次町里方1100番地1	
						ぼうさい ちいきげんきゅうせんたー ぼうさい みなりだむ ぼうさい みじろじょうすい ぼうさい うんなん1 ぼうさい おくいずも1 ぼうさい いいなん1	県	中山間地域一 研究センター
	東部事務所 三成ダム			仁多郡奥出雲町三成1393番地5				
	東部事務所 三代浄水場	雲南市加茂町三代96-2						
雲南市	雲南市木次町里方521番地1							
市町村	奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1						
飯南町	飯石郡飯南町下赤名890番地							

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考
出雲	合庁局	ぼうさい いずもごうちょう	県	出雲合庁	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎内	
	多重局	ぼうさい こうくうたい	県	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地	
		ぼうさい いずもしょうぼう	関係機関 (消防)	出雲市消防本部	出雲市渡橋町253番地1	
	端末局	ぼうさい いずもほけん	県	出雲保健所	出雲市塩冶町223の1	
		ぼうさい かちくびょうせい		農畜産振興課 家畜病性鑑定室	出雲市神西沖町918番地4	
		ぼうさい ちゅうおうびょういん		中央病院	出雲市姫原4丁目1番地1	
		ぼうさい こころのいりょうせんたー		こころの医療センター	出雲市下古志町1574番地4	
		ぼうさい のうぎょうぎじゅつせんたー		農業技術センター	出雲市芦渡町2440番地	
		ぼうさい ちくさんぎじゅつせんたー		畜産技術センター	出雲市古志町3775番地	
		ぼうさい せいぶじょうかせんたー		宍道湖流域下水道管理事務所 西部浄化センター	出雲市大社町中荒木2391番地	
ぼうさい いずも1	市町村	出雲市	出雲市今市町70番地			
ぼうさい いずもじえいたい1	関係機関 (国)	陸上自衛隊 出雲駐屯地	出雲市松寄下町1142-1			
川本	合庁局	ぼうさい かわもとごうちょう	県	川本合庁	邑智郡川本町川本265-3 島根県川本合同庁舎内	
	集合局	ぼうさい おおだしゅうごう	県	大田集合	大田市大田町大田イ1番3 島根県大田集合庁舎内	
	多重局	ぼうさい さんべだむ	県	大田土木事業所 大三瓶ダム管理所	大田市三瓶町野城イ849-24	
		ぼうさい おおだしょうぼう	関係機関 (消防)	大田市消防本部	大田市大田町大田字南代イ1-1	
	端末局	ぼうさい けんみんけんおう	県	西部県民センター 県中央事務所	大田市大田町大田イ236-4	
		ぼうさい おおだ1	市町村	大田市	大田市大田町大田口1111番地	
		ぼうさい かわもと1		川本町	邑智郡川本町大字川本271-3	
		ぼうさい みさと1		美郷町	邑智郡美郷町粕淵168番地	
	ぼうさい おおなん1	邑南町		邑智郡邑南町矢上6000番地		
	浜田	合庁局	ぼうさい はまだごうちょう	県	浜田合庁	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内
多重局		ぼうさい やとだむ	県	浜田県土整備事務所 八戸ダム管理所	江津市桜江町八戸1661-35	
		ぼうさい はまだだむ		浜田県土整備事務所 浜田ダム管理所	浜田市河内町3222	
		ぼうさい おんべだむ		浜田県土整備事務所 御部ダム管理所	浜田市三隅町黒沢2368-6	
		ぼうさい おおながみだむ		浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所	浜田市長見町934-14	
		ぼうさい ごうつしょうぼう	関係機関 (消防)	江津邑智消防組合消防本部	江津市渡津町961番地19	
		ぼうさい はまだしょうぼう		浜田市消防本部	浜田市原井町908番11	
端末局		ぼうさい すいさんぎじゅつ	県	水産技術センター	浜田市瀬戸ヶ島町25-1	
		ぼうさい けんぎよぎょうむせん		水産技術センター 漁業無線指導所	浜田市港町138-2	
		ぼうさい はまだこうわんかんり		浜田港湾振興センター	浜田市熱田町2135-2	
		ぼうさい せいぶじむしょ		西部事務所	江津市松川町上河戸703	
		ぼうさい きつかだむ	西部事務所 木都賀ダム操作所	浜田市弥栄町木都賀イ1984-3		
		ぼうさい はまだ1	市町村	浜田市	浜田市殿町1番地	
	ぼうさい ごうつ1	江津市		江津市江津町1525		
ぼうさい はまだかいほ	関係機関 (国)	第八管区海上保安本部 浜田海上保安部	浜田市長浜町1785-16			

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考
益 田	合庁局	ぼうさい ますだごうちょう	県	益 田 合 庁	益田市昭和町13-1 島根県益田合同庁舎内	
	多重局	ぼうさい つわのどぼく	県	津 和 野 土 木 事 業 所	鹿足郡津和野町町田イ244-2	
		ぼうさい ますだしょうぼう	関係機関 (消防)	益田地区広域市町村圏 事務組合消防本部	益田市あけぼの東町8番地6	
	端末局	ぼうさい いわみくこう	関係機関 (病院)	益田県土整備事務所 石見空港管理所	益田市内田町イ695-2	
		ぼうさい ますだがわだむ		益田県土整備事務所 益田川ダム管理所	益田市久々茂町イ1352-1	
		ぼうさい ますだ	市町村	益 田 市	益田市常盤町1番地1号	
		ぼうさい つわの		津 和 野 町	鹿足郡津和野町日原54番地25	
		ぼうさい よしか		吉 賀 町	鹿足郡吉賀町六日市750番地	
ぼうさい ますだせきじゅうじ1		関係機関 (病院)	益 田 赤 十 字 病 院	益田市乙吉町イ103番地1		
隠 岐	合庁局	ぼうさい おきごうちょう	県	隠 岐 合 庁 局	隠岐郡隠岐の島町港町字塩口ロ241 島根県隠岐合同庁舎内	
	多重局	ぼうさい どうぜんしゅうごう	県	島 前 集 合	隠岐郡西ノ島町別府字飯田56-17	
		ぼうさい ちようしだむ		隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	隠岐郡隠岐の島町原田字一ツ木985-8	
		ぼうさい みただむ		隠岐支庁県土整備局 美田ダム管理所	隠岐郡西ノ島町美田字宮谷151	
		ぼうさい おきしょうぼう	関係機関 (消防)	隠 岐 広 域 連 合 体 消防本部	隠岐郡隠岐の島町平440番地1	
	端末局	ぼうさい おきくこう	県	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所	隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12	
		ぼうさい おきのしま1	市町村	隠 岐 の 島 町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地1	
		ぼうさい あま1		海 士 町	隠岐郡海士町海士1490番地	
		ぼうさい にしのしま1		西 ノ 島 町	隠岐郡西ノ島町浦郷534番地	
		ぼうさい ちぶ1		知 夫 村	隠岐郡知夫村1065番地	

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考
県庁局	携帯局 (車載型)	しまね 1	県	防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内	防災車
		しまね 2			松江市乃木福富町735-186	衛星車載車 車載型半固定
		しまね 3				
		かしま 1		水産技術センター	松江市鹿島町恵曇530-10	車載型半固定
		かしま 2		内水面浅海部	水産技術センター調査試験船やそしま 内	
		しまね 4		道路維持課		
		しまね 5		薬事衛生課	松江市殿町1番地1 島根県庁内	
		原子力 2		原子力安全対策課		原子力防災車
		消防学校 1		消防学校	松江市乃木福富町735-157	
松江	携帯局 (車載型)	松江合庁 1	県	松江県土整備事務所	松江県土整備事務所 松江県松江合同庁舎内	端末型半固定
		まつえ 1		東部県民センター		
		まつえ 2		東部農林振興センター		
		まつえ 3				
		まつえ 4				
		まつえ 5				
		まつえ 6				
		まつえ 7				災害時連絡用
		まつえ 8				災害時連絡用
		松江保健 2		松江保健所		松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ内
		広瀬土木 1		広瀬土木事業所	安来市広瀬町石原357-1	端末型半固定
		ひろせ 1				
		ひろせ 2				
		ひろせ 3				
		ふべだむ 1				安来市広瀬町石原357-1
		ふべだむ 2				
		ふべだむ 3				
		やまさだむ 1		安来市広瀬町石原357-1		
		原子力 1		原子力環境センター	松江市西浜佐陀町582-1	車載型半固定 原子力関係
		原子力 3				原子力関係
原子力 4	原子力関係					
雲南	携帯局 (車載型)	雲南合庁 1	県	雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方531-1 島根県雲南合同庁舎内	端末型半固定
		うんなん 1		東部県民センター		
		うんなん 2		雲南事務所		
		うんなん 3		東部農林振興センター		
		うんなん 4		雲南事務所		
		うんなん 5		雲南県土整備事務所		
		うんなん 6		雲南保健所		
		うんなん 7				
		うんなん 8				
		うんなん 9				
		うんなん 10		雲南県土整備事務所		災害時連絡用
		うんなん 11				災害時連絡用

無線局の区分		識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
雲南	携帯局 (車載型)	仁多集合 1	県	仁多土木事業所	仁多郡奥出雲町三成555-4 島根県仁多集合庁舎内	端末型半固定	
		にた 1					
		にた 2					
		にた 3					
		きじま 1		中山間地域研究センター	飯石郡飯南町上来島1207	車載型半固定	
		きじま 2					
出雲	携帯局 (車載型)	出雲合庁 1	県	出雲県土整備事務所	出雲市大津町1139番地 島根県出雲合同庁舎内	端末型半固定	
		いずも 1		東部県民センター			
		いずも 2		出雲事務所			
		いずも 3		東部農林振興センター			
		いずも 4		出雲事務所			
		いずも 5		出雲県土整備事務所			
		いずも 6					
		いずも 7					
		出雲保健 1		出雲保健所		出雲市塩冶町223-1	車載型半固定
		出雲保健 2					
		航空隊 1		防災航空管理所		出雲市斐川町沖洲2677番地	防災行政波 防災相互波 アナログ
		航空隊 2					260MHz TDMA デジタル
		航空隊 1					
		航空隊 2					
大田	携帯局 (車載型)	大田集合 1	県	県央県土整備事務所 大田事業所	大田市大田町大田イ1番3 島根県大田集合庁舎内	端末型半固定	
		おおだ 1					
		おおだ 2					
		おおだ 3					
		おおだ 4					
		おおだ 5					
		さんべだむ 1			大田市大田町大田イ1番3		
		県央保健 2		県央保健所	大田市長久町長久ハ7-1 島根県県央保健所内		
		県民県央 1		西部県民センター 県央事務所	大田市大田町大田イ236-4 西部県民センター県央事務所 (あすてらす)内	車載型半固定	
県民県央 2							
川本	携帯局 (車載型)	川本合庁 1	県	県央県土整備事務所	邑智郡川本町大字川本265-3 島根県川本合同庁舎内	端末型半固定	
		かわもと 1		西部農林振興センター 県央事務所			
		かわもと 2					
		かわもと 3					
		かわもと 4		県央県土整備事務所			
		かわもと 5					
		かわもと 6					
		かわもと 7					
		かわもと 8					
かわもと 9			災害時連絡用				
浜田	携帯局 (車載型)	浜田合庁 1	県	浜田県土整備事務所	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内	端末型半固定	
		はまだ 1		西部県民センター			
		はまだ 2		西部農林振興センター			
		はまだ 3		浜田県土整備事務所			
		はまだ 4					
		はまだ 5					
		はまだ 6				浜田保健所	

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考				
浜田	携帯局 (車載型)	県	浜田県土整備事務所	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎内					
					は ま だ 7				
					は ま だ 8				
					は ま だ 9	災害時連絡用			
					は ま だ 10	災害時連絡用			
	携帯局 (携帯)		浜 田 ダ ム 1						
			浜 田 ダ ム 2						
			浜 田 ダ ム 3						
			浜 田 ダ ム 4						
			浜 田 ダ ム 5						
	携帯局 (車載型)		大 長 見 ダ ム 1	浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所	浜田市片庭町254				
益田	携帯局 (車載型)	県	益田県土整備事務所	益田市昭和町13-1 島根県益田合同庁舎内	端末型半固定				
			西部県民センター 益田事務所						
			西部農林振興センター 益田事務所						
			益田県土整備事務所						
			益田保健所						
			益田県土整備事務所						
			益田川ダム 1		益田市久々茂町イ1352-1	車載型半固定			
			益田川ダム 2		益田市昭和町13-1				
			津和野土木 1		津和野土木事業所	鹿足郡津和野町町田イ244-2	端末型半固定		
			つわの 1						
			つわの 2						
			隠岐		携帯局 (車載型)	県	隠岐支庁県民局	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐合同庁舎内	端末型半固定
							おき 1		
							おき 2		
							おき 3		
							おき 4		
							おき 5		
							おき 6		
							おき 7		
おき 8									
おき 9									
おき 10									
ちょうしだむ 1	隠岐支庁県土整備局 銚子ダム管理所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24							
島前集合 1				端末型半固定					
どうぜん 1	隠岐支庁県土整備局 島前事業部	隠岐郡西ノ島町別府字飯田56-17							
どうぜん 2									

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
県庁局	携帯局 (携帯)	県	防災部消防総務課	松江市殿町1番地 島根県庁内	260MHzTDMA デジタル	
						しまね 121
						しまね 122
						しまね 123
						しまね 124
						しまね 125
						しまね 126
						しまね 127
						しまね 128
						しまね 129
						しまね 130
						しまね 131
						しまね 132
						しまね 133
						しまね 134
						しまね 135
						しまね 136
						しまね 137
					しまね 138	
					しまね 311	
					しまね 312	
					しまね 313	
					しまね 314	
					しまね 315	
					しまね 316	
					しまね 317	
					しまね 318	
					しまね 319	
					しまね 320	
					しまね 321	
					しまね 322	
					しまね 323	
しまね 324						
しまね 325						
しまね 326						
しまね 327						
しまね 328						
しまね 329						
しまね 330						
しまね 331						
しまね 332						
					防災行政波 防災相互波 アナログ	

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
出雲	携帯局 (ヘリテレ)	県	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地	ヘリテレ設備	
						しまねヘリテレかはん 1
						しまねヘリテレかはん 2
	携帯局		しまね 301	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地	防災行政波 防災相互波 アナログ
			しまね 302			
			しまね 303			
			しまね 304			
			しまね 305			
			しまね 306			
			しまね 307			
			しまね 308			
			しまね 309			
	携帯局 (ヘリ)		しまねヘリ 1			

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
松江	携帯局 (携帯)	県	原子力環境センター	松江西市浜佐陀町582-1	原子力関係 260MHzTDMA	
						原子力 101
						原子力 102
						原子力 103
						原子力 104
						原子力 105
						原子力 106
						原子力 107
						原子力 108
						原子力 109
						原子力 110
						原子力 111
						原子力 112
						原子力 113
						原子力 114
						原子力 115
						原子力 116
						原子力 117
						原子力 118
						原子力 119
						原子力 120
						原子力 121
						原子力 122
						原子力 123
						原子力 124
						原子力 125
						原子力 126
						原子力 127
						原子力 128
						原子力 129
原子力 130						
原子力 131						
原子力 132						
原子力 133						
原子力 134						
原子力 135						
原子力 136						
原子力 137						
原子力 138						

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
忌部	ぼうさいいんべ	県	防災部消防総務課	松江市西忌部町空山2377番地14		
三坂	ぼうさいみさか			松江市島根町野波字足谷5177番3		
仁多	ぼうさいにた			仁多郡奥出雲町三所1290番地13		
佐田	ぼうさいさだ			出雲市佐田町宮内字布子谷1798		
高山	ぼうさいたかやま			大田市温泉津町湯里字見仙3549番地5		
三瓶	ぼうさいさんべ			大田市山口町山口字三瓶山国有地		
大田	ぼうさいおおだちゅうけい			大田市長久町ハ7-1		
江津	ぼうさいごうつ			江津市河平町平田口712-9		
邑南	ぼうさいおおなん			邑智郡邑南町中野3773-12		
大麻	ぼうさいたいま			浜田市三隅末室谷字大麻山1324番地6		
益田	ぼうさいますだ			益田市薄原町イ782番地		
六日市	ぼうさいむいかいち			鹿足郡吉賀町沢田字城下1062番地3		
隠岐	ぼうさいおき			隠岐郡隠岐の島町那久字大曲り1678番地4		
海士	ぼうさいあま			隠岐郡海士町唯山5514-1		
山佐	ぼうさいやまさ			広瀬土木事業所	安来市広瀬町上山佐3177番地	
弥畝	ぼうさいやうね			土木部河川課	浜田市弥栄町程原1171番4	
山賀	ぼうさいやまが			土木部河川課	浜田市鍋石町609番地2	
多古鼻	ぼうさいたこばな			市町村	松江市	松江市島根町多古1994
弘法山	ぼうさいこうぼうさん			松江市鹿島町片匂イノヤ奥880-2		
上の台	ぼうさいうえのだい	市町村 (消防)	管区消防本部	安来市伯太町横屋952-24		
高瀬	ぼうさいたかせ		管区消防本部	雲南市三刀屋町多久和2502番地35		
田野原	ぼうさいたのはら		管区消防本部	邑智郡美郷町上野1033-5		
滝原	ぼうさいたきはら		管区消防本部	邑智郡美郷町亀村158-5		
城山	ぼうさいじょうやま		管区消防本部	浜田市旭町和田1447		
杉山	ぼうさいすぎやま		管区消防本部	鹿足郡吉賀町柿木村大野原758-2		
高鉢	ぼうさいたかはち		管区消防本部	益田市匹見町紙祖ハ521		
比礼振	ぼうさいひれふり		管区消防本部	益田市乙子町1150		
十種ヶ峰	ぼうさいとくさがみね		管区消防本部	山口県山口市阿東嘉年下字十艸神1883-1番地		
深山	ぼうさいみやま		管区消防本部	隠岐郡隠岐の島町東郷股谷1番		
大峯	ぼうさいおおみね		管区消防本部	隠岐郡隠岐の島町西村大峯902番地		
焼火	ぼうさいたくひ		管区消防本部	隠岐郡西ノ島町焼火山1293番地5		

(ア-2)消防救急無線局一覧表

無線局の区分	識別信号	機関名	所属名	施設場所	備考	
出雲	携帯局 (携帯)	しまね 101	県	防災航空管理所	出雲市斐川町沖州2677番地	消防救急用 260MHzSCPC デジタル
		しまね 102				
		しまね 103				
		しまね 104				
		しまね 105				
		しまね 106				
		しまね 107				
		しまね 108				
		しまね 109				
		しまね 110				
	携帯局 (車載型)	こうくうたい 1				
		こうくうたい 2				
	携帯局 (ヘリ)	しまねヘリ 1				

(2) 地域衛星通信ネットワーク地球局一覧

資料：消防総務課(平成30年1月31日)

区分	No.	局名	識別信号	局番・局種	
				局番	細別
県 機 関	1	島根県庁	LASCOMしまねけんまつえ スーパーバードちきゅう	300	
			LASCOMしまねけんまつえ スーパーバードちきゅう ※	301	※島根県庁併設局
	2	島根県車載	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V134(N)	307	
			LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V134(N) ※	308	※島根県車載併設局
	3	島根可搬1	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V008(N)	304	
	4	島根可搬2	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V009(N)	305	
	5	隠岐合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V095(N)	327	
	6	松江合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V094(N)	321	
	7	雲南合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V090(N)	322	
	8	出雲合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V093(N)	323	
	9	川本合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V092(N)	324	
	10	浜田合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V091(N)	325	
	11	益田合同庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V088(N)	326	
	12	仁多集合庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V036(N)	331	
	13	大田集合庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V144(N)	334	
	14	島前集合庁舎	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V085(N)	337	
	15	西部県民センター県央事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V086(N)	519	
	16	防災航空管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V084(N)	335	
	17	消防学校	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V133(N)	338	
	18	中山間地域研究センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V139(N)	477	
	19	出雲保健所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V062(N)	516	
	20	保健環境科学研究所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V060(N)	428	
	21	家畜病性鑑定室	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V141(N)	523	
	22	緑化センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V138(N)	476	
	23	農業技術センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V142(N)	520	
	24	畜産技術センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V143(N)	521	
	25	水産技術センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V147(N)	575	
	26	県漁業無線指導所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V019(N)	570	
	27	松江家畜保健衛生所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V137(N)	429	
	28	広瀬土木事業所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V031(N)	330	
	29	津和野土木事業所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V030(N)	333	
	30	布部ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V038(N)	340	
	31	山佐ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V103(N)	341	
	32	三瓶ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V098(N)	342	
	33	八戸ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V043(N)	343	
	34	第2浜田ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V096(N)	345	
	35	御部ダム管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V104(N)	344	
	36	出雲空港管理事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V084(N) ※	524	※防災航空管理所併設局
	37	石見空港管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V133(N)	610	
	38	隠岐空港管理所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V065(N)	640	
	39	宍道湖東部浄化センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V014(N)	473	
	40	宍道湖西部浄化センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V146(N)	522	
	41	浜田港湾振興センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V018(N)	572	
	42	企業局東部事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V061(N)	431	
	43	企業局三成ダム操作所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V145(N)	474	
	44	企業局三代浄水場	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V140(N)	475	
	45	企業局西部事務所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V011(N)	573	
	46	企業局木都賀ダム操作所	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V148(N)	574	
47	県立中央病院	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V064(N)	517		
48	県立こころの医療センター	LASCOM島根県 島根スーパーバード 可搬地球 V063(N)	518		

区分	No.	局名	識別信号	局番・局種	
				局番	細別
市町村	49	松江市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V135(N)	410	
	50	浜田市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V025(N)	560	
	51	出雲市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V115(N)	500	
	52	益田市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V100(N)	600	
	53	大田市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V120(N)	501	
	54	安来市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V078(N)	411	
	55	江津市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V040(N)	561	
	56	雲南市役所	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V027(N)	464	
	57	奥出雲町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V015(N)	460	
	58	飯南町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V046(N)	469	
	59	川本町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V092(N) ※	540	※川本合同庁舎併設局
	60	美郷町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V128(N)	541	
	61	邑南町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V124(N)	545	
	62	津和野町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V026(N)	604	
	63	吉賀町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V034(N)	606	
	64	海士町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V112(N)	634	
	65	西ノ島町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V114(N)	635	
66	知夫村役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V113(N)	636		
67	隠岐の島町役場	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V080(N)	630		
消防本部	68	松江市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V136(N)	422	
	69	浜田市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V041(N)	566	
	70	出雲市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V105(N)	510	
	71	大田市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V130(N)	513	
	72	安来市消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V073(N)	423	
	73	雲南広域連合雲南消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V035(N)	470	
	74	益田広域消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V099(N)	607	
	75	江津邑智消防組合消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V032(N)	567	
	76	隠岐広域連合消防本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V074(N)	637	
関係機関	77	松江地方气象台	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V066(N)	435	
	78	八管海保 境海上保安部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V087(N)	447	
	79	八管海保 美保航空基地	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V149(N)	446	
	80	八管海保 浜田海上保安部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V022(N)	580	
	81	航空自衛隊美保基地	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V067(N)	445	
	82	陸上自衛隊出雲駐屯地	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V070(N)	526	
83	日本赤十字社島根県支部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V068(N)	436		
警察	84	島根県警察本部	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V049(N)	442	
	85	松江警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V050(N)	443	
	86	安来警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V051(N)	444	
	87	雲南警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V002(N)	481	
	88	出雲警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V052(N)	529	
	89	川本警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V056(N)	551	
	90	浜田警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V003(N)	582	
	91	江津警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V006(N)	583	
	92	益田警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V001(N)	619	
	93	津和野警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V005(N)	620	
	94	隠岐の島警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V057(N)	651	
	95	浦郷警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V058(N)	652	
	96	大田警察署	LASCOM島根県 島根スーパーバンド 可搬地球 V089(N)	531	

5 輸送

(1) 緊急輸送道路一覧

資料：道路維持課（平成25年6月1日時点）
 (未供用の路線は、延長欄を“-”で記載している)

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	山陰道	33.7	松江玉造IC～出雲IC
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	中国自動車道	22.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	浜田自動車道	36.4	全線
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	松江自動車道	10.6	六道ICT～三刀屋木次IC
第1次	高速自動車国道	国土交通省	松江自動車道	24.6	三刀屋木次IC～県境
第1次	一般有料道路	西日本高速道路(株)	山陰道(国道9号 江津道路)	14.5	全線
第1次	一般有料道路	西日本高速道路(株)	山陰道(国道9号 安来道路)	18.6	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 松江道路)	11.0	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 浜田道路)	6.8	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	3.3	高津IC～国道9号交点
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	1.7	久城IC～遠田IC
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号	228.6	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号 出雲バイパス	8.7	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道9号 江津バイパス	2.9	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道54号	64.5	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	国道191号	15.0	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道186号	28.4	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道187号	37.5	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道191号	41.9	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道261号	53.9	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道314号	48.5	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道375号	43.1	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	33.1	(一) 矢尾今市線交点～(一) 本庄福富松江線交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号 東林木バイパス	2.5	市道川跡齋集線～国道431号
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	21.8	(主) 松江島根線交点～県境
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	48.4	県境～(主) 安来木次線交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	2.7	七瀬港～国道431号交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	4.2	(町) 中町中条線交点～西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号 松江だんだん道路	5.2	川津IC～国道9号松江道路交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	3.1	国道9号松江道路交点～国道9号經由～国道431号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江島根線	2.4	国道431号交点～国道9号交点
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	5.3	(一) 出雲空港線交点～国道431号
第1次	主要地方道	島根県	斐川一畑大社線	1.1	(一) 鱈淵寺線交点～河下港 臨港道路(垂水)
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	27.5	国道9号交点～国道54号交点
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線 松江木次線バイパス	1.1	(主) 玉湯吾妻山線交点～(主) 松江木次線現道交点
第1次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	17.1	(主) 松江木次線交点～国道314号交点
第1次	主要地方道	島根県	出雲三刀屋線	15.9	全線
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	19.6	(主) 大田桜江線交点～(主) 川本波多線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田停車場線	0.4	国道9号交点～益田澗川線交点
第1次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	1.5	国道9号交点～(一) 本庄福富松江線交点
第1次	主要地方道	島根県	川本波多線	3.8	(主) 仁摩邑南線交点～国道261号交点
第1次	主要地方道	島根県	隠岐空港線	5.7	全線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	1.5	国道9号交点～(一) 安来インター線
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	9.7	(一) 安来インター線交点～国道432号交点
第1次	主要地方道	島根県	安来木次線	2.2	国道54号交点～雲南市役所
第1次	主要地方道	島根県	大田桜江線	8.8	国道375号交点～(主) 仁摩邑南線交点
第1次	主要地方道	島根県	西郷布施線	0.3	国道485号交点～(町) 中町中条線交点
第1次	主要地方道	島根県	益田澗川線	0.7	(主) 益田停車場線交点～(市) あげぼの有明線交点
第1次	主要地方道	島根県	六道インター線	3.5	全線
第1次	一般県道	島根県	三次江津線	0.4	国道9号江津バイパス交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	斐川上島線	3.0	斐川IC～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	木次直江停車場線	2.1	国道9号交点～町道610号交点
第1次	一般県道	島根県	松江しんじ湖温泉停車場線	0.6	(市) 北松江停車場線恵曇線交点～(主) 松江鹿島美保関線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港線	3.9	全線
第1次	一般県道	島根県	浜田リゾート線	2.6	国道9号交点～浜田東IC
第1次	一般県道	島根県	蟠竜湖線	0.1	(一) 石見空港線交点～国道191号交点
第1次	一般県道	島根県	布部安来線	0.6	(一) 安来インター線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	7.1	(主) 松江鹿島美保関線交点～(市) 八幡大井線交点
第1次	一般県道	島根県	本庄福富松江線	3.0	(一) 美保関八東松江線交点～(市) 允ノ下百歩線交点
第1次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	0.2	国道9号松江道路側道交点～島根消防学校
第1次	一般県道	島根県	稗原本次線	0.7	(主) 安来木次線～国道314号交点
第1次	一般県道	島根県	遙堀今市線	0.5	国道9号交点～(一) 矢尾今市線交点
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	2.7	全線
第1次	一般県道	島根県	下府江津線	1.4	国道9号交点～江津西IC
第1次	一般県道	島根県	石見空港線	1.2	全線
第1次	一般県道	島根県	江津インター線	0.5	全線
第1次	一般県道	島根県	石見空港飯田線	2.2	全線
第1次	一般県道	島根県	三刀屋木次インター線	1.5	全線
第1次	一般県道	島根県	久城インター線	2.6	国道191号交点～久城IC
第1次	一般県道	島根県	安来インター線	4.0	(主) 安来木次線交点～(一) 布部安来線交点
第1次	一般県道	島根県	出雲空港穴道線	1.0	全線
第1次	一般県道	島根県	美保関八東松江線	8.5	境港臨港道路江島幹線交点～本庄福富松江線交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.9	国道9号交点～出雲IC
第1次	一般県道	島根県	出雲インター線	1.1	出雲IC～(一)大社立久恵線
第1次	一般県道	島根県	多伎江南出雲線	6.9	(一)出雲インター線～(市)今市川跡日下線
第1次	一般県道	島根県	多伎インター線	1.1	国道9号交点～多伎IC(仮)
第1次	一般県道	島根県	鱒淵寺線	5.0	(主)斐川一畑大社線交点～(一)十六島直江停車場線交点
第1次	一般県道	島根県	十六島直江停車場線	5.5	(一)鱒淵寺線交点～国道9号交点
第1次	一般県道	島根県	益田吉田線	0.6	国道9号交点～国道191号交点
第1次	松江市道	松江市	北松江停車場忠曇線	0.4	国道431号交点～(一)松江しんじ湖温泉停車場線交点
第1次	松江市道	松江市	允ノ下百歩線	0.4	(一)本庄福富松江線交点～(市)八幡大井線交点
第1次	松江市道	松江市	八幡大井線	0.3	(市)允ノ下百歩線交点～(一)本庄福富松江線交点
第1次	出雲市道	出雲市	斐川610号線	2.4	(一)斐川上島線交点～(一)木次直江停車場線交点
第1次	出雲市道	出雲市	今市川跡日下線	0.6	(一)多伎江南出雲線交点～国道9号出雲IC交点
第1次	浜田市道	浜田市	竹迫野原線	1.1	国道186号交点～(市)浜田451号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田451号線	0.9	(市)竹迫野原線交点～(市)浜田456号線交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田456号線	0.6	(市)浜田451号線交点～(市)清水野原線交点
第1次	浜田市道	浜田市	清水野原線	0.5	(市)浜田456号線交点～防災備蓄倉庫
第1次	浜田市道	浜田市	浜田停車場港町線	0.2	国道9号交点～浜田医療センター前
第1次	益田市道	益田市	中吉田久城線	0.9	全線
第1次	益田市道	益田市	あけぼの有明線	0.6	(主)益田澄川線交点～国道191号交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	宮の前西町線	0.5	有木1号線交点～(主)西郷布施線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	有木1号線	0.6	中町中条線交点～宮の前西町線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	中町中条線	1.9	国道485号交点～有木1号線交点
第1次	隠岐の島町道	隠岐の島町	西郷270号線	3.0	(主)隠岐空港線交点～広域農道岬線交点
第1次	その他	隠岐の島町	広域農道岬線	0.8	(町)西郷270号線交点～国道485号交点
第1次	その他	境港管理組合	境港臨港道路江島幹線	1.3	(一)美保関八東松江線交点～鳥取県境
第1次	その他	港湾空港課	河下港 臨港道路(垂水)	0.3	(主)斐川一畑大社線交点～河下港 第3号岸壁
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 1号線	1.1	国道9号交点～浜田港 福井臨港 2号線
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 2号線	0.2	浜田港 福井臨港 1号線交点～浜田港 福井臨港埠頭線交点
第1次	その他	港湾空港課	三隅港 臨港道路 1号線	1.9	国道9号交点～(一)益田種三隅線交点
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 益田道路)	—	高津IC～久城IC
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 三隅・益田道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 浜田・三隅道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 多伎・朝山道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 朝山・大田道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 大田・静間道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 湖陵・多伎道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 出雲・湖陵道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定)	国土交通省	山陰道(国道9号 静間・仁摩道路)	—	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	—	東林木バイパス
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道375号	—	湯泡バイパス
第1次	主要地方道	島根県	松江木次線	—	松江木次線バイパス(都市計画道路:新庄飯田線) 雲南市大東町
第1次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	—	大原工区
第1次	一般県道	島根県	熱田インター線	—	全線
第1次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	—	国道9号交点～朝山IC(仮)
第1次	一般県道	島根県	矢尾今市線	—	大塚工区
第1次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港 4号線	—	浜田港 福井臨港埠頭線交点～熱田インター線
1次路線 延長 計				1,098.7	
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道184号	38.9	国道9号交点～(主)川本波多線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.0	国道9号交点～(市)浜山公園線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	5.6	(一)斐川出雲大社線交点～(一)矢尾今市線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.9	(一)本庄福富松江線交点～(市)西川菅田線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道431号	0.3	(市)大輪菅田線交点～(主)松江島根線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道432号	21.5	国道9号交点～(主)安来木次線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	29.0	(主)西郷布施線交点～(町)中町中条線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号 郡バイパス	2.3	国道485号～町道向ヶ丘1号線交差点付近
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	4.7	別府港臨港道路交点～浦郷港臨港道路交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道488号	28.4	国道9号交点～(一)波佐匹見線交点
第2次	主要地方道	島根県	新南陽津和野線	4.6	(一)柿木津和野停車場線交点～国道187号交点
第2次	主要地方道	島根県	甲田作木線	5.8	村道交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	30.0	(主)桜江金城線交点～瑞穂IC
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	0.5	(市)浜田停車場濃線交点～(市)浜田停車場濃線交点
第2次	主要地方道	島根県	吉田邑南線	3.3	国道261号交点～(町)出羽後谷線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	4.2	(一)市木井原線交点～(一)皆井田江津線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	10.6	(町)雪田和田線交点～(主)甲田作木線交点
第2次	主要地方道	島根県	安来伯太日南線	22.8	(主)安来木次線交点～(一)草野横田線交点
第2次	主要地方道	島根県	萩津和野線	14.2	全線
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	16.9	国道9号交点～県境
第2次	主要地方道	島根県	横田多里線	0.3	国道314号線交点～横田支所
第2次	主要地方道	島根県	津和野田万川線	16.2	(主)萩津和野線交点～川登柏原農道交点
第2次	主要地方道	島根県	松江島根線	11.1	国道432号交点～(主)松江鹿島美保関線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江停車場線	0.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	1.4	国道314号交点～国道432号交点
第2次	主要地方道	島根県	出雲市停車場線	0.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	出雲大社線	5.1	全線
第2次	主要地方道	島根県	仁摩邑南線	6.1	国道9号交点～(主)大田桜江線交点

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	主要地方道	島根県	温泉津川本線	21.5	全線
第2次	主要地方道	島根県	浜田港線	1.2	浜田漁港臨港道路交点～国道9号交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田美都線	32.9	全線
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	9.6	(市)北松江停車場惠曇線交点～惠曇漁港
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	0.6	(主)松江島根線交点～(市)加賀神社前線交点
第2次	主要地方道	島根県	松江鹿島美保関線	20.2	(市)加賀神社前線交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	掛合上阿井線	8.4	国道54号交点～(市)梅木曾木線交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	8.8	国道9号交点～国道184号交点
第2次	主要地方道	島根県	湖陵掛合線	13.8	国道184号交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	川本波多線	38.8	(主)仁摩邑南線交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	3.6	(主)浜田八重可部線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	桜江金城線	9.9	国道261号交点～(一)桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	吉賀匹見線	33.7	全線
第2次	主要地方道	島根県	西郷都万郡線	33.8	全線
第2次	主要地方道	島根県	西郷布施線	18.3	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～国道485号交点
第2次	主要地方道	島根県	三隅美都線	1.1	国道9号交点～(市)田原向野田郷線交点
第2次	主要地方道	島根県	田所国府線	0.6	(一)桜江旭インター線交点～(一)桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	9.4	(一)長安野坂線交点～国道186号交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	5.4	国道186号交点～(市)柚根旭線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.1	(市)坂本小国線交点～(主)浜田八重可部線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.5	(主)浜田八重可部線交点～旭IC
第2次	主要地方道	島根県	大東東出雲線	5.3	八雲支所～国道9号交点(東出雲IC)
第2次	主要地方道	島根県	益田澗川線	0.8	(市)あけぼの有明線交点～(市)益田公園徳原線交点
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.3	(一)美郷飯南線交点～国道54号交点
第2次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	9.7	(町)古市塩谷線交点～国道375号交点
第2次	主要地方道	島根県	六日市錦線	0.3	国道186号交点～道の駅
第2次	一般県道	島根県	松江七類港線	1.7	全線
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	0.8	(市)神門中筋線交点～国道431号交点
第2次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	7.1	(一)十六島直江停車場線交点～(一)矢尾今市線交点
第2次	一般県道	島根県	大社立久恵線	3.4	(市)浜山公園線交点～(市)高松294号線交点
第2次	一般県道	島根県	美郷飯南線	0.7	(町)古市塩谷線交点～(主)邑南飯南線交点
第2次	一般県道	島根県	益田種三隅線	0.1	国道9号交点～(市)宮ヶ迫釜屋線交点
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	3.2	国道9号交点～和江漁港
第2次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	0.4	国道9号交点～(市)鳴沢大滝線交点
第2次	一般県道	島根県	西出雲停車場線	0.3	全線
第2次	一般県道	島根県	浜田停車場線	0.7	国道9号交点～(市)浜田停車場溝線交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	2.5	(主)新南陽津和野線交点～(町)唐人屋線交点
第2次	一般県道	島根県	柿木津和野停車場線	3.5	(町)唐人屋線交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	馬淵港線	0.2	(一)東出雲馬淵港線交点～(市)八幡大井線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市)浜田361号線交点
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.5	浜田漁港臨港道路交点～浜田港 福井臨港1号線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.6	国道9号交点～(市)臨港14号線交点
第2次	一般県道	島根県	宍道湖公園線	0.6	全線
第2次	一般県道	島根県	蟠竜湖線	0.4	(一)蟠竜湖高津線交点～(一)石見空港線交点
第2次	一般県道	島根県	蟠竜湖高津線	1.9	全線
第2次	一般県道	島根県	草野横田線	10.7	(主)安来伯太日南線交点～国道432号交点
第2次	一般県道	島根県	大根島線	0.3	(一)美保関八東松江線交点～(市)入江56号線交点
第2次	一般県道	島根県	浜乃木湯町線	3.1	国道9号松江道路側道交点～国道9号交点
第2次	一般県道	島根県	吉田奥出雲線	3.8	(市)梅木曾木線交点～(市)深野線交点
第2次	一般県道	島根県	禰原木次線	1.0	国道314号交点～国道54号交点
第2次	一般県道	島根県	吉田頓原線	0.3	国道54号交点～(町)頓原市街地線交点
第2次	一般県道	島根県	池田久手停車場線	1.3	国道9号交点～(一)静間久手停車場線交点
第2次	一般県道	島根県	高見出羽線	1.7	(町)石堂線交点～(主)吉田邑南線交点
第2次	一般県道	島根県	皆井田江津線	1.6	(主)浜田作木線交点～国道261号交点
第2次	一般県道	島根県	長安野坂線	4.1	全線
第2次	一般県道	島根県	波佐匹見線	12.1	国道191号交点～国道488号交点
第2次	一般県道	島根県	中村津戸港線	11.1	国道485号交点～国道485号交点
第2次	一般県道	島根県	海士島線	3.0	海士町役場～菱浦漁港
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.3	来居2号臨港道路交点～知夫港臨港道路交点
第2次	一般県道	島根県	知夫島線	1.7	知夫港臨港道路交点～(村)木佐根線
第2次	一般県道	島根県	市木井原線	7.4	全線
第2次	一般県道	島根県	桜江旭インター線	5.2	全線
第2次	一般県道	島根県	美保関八東松江線	4.0	国道431号交点～境臨港道路江島幹線交点
第2次	一般県道	島根県	吉田掛合インター線	1.6	(主)掛合上阿井線交点～吉田掛合IC
第2次	一般県道	島根県	東出雲馬淵港線	2.7	国道9号交点～(一)馬淵港線交点
第2次	一般県道	島根県	講武古江線	4.4	(主)松江鹿島美保関線交点～(主)松江島根線交点
第2次	松江市道	松江市	一矢線	1.3	(主)松江鹿島美保関線交点～一矢谷隧道
第2次	松江市道	松江市	平成乃白線	0.7	(市)平成1号線交点～(主)松江木次線交点
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	2.7	(一)美保関八東松江線交点～(市)馬渡堤防道路交点
第2次	松江市道	松江市	入江江島線	0.1	(市)馬渡堤防道路交点～(一)美保関八東松江線交点
第2次	松江市道	松江市	馬渡堤防線	0.3	(市)入江江島線交点～(市)入江江島線交点
第2次	松江市道	松江市	菅田比津線	2.0	(主)松江鹿島美保関線交点～国道431号交点
第2次	松江市道	松江市	東津田鼻曲線	2.2	全線
第2次	松江市道	松江市	松江駅東通阿弥陀線	0.9	全線
第2次	松江市道	松江市	嫁島公園線	2.6	全線
第2次	松江市道	松江市	北松江停車場惠曇線	0.9	(一)松江しんじ湖温泉停車場線交点～(主)松江鹿島美保関線交点
第2次	松江市道	松江市	八幡大井線	1.0	(一)馬淵港線交点～(市)允ノ下百歩線交点
第2次	松江市道	松江市	平成1号線	0.7	(市)嫁島公園線交点～日本通運付近
第2次	松江市道	松江市	宇賀橋線	0.1	(市)嫁島公園線交点～(市)乃木区画6号線

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	松江市道	松江市	乃木区画6号線	0.2	(市) 宇賀橋線～松江記念病院
第2次	松江市道	松江市	加賀神社前線	0.6	全線
第2次	松江市道	松江市	中灘・五反田線	0.3	国道9号交点～東出雲町役場
第2次	松江市道	松江市	西川津菅田線	1.6	国道431号交点～(主) 松江島根線交点
第2次	松江市道	松江市	原田線	0.8	(主) 松江鹿島美保間線交点～(一) 講武古江線交点
第2次	松江市道	松江市	大輪菅田線	0.4	全線 (附属小学校・附属中学校前)
第2次	雲南市道	雲南市	加茂中央1号線	0.2	国道54号線交点～(市) 役場前線交点
第2次	雲南市道	雲南市	深野線	0.6	国道314号交点～(一) 吉田奥出雲線交点
第2次	雲南市道	雲南市	梅木曾木線	4.7	全線
第2次	雲南市道	雲南市	雲南吉田インター線	0.8	全線
第2次	雲南市道	雲南市	市道木ノ下線	1.1	(主) 掛合上阿井線交点～(市) 雲南吉田インター線交点
第2次	飯南町道	飯南町	古市塩谷線	1.0	全線
第2次	飯南町道	飯南町	頓原市街地線	0.4	(一) 吉田頓原線交点～頓原庁舎付近
第2次	奥出雲町道	奥出雲町	滝坂線	0.7	(主) 玉湯吾妻山線交点～国道432号交点
第2次	出雲市道	出雲市	浜山公園線	1.9	国道431号交点～浜山公園園路～(主) 出雲大社線交点
第2次	出雲市道	出雲市	神門中筋線	1.1	(市) 浜山公園線交点～(一) 斐川出雲大社線交点
第2次	出雲市道	出雲市	有原東町線	1.7	国道184号交点～(一) 多伎江南出雲線交点
第2次	出雲市道	出雲市	植松浜線	1.0	(市) 松寄下浜線交点～(一) 大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	高松294号線	1.3	国道9号交点～(一) 大社立久恵線交点
第2次	出雲市道	出雲市	松寄下浜線	0.5	(主) 出雲大社線交点～(市) 植松浜線交点
第2次	出雲市道	出雲市	大津上塩治線	0.8	(一) 多伎江南出雲線交点～(市) 今市菅沢線交点
第2次	出雲市道	出雲市	今市167号線	0.5	(一) 多伎江南出雲線～出雲郵便局
第2次	出雲市道	出雲市	今市菅沢線	0.2	(市) 大津上塩治線～出雲カス新屋付近
第2次	出雲市道	出雲市	斐川4号線	2.0	(一) 木次直江停車場線交点～斐川公園入口
第2次	出雲市道	出雲市	古志神西団地三部線	1.4	(一) 出雲インター線交点～出雲西消防署
第2次	邑南町道	邑南町	鱒淵馬野原線	0.2	(主) 吉田邑南線交点～消防瑞穂出張所
第2次	邑南町道	邑南町	長田上田線	1.1	(主) 甲田作木線交点～羽須美運動公園
第2次	邑南町道	邑南町	出羽後谷線	0.2	(主) 吉田邑南線交点～旅行村線交点
第2次	邑南町道	邑南町	旅行村線	0.1	全線
第3次	美郷町道	美郷町	上川戸粕淵線	1.0	国道375号交点～邑智中学校入口付近
第2次	大田市道	大田市	鳴滝大沢線	1.0	全線
第2次	浜田市道	浜田市	三鼎57号線	0.2	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田348号線	0.2	国道9号交点～(一) 浜田商港線交点
第2次	浜田市道	浜田市	下来原66号線	0.2	(主) 浜田八重可部線交点～(市) 今福有福線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福有福線	0.5	(市) 今福旧東道線交点～(市) 今福57号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福57号線	0.3	(市) 今福有福線交点～金城スマートIC
第2次	浜田市道	浜田市	今福56号線	0.2	(市) 今福有福線交点～金城スマートIC
第2次	浜田市道	浜田市	岡見24号線	1.4	(一) 益田種三隅線交点～中国電力三隅火力発電所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場濱線	0.3	(一) 浜田停車場線交点～(主) 浜田八重可部線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場濱線	0.2	(主) 浜田八重可部線交点～国道186号交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場長沢線	0.8	全線
第2次	浜田市道	浜田市	坂本小国線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	柚根旭線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田415号	0.2	浜田漁港臨港道路交点～(市) 浜田418号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田418号	0.1	(市) 浜田415号線交点～サンマリン浜田
第2次	益田市道	益田市	久原三谷線	0.1	国道191号交点～(市) 都茂山料線交点
第2次	益田市道	益田市	益田運動公園徳原線	0.6	国道191号交点～(主) 益田澄川線交点
第2次	津和野町道	津和野町	日原青原1号線	0.8	(町) 日原市街線交点～国道187号交点
第2次	津和野町道	津和野町	日原市街線	0.2	国道9号交点～(町) 日原青原1号線交点
第2次	津和野町道	津和野町	唐人屋線	1.7	全線
第2次	吉賀町道	吉賀町	唐人屋線	3.1	全線
第2次	海士町道	海士町	宇受賀線	0.2	(一) 海士島線交点～新開1号線交点
第2次	海士町道	海士町	あいらんど1号線	0.5	新開1号線交点～ヘリポート入口
第2次	知夫村道	知夫村	木佐根線	0.5	(一) 知夫島線交点～(村) 東牧線交点
第2次	知夫村道	知夫村	東牧線	0.5	(村) 木佐根線交点～知夫村ヘリポート
第2次	その他	都市計画課	浜山公園園路	0.6	(市) 浜山公園線交点～(市) 浜山公園線交点
第2次	その他	港湾空港課	江津港 臨港道路	2.0	国道9号交点～国道9号交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港埠頭線	0.2	浜田港 福井臨港2号線交点～浜田港 福井臨港3号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 福井臨港3号線	0.3	浜田港 福井臨港埠頭線交点～浜田漁港臨港道路交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港3号線	0.1	浜田海上保安部～浜田港 臨港4号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港8号線	0.2	浜田港 臨港3号線交点～浜田港 臨港16号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港14号線	0.1	(一) 浜田商港線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港16号線	0.1	浜田港 臨港8号線交点～浜田港 臨港18号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港 臨港18号線	0.2	浜田港 臨港16号線交点～浜田港 臨港14号線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	1.6	(一) 浜田商港線交点～(主) 浜田港線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	0.3	(一) 浜田商港線交点～(市) 浜田415号線交点
第2次	その他	益田市	川登柏原農道	7.9	(主) 益田阿武線交点～(主) 津和野田万川線交点
第2次	その他	邑南町	石堂農道	2.6	旧瑞穂・羽須美境～(一) 高見出羽線交点
第2次	その他	邑南町	雪田和田農道	3.4	(主) 浜田作木線交点～旧瑞穂・羽須美境
第2次	その他	海士町	新開1号線	0.3	(町) 宇受賀線交点～(町) あいらんど1号線交点
第2次	その他	港湾空港課	海士港 臨港道路	0.9	菱浦港臨港道路交点～海士港
第2次	その他	漁港漁場整備課	菱浦港臨港道路	0.8	(一) 海士島線交点～海士港臨港道路交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浦郷漁港臨港道路	0.6	国道485号交点～西ノ島町役場前
第2次	その他	港湾空港課	別府港 臨港道路	0.5	国道485号交点～島前事業所
第2次	その他	港湾空港課	来居港 来居2号臨港道路	0.4	(一) 知夫島線交点～来居港
第2次	その他	漁港漁場整備課	知夫漁港臨港道路	0.8	知夫島線交点～知夫島線交点
第2次	その他	港湾空港課	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	1.3	国道485号交点～(主) 西郷布施線交点
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道485号	—	郡バイパス
第2次	一般国道(指定外)	島根県	国道488号	—	長沢2号トンネル

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第2次	主要地方道	島根県	益田阿武線	—	(主) 益田阿武線～国道9号 (都市計画道路: 元町人原線 [新高角橋工区]、須子中線)
2次路線 延長 計				778.8	
第3次	一般国道 (指定外)	島根県	国道431号	0.2	(市) 浜山公園線交点～(主) 大社日御崎線交点
第3次	一般国道 (指定外)	島根県	国道432号	0.6	国道432号バイパス交点～(主) 安来木次線
第3次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	0.6	国道9号交点～市道交点 (玉湯町民球場入口)
第3次	主要地方道	島根県	玉湯吾妻山線	2.6	(主) 松江木次線交点～大東北場外離着陸場 付近
第3次	主要地方道	島根県	大社日御崎線	0.5	国道431号交点～出雲市道交点 (下水道管理事務所付近)
第3次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	19.0	(市) 山崎大正線西交点～(主) 川本波多線交点
第3次	主要地方道	島根県	三瓶山公園線	0.6	国道9号交点～(一) 和江港大田市停車場線交点
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	9.6	国道432号交点～山佐夕ム場外離着陸場
第3次	主要地方道	島根県	安来木次線	5.6	(主) 玉湯吾妻山線交点～大東南場外離着陸場 付近
第3次	主要地方道	島根県	邑南飯南線	0.2	(一) 邑南美郷線交点～国道375号交点
第3次	一般県道	島根県	出雲平田線	1.8	国道9号出雲バイパス交点～斐伊川場外離着陸場
第3次	一般県道	島根県	斐川出雲大社線	1.1	矢尾今市線交点～出雲市道交点 (出雲下ム場外離着陸場付近)
第3次	一般県道	島根県	和江港大田市停車場線	0.2	(市) 鳴沢大滝線交点～(主) 三瓶山公園線交点
第3次	一般県道	島根県	稗原木次線	1.3	国道54号交点～三刀屋町場外離着陸場付近
第3次	一般県道	島根県	波根久手線	0.8	(一) 池田久手停車場線交点～ヘリポート
第3次	一般県道	島根県	邑南美郷線	1.5	(主) 邑南飯南線交点～ヘリポート
第3次	一般県道	島根県	青原停車場線	0.2	国道9号～(町) 曾庭青原線
第3次	松江市道	松江市	大森・上来待線	1.0	国道54号交点～宍道運動公園
第3次	松江市道	松江市	大橋川東津田線	0.3	(市) 松江駅東通阿弥陀線交点～(市) 東朝日町中央線交点
第3次	松江市道	松江市	大正町西津田線	1.4	国道9号交点～(主) 松江島根線交点
第3次	松江市道	松江市	出雲郷・東灘線	0.2	(一) 東出雲馬淵港線交点～錦浜橋
第3次	松江市道	松江市	工業団地2号線	0.1	錦浜橋～(市) 工業団地1号線交点
第3次	松江市道	松江市	工業団地1号線	0.3	(市) 工業団地2号線交点～(市) 錦浜1号幹線
第3次	松江市道	松江市	錦浜1号幹線	1.6	(市) 工業団地1号線交点～錦浜外離着陸場
第3次	雲南市道	雲南市	三代線	1.2	国道54号線交点～加茂町運動公園
第3次	出雲市道	出雲市	中ノ島環状線	0.4	国道431号交点～(市) 大倉中ノ島線交点
第3次	出雲市道	出雲市	大倉中ノ島線	0.2	(市) 中ノ島環状線交点～(市) 東平田明川線
第3次	出雲市道	出雲市	東平田明川線	0.3	(市) 大倉中ノ島線交点～平田場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	渡橋平野線	0.5	(一) 斐川出雲大社線交点～出雲ドーム正面入口前
第3次	出雲市道	出雲市	斐川1003号線	2.0	(市) 斐川610号線交点～斐川牧場場外離着陸場
第3次	出雲市道	出雲市	神門191号線	0.3	(一) 多伎江南線交点～JR西出雲駅
第3次	奥出雲町道	奥出雲町	川西五反田線	0.3	国道314号交点～横田公園場外離着陸場
第3次	大田市道	大田市	鳴滝諏訪線	0.4	全線
第3次	大田市道	大田市	山崎大正東線	0.3	全線
第3次	大田市道	大田市	雪見宮崎線	0.1	(市) 山崎大正東線交点～国道375号交点
第3次	大田市道	大田市	温泉津港線	2.7	国道9号交点～総合体育館前
第3次	大田市道	大田市	山崎大正西線	0.2	(主) 三瓶山公園線交点～(市) 鳴滝大沢線交点
第3次	浜田市道	浜田市	岡崎線	0.2	国道9号交点～(市) 三隅24号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	三隅24号線	0.1	(市) 岡崎線交点～(市) 三隅23号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	三隅23号線	0.3	(市) 三隅24号線交点～(市) 古湊向野田線交点
第3次	浜田市道	浜田市	古湊向野田線	0.1	(市) 三隅23号線交点～運動公園入口
第3次	津和野町道	津和野町	曾庭青原線	1.8	(一) 青原停車場線～(町) 宮ノ上線
第3次	津和野町道	津和野町	宮ノ上線	0.4	(町) 曾庭青原線～ヘリポート
第3次	吉賀町道	吉賀町	向月瀬線	1.7	国道187号交点～大野原場外離着陸場
3次路線 延長 計				64.8	
緊急輸送道路 総延長				1,942.3	

(2) 道路管理者及び連絡先

道路種別	管理者名		住 所	電 話
高速自動車国道	西日本高速道路(株)	中国支社	広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4453
		松江高速道路事務所	松江市玉湯町布志名968-9	0852-62-9230(代)
		千代田高速道路事務所	広島県山県郡北広島町有田字明神1177	0826-72-5331(代)
高速自動車国道 国道(指)	国土交通省	松江国道事務所	松江市西津田2-6-28	0852-26-2131(代)
		浜田河川国道事務所	浜田市相生町3973	0855-22-2480(代)
		三次河川国道事務所	広島県三次市十日市西6-2-1	0824-63-4151
国道(指外) 主要地方道 一般県道	各県土整備 事務所 隠岐支庁県 土整備局	松江県土整備事務所	松江市東津田町1741-1	0852-32-5740
		広瀬土木事業所	安来市広瀬町石原357-1	0854-32-4148
		雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9524
		仁多土木事業所	仁多郡奥出雲町三成555-4	0854-54-1251
		出雲県土整備事務所	出雲市大津町1139	0853-30-5715
		県央県土整備事務所	邑智郡川本町川本279	0855-72-9616
		大田事業所	大田市大田町大田イ1-3	0854-84-9738
		浜田県土整備事務所	浜田市片庭町254	0855-29-5689
		益田県土整備事務所	益田市昭和町13-1	0856-31-9644・9653
		津和野土木事業所	鹿足郡津和野町田イ244-2	0856-72-0521
		隠岐支庁県土整備局	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9735
		〃 島前事業部	隠岐郡西ノ島町別府56-17	08514-7-9111
市町村道	松江市	管理課	松江市末次町86	0852-55-5363
	浜田市	維持管理課	浜田市殿町1番地	0855-25-9620
	出雲市	道路河川維持課	出雲市今市町70	0853-21-6564
	益田市	土木課	益田市常盤町1-1	0856-31-0364
	大田市	土木課	大田市大田町大田口1111	0854-82-1600
	安来市	土木建設課	安来市伯太町東母里580	0854-23-3313
	江津市	土木建設課	江津市江津町1525	0855-52-7491
	雲南市	建設業務課	雲南市木次町里方521-1	0854-40-1061
	奥出雲町	建設課	仁多郡奥出雲町横田1037	0854-52-2675
	飯南町	建設課	飯石郡飯南町下赤名880	0854-76-3942
	川本町	地域整備課	邑智郡川本町大字川本271-3	0855-72-0637
	美郷町	建設課	邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1216
	邑南町	建設課	邑智郡邑南町矢上6000	0855-95-1120
	津和野町	建設課	鹿足郡津和野町日原245-1	0856-74-0081
	吉賀町	建設水道課	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1	0856-79-2212
	海士町	環境整備課	隠岐郡海士町海士1490	08514-2-1826
	西ノ島町	環境整備課	隠岐郡西ノ島町大字美田46	08514-6-1748
	知夫村	産業建設課	隠岐郡知夫村1065	08514-8-2211
	隠岐の島町	建設課	隠岐郡隠岐の島町城北町1	08512-2-8564

(3) 旅客自動車一覧 (※関係指定公共機関、指定地方公共機関)

【一般乗合】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	営業所名	保有台数	定員(人)※	備 考
中国ジェイアールバス株式会社	広島市南区松原町1-6	(082)261-1267	(082)264-2546	浜田	10	500	
				出雲	22	1,100	
西日本ジェイアールバス株式会社	大阪市此花区北港1-3-23	(06)6466-9977	(06)6466-7310				松江・出雲-京都・大阪
一畑バス株式会社	松江市西川津町1656-1	(0852)20-5200	(0852)20-5201	本社(松江)	63	3,150	
				出雲	33	1,650	
松江市交通局	松江市平成町1751-21	(0852)60-1111(代)	(0852)60-1126		58	2,900	
松江一畑交通株式会社	松江市上東川津町1238	(0852)22-3681	(0852)25-4334		10	500	
石見交通株式会社	益田市幸町2-63	(0856)22-1100	(0856)24-0074	浜田	43	2,150	
				本社(益田)	48	2,400	
				大田	30	1,500	

※50人/台として算出

【一般貸切】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	営業所	保有台数	定員(人)※	備 考
中国ジェイアールバス株式会社	広島市南区松原町1-6	(082)261-1267	(082)264-2546	浜田	3	150	
				出雲	5	250	
一畑バス株式会社	松江市西川津町1656-1	(0852)20-5200	(0852)20-5201	本社(松江)	12	600	
				出雲	12	600	
松江市交通局	松江市平成町1751-21	(0852)60-1111(代)	(0852)60-1126	—	12	600	
松江一畑交通株式会社	松江市上東川津町1238	(0852)22-3681	(0852)25-4334	本社(松江)	12	600	
石見交通株式会社	益田市幸町2-63	(0856)22-1100	(0856)24-0074	浜田	1	50	
				本社(益田)	2	100	
				大田	3	150	
隠岐一畑交通株式会社	隠岐郡隠岐の島町中町2-1	(08512)2-1281	(08512)2-4060	本社(隠岐)	8	400	
隠岐海士交通株式会社	隠岐郡海士町海士2494	(08514)2-0020	(08514)2-1200	本社(海士)	7	350	

※50人/台として算出

【一般乗用(タクシー)】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	営業所	保有台数	定員(人)※	備 考
松江一畑交通株式会社	松江市上東川津町1238	(0852)22-3681	(0852)25-4334	本社(松江)	58	232	
隠岐海士交通株式会社	隠岐郡海士町海士2494	(08514)2-0020	(08514)2-1200	本社(海士)	5	20	

※4人/台として算出

(4) 県及び市町村が保有する車両（定員11人以上）一覧

【県】

管理所属名	車両種別	保有数	定員	輸送人数	管理所属名	車両種別	保有数	定員	輸送人数
少年自然の家	マイクロバス	1	29	29	消防学校	バス	1	30	30
青少年の家	バス	1	45	45	益田養護学校	マイクロバス	1	29	29
島根県立大学	マイクロバス	1	29	29	松江農林高等学校	マイクロバス	1	29	29
隠岐支庁県民局	マイクロバス	1	26	26	矢上高等学校	マイクロバス	1	29	29
農林大学校	マイクロバス	1	29	29	盲学校	マイクロバス	1	29	29
東部高等技術校	マイクロバス	1	29	29	松江清心養護学校	マイクロバス	1	21	21
隠岐養護学校	マイクロバス	1	26	26	松江緑が丘養護学校	マイクロバス	1	17	17
松江養護学校	マイクロバス	1	23	23	松江ろう学校	マイクロバス	1	29	29
松江養護学校	マイクロバス	1	29	29	出雲養護学校	マイクロバス	2	29	58
松江養護学校	マイクロバス	1	32	32	出雲養護学校	マイクロバス	1	20	20
島根中央高等学校	マイクロバス	2	29	58	浜田ろう学校	マイクロバス	1	20	20
石見養護学校	マイクロバス	1	29	29	江津清和養護学校	マイクロバス	1	20	20
浜田養護学校	マイクロバス	1	29	29					

【市町村】

市町村名	車両種別	保有数	定員	輸送人数	市町村名	車両種別	保有数	定員	輸送人数	
松江市 (松江市交通局)	マイクロバス	8	28	224	奥出雲町	小型バス	8	13	104	
	中型バス	1	27	27		小型バス	1	28	28	
	大型バス	1	47	47		中型バス	5	29	145	
	大型バス	1	49	49		中型バス	1	33	33	
	大型バス	2	50	100		中型バス	1	41	41	
	大型バス	1	51	51		中型バス	3	59	177	
	大型バス	1	53	53		中型バス	2	60	120	
	大型バス	2	55	110		大型バス	1	65	65	
	大型バス	1	57	57		大型バス	2	74	148	
	大型バス	1	60	60		大型バス	1	75	75	
	大型バス (路線バスタイプ: 座席33)	1	68	68		飯南町	ワゴン車	4	14	56
	浜田市	マイクロバス	1	12		12	ワゴン車	1	15	15
マイクロバス		1	14	14	マイクロバス	9	29	261		
マイクロバス		1	15	15	マイクロバス	2	45	90		
マイクロバス		1	24	24	川本町	マイクロバス	3	29	87	
マイクロバス		1	25	25		大型バス	1	50	50	
マイクロバス		4	26	104		大型バス	2	57	114	
バス		22	29	638	美郷町	マイクロバス	2	14	28	
バス		2	34	68		マイクロバス	2	15	30	
バス		1	38	38		マイクロバス	1	25	25	
バス		1	42	42		マイクロバス	5	29	145	
バス	2	45	90	中型バス		1	56	56		
				中型バス		1	57	57		
出雲市	マイクロバス	2	14	28	邑南町	マイクロバス	3	14	42	
	マイクロバス	1	15	15		マイクロバス	3	15	45	
	マイクロバス	1	22	22		マイクロバス	1	27	27	
	マイクロバス	2	26	52		マイクロバス	1	28	28	
	マイクロバス	1	27	27		マイクロバス	12	29	348	
	バス	3	47	141		マイクロバス	1	32	32	
	バス	1	55	55		マイクロバス	1	52	52	
	バス	1	59	59		マイクロバス	3	54	162	
						マイクロバス	1	57	57	
益田市	マイクロバス	3	13	39	津和野町	マイクロバス	3	14	42	
	マイクロバス	3	14	42		マイクロバス	3	15	45	
	マイクロバス	3	15	45		マイクロバス	1	26	26	
	マイクロバス	3	25	75		マイクロバス	7	29	203	
大田市	マイクロバス	5	26	130	吉賀町	マイクロバス	1	29	29	
	マイクロバス	1	29	29		マイクロバス	1	29	29	
	中型バス	2	46	92		マイクロバス	1	29	29	
安来市	マイクロバス	1	15	15	海士町	マイクロバス	1	25	25	
	マイクロバス	1	26	26		マイクロバス	1	28	28	
	マイクロバス	14	29	406	西ノ島町	マイクロバス	2	29	58	
	バス	2	33	66		マイクロバス	1	33	33	
	バス	2	37	74		バス	1	46	46	
	バス	2	38	76		バス	2	53	106	
	バス	1	44	44	知夫村	マイクロバス	1	24	24	
	バス	3	58	174		隠岐の島町	マイクロバス	4	10	40
	バス	1	59	59	マイクロバス		1	12	12	
	バス	2	60	120	マイクロバス		6	15	90	
				マイクロバス	1		23	23		
				マイクロバス	2		26	52		
				マイクロバス	6		29	174		
雲南市	中型バス	3	14	42						
	中型バス	3	15	45						
	中型バス	1	26	26						
	中型バス	1	27	27						
	中型バス	9	29	261						
	大型バス	1	33	33						
	大型バス	1	36	36						
	大型バス	1	38	38						
	大型バス	3	41	123						
	大型バス	1	45	45						
	大型バス	1	50	50						
	大型バス	1	54	54						
	大型バス	1	55	55						

(5) 鉄道施設（路線）一覧

【鉄道施設（路線）】

路線名	始点駅	島根県内		終点駅
		始点駅名	終点駅名	
J R 山陰本線	京都駅（京都府京都市）	安来駅（安来市）	飯浦駅（益田市）	播生駅（山口県下関市）
J R 木次線	宍道駅（松江市）	宍道駅（松江市）	三井野原駅（奥出雲町）	備後落合駅（広島県庄原市）
J R 三江線	江津駅（江津市）	江津駅（江津市）	作木口駅（邑南町）	三次駅（広島県三次市）
J R 山口線	新山口駅（山口県山口市）	津和野駅（津和野町）	益田駅（益田市）	益田駅（益田市）
一畑電車北松江線	松江しんじ湖温泉駅（松江市）	—	—	電鉄出雲市駅（出雲市）
一畑電車大社線	川跡駅（出雲市）	—	—	出雲大社前駅（出雲市）

【管理者】

管理者名	住所	TEL	FAX
西日本旅客鉄道株式会社米子支社	米子市弥生町2	0859-32-0255	0859-32-8028
一畑電車株式会社	出雲市平田町2226	0853-62-3383	0853-62-3384

(6) 鉄道車両一覧

【西日本旅客鉄道株式会社米子支社】

車両形式	保有数	定員/両	輸送可能人数(人)	備 考
○特急電車				
【381系】				
やくも基本編成				
4両編成	6	198	1,188 *	※4両1組(計24両)
4両編成(パノラマ)	2	206	412 *	※4両1組(計8両)
予備車				
クモハ	4	54	216 *	
クハ	3	50	150 *	
モハ	13	62	806 *	
モハ	9	66	594 *	
サロ	2	32	64 *	
○気動車				
【187系】(特急)				*
一次車	7	58	406 *	
一次車	7	60	420 *	
二次車	12	56	672 *	
【126系】(快速)	10	128	1,280	
	10	134	1,340	
【121系】(快速)	9	114	1,026	
【47系】	5	124	620	
【47系】(ワンマン)	53	124	6,572	
【40系】(ワンマン)	4	124	496	
【120系】(ワンマン)	22	110	2,420	
計	178	1,700	18,682	*は座席定員

【一畑電気鉄道株式会社】

車両形式	保有数	@	定員(人)	備 考
【1000系】	6	122	732	
【2100系】	6	126	756	
【5000系】	4	110	440	
【7000系】	4	129	516	
計	20	487	2,444	*は座席定員

(7) 港湾 (係留施設) 一覧

港格	港湾名	管理者	水深	施設名称	構造形式	延長	対象船舶		その他留意事項		
							種類	総トン数	背後用地、交通網へのアクセス等	駐車台数(*)	
重要	浜田 (長浜)	県	-10	長浜ふ頭 1号岸壁	重力式	186	貨物	12,000	野積場…47,000㎡程度、木材等が常時積まれている。	2,350	
		〃	-7.5	長浜ふ頭 2号岸壁	セル式	131	貨物	5,000	アクセス…R9へ接続は近い		
		〃	-5	長浜ふ頭 3号岸壁	重力式	71	貨物	1,000	その他…SOLAS対象港湾で、物資輸送の迅速対応は難しい。		
		〃	-5.5	長浜ふ頭 4号岸壁	重力式	90	貨物	2,000			
	〃	〃	〃	-7.5	福井ふ頭 1号岸壁	重力式	130	貨物	5,000	野積場…58,000㎡程度、木材等が常時積まれている。	2,900
				-5.5	福井ふ頭 2号岸壁	重力式	90	貨物	2,000	アクセス…R9へ接続は近い	
	〃	〃	〃	-14	福井ふ頭 3号岸壁	重力式	280	貨物	30,000	その他…SOLAS対象港湾で、物資輸送の迅速対応は難しい。	1,300
				暫定 -12	福井ふ頭 4号岸壁	重力式	130	貨物	5,000	福井ふ頭 3号岸壁…泊地は暫定水深-12m	
	〃	〃	〃	-7.5	三隅港-7.5m岸壁	重力式	150	貨物	3,000	野積場…26,000㎡程度	200
				-5.5	三隅港-5.5m岸壁	セル式	100.0	貨物	3,000	アクセス…R9へ接続は距離があるが、道路整備はされている。	
	〃	〃	〃	-6.5	本港 1号岸壁 (耐震)	重力式	100.0	旅客	3,500	駐車場…4,000㎡程度	650
				-6.5	本港 2号岸壁	重力式	50.0	旅客	3,000	アクセス…R485すぐ	
	〃	〃	〃	-5	東町岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000	アクセス…R485すぐ	150
				-5	飯田 1号岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000	野積場…13,000㎡程度、一部石材が常時使用している。	
〃	〃	〃	-6	飯田 2号岸壁	重力式	105.0	貨物	3,000	アクセス…R485すぐ	1,000	
			-6.5	飯田 3号岸壁	重力式	105.0	貨物	3,000			
〃	〃	〃	-7.5	津井岸壁	重力式	130.0	貨物	5,000	野積場…3,000㎡程度、石材が常時積まれている。	1,200	
			-5	第1号突堤式岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000	野積場…20,000㎡程度、一部石材が常時積まれている。		
〃	〃	〃	-5	第2号岸壁	重力式	70.0	貨物	1,000	アクセス…R431への接続は距離があるが、道路整備はされている。	1,000	
			-7.5	第3号岸壁	重力式	130.0	貨物	5,000	野積場…24,000㎡程度、一部石材が常時積まれている。耐震強化岸壁		
〃	〃	〃	-5	-5.0m岸壁	重力式	140.0	貨物	1,000	野積場…20,000㎡程度、一部駐車場代わりに常時使用されている。	200	
			-6	-6.0m岸壁	矢板式	126.0	旅客	3,000	アクセス…R431への接続は距離があるが、道路整備はされている。		
〃	〃	〃	-6.5	-6.5m岸壁	重力式	200.0	旅客	7,000程度		1,000	
			-5	-5.0m岸壁	重力式	148.0	貨物	1,000			
〃	〃	〃	-5	-5.0m岸壁	重力式	67.0	貨物	1,000程度		1,000	
			-6.5	岸壁 (-6.5)		110.0	貨物	3,000	野積場…4,000㎡程度		
地方	河下	〃	-5	-5.0m岸壁	矢板式	141.0	貨物	1,000	野積場…4,000㎡程度	200	
			-4.5	-4.5m岸壁	矢板式	79.7	貨物	500	アクセス…R9への接続は近い		
			-5	-5.0m岸壁	矢板式	70.0	貨物	1,000	その他…内湾であるため、港の位置的条件が悪い。		
			-6	-6.0m岸壁	重力式	105.0	貨物	3,000			
	〃	〃	〃	-5	別府 1号岸壁	重力式	68.0	旅客	1,000	野積場…11,000㎡程度	550
				-5	別府 2号岸壁	重力式	140.0	貨物	1,000	アクセス…臨港道路は整備されているものの、大型車輛の往来には不便。	
	〃	〃	〃	-5	別府 3号岸壁	重力式	140.0	貨物	1,000		100
				-6.5	別府 4号岸壁	重力式	168.0	旅客	4,000		
	〃	〃	〃	-6.5	別府 5号岸壁	重力式	80.0	旅客	4,000		450
				-5.5	1号岸壁	重力式	136.0	旅客	3,000	野積場…2,000㎡程度、駐車場として利用される港湾施設用地も有る。	
	〃	〃	〃	-6.5	2号岸壁	重力式	50.0	旅客	3,000	アクセス…幹線道路への接続は、道路整備がなされている。	100
				-6.5	3号岸壁	重力式	30.0	旅客	3,500		
	〃	〃	〃	-6.5	4号岸壁	重力式	145.0	旅客	3,500		100
				-6	温泉津岸壁	重力式	210.0	貨物	3,000	野積場…9,000㎡程度	
〃	〃	〃	-5	外港 1号岸壁	棧橋式	370.0	貨物	10,000	アクセス…R9への接続は距離があるが、道路整備はなされている。	4,096	
			-7.5	外港 2号岸壁	棧橋式	260.0	貨物	5,000	野積場…81,930㎡		
重要	境港	管理組合	-4.5	中野岸壁	矢板式	550.0	貨物	700GT	野積場…81,930㎡	2,879	
			-4.5	昭和北 1号岸壁	矢板式	140.0	貨物	700	アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。		
			-5.5	昭和北 2号岸壁	矢板式	220.0	貨物	700	アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。		
			-13	昭和南 1号岸壁	ケーソン式	270.0	貨物	40,000	その他…SOLAS対象施設		
			-10	昭和南 2号岸壁	ケーソン式	185.0	貨物	15,000	野積場…57,597㎡		
			-7.5	昭和南 3号岸壁	ケーソン式	130.0	貨物	5,000	アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。		
			-14	昭和南 4号岸壁 (国際コンテナ・ナール)	ケーソン式	280.0	貨物	50,000	野積場…65,188㎡		
			-7	内港 1号岸壁	棧橋式	200.0	貨物	3,000	アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。		
			-5.5	内港 2号岸壁	L型方塊	91.0	貨物	1,000	その他…SOLAS対象施設		
			-6.4	内港 3号岸壁	L型方塊	163.0	貨物	3,000	野積場…12,444㎡		
			-6.5	内港 4号岸壁	矢板式	130.0	貨物	3,000	一部駐車場として利用されている。		
			-4.5	外江 1号岸壁	L型方塊	300.0	貨物	700	アクセス…臨港道路が整備されておりR431・江島大橋への接続も近い。		
			-4.5	外江 2号岸壁	矢板式	300.0	貨物	700	その他…3号・4号は隠岐汽船の定期旅客船の接岸岸壁		
			-5.5	竹内 1号岸壁	棧橋式	100.0	貨物	2,000	野積場…21,460㎡		
-5.5	竹内 2号岸壁	棧橋式	100.0	貨物	2,000	アクセス…臨港道路が整備されておりR431・江島大橋への接続も近い。					
-5.5	竹内 3号岸壁	棧橋式	100.0	貨物	2,000	野積場…46,191㎡					
-7.5	竹内 4号岸壁	棧橋式	130.0	貨物	5,000	アクセス…臨港道路が整備されておりR431への接続も近い。					
-9	江島 1号岸壁	矢板式	165.0	貨物	10,000	その他…2・3・4号はSOLAS対象施設					
-7.5	江島 2号岸壁	矢板式	130.0	貨物	5,000	野積場…30,000㎡					
-4.5	森山岸壁	L型方塊	300.0	貨物	700	野積場…12,513㎡					

* 1台あたり20㎡で算出
野積場に物が無い場合
の駐車可能台数

(8) 県管理漁港（係留施設）一覧

種別	漁港名	管理者区分	水深	施設名称	構造形式／延長	対象船舶		その他留意事項		
						種類	隻数	背後用地、交通網へのアクセス等	駐車台数(*)	
第4種	浦郷	県	-5.0	2号、7号岸壁	方塊式／272.8	漁船等(80t)	6	アクセス…国道485号及び一般県道 国賀海岸線からすぐ。 背後地…駐車場用地2,747㎡ 漁具保管修理施設用地 2,418㎡	258	
			-5.0	10号岸壁	直消式／60.0	漁船等(80t)	1			
			-5.0	11号岸壁	直消式／176.0	漁船等(80t)	4			
			-6.5	本郷岸壁	直消式／249.0	漁船等(300t)	3			
			-5.0		矢板式／14.3	漁船等(80t)	2			
第3種	西郷 (港町)	県	-5.0	塩口岸壁	栈橋式／154.0	漁船等(80t)	4	アクセス…国道485号からすぐ。 背後地…空スペースはほとんどない。		
			-4.0	西郷1号岸壁	栈橋式／185.0	漁船等(80t)	4			
			-5.0	-5.0M岸壁(西町)	栈橋式／40.6	漁船等(80t)	1			
					L型ブロック式／25.4					
	-5.0	天神原突堤式岸壁	栈橋式／100.0	漁船等(80t)	2	アクセス…国道485号から400m 背後地…野積場用地3,150㎡	158			
	-5.0	-5.0M岸壁(岬)	栈橋式／50.0	漁船等(80t)	2					
			方塊式／9.0							
			L型ブロック式／21.0							
-5.5	-5.5M岸壁	栈橋式／22.0	漁船等(80t)	2						
		方塊式／9.0								
		L型ブロック式／39.0								
第3種	惠曇 (本港)	県	-5.0	-5.0M岸壁	方塊式／523.0	漁船等(80t)	13	アクセス…主要地方道松江鹿島美保 開線すぐ。 背後地…荷捌所用地6,240㎡	312	
特定第3種	浜田 (原井)	県	-5.0	-5.0M岸壁	ケーソン式／230.0	漁船等(80t)	5	アクセス…国道9号から約1.2km 背後地…駐車場用地20,066㎡ 荷捌所、野積場用地 49,488㎡ 係留施設…漁港工事により利用不可期間発生	1,003	
			-5.0	-5.0M原井岸壁	上部 方塊式 下部 ケーソン式／420.0	漁船等(80t)	10			2,474
			-6.0	西沖-6.0m岸壁	ケーソン式／570.0	漁船等(300t)	10			
	浜田 (元浜)		-5.0	-5.0M岸壁	方塊式／100.0	漁船等(80t)	2		アクセス…国道9号から約1.5km 背後地…野積場用地8,165㎡	408
	浜田 (瀬戸ヶ島)		-5.0	瀬戸ヶ島-5.0m岸壁	直消式／150.0	漁船等(80t)	3		アクセス…国道9号から約2.5km 背後地…造成済約50,000㎡ (市有地14,000㎡含む、うち10,000㎡ は施設整備事業によりH30年度から利用 不可見込み)	2,500

* 1台あたり20㎡で算出
野積場に物が無い場合
の駐車可能台数

(9) 船舶一覧

【県】

管理所属名	住 所	船舶名	定員(人)	全長(m)	総トン数(t)	航海速力 (ノット)	用 途	備 考
農林水産部水産課	松江市殿町1番地	せいふう	20	36.70	125.0	35.00 以上	漁業取締船	
教育庁学校企画課	松江市殿町1番地	神海丸	93	68.02	699.0	13.50	水産練習船	
水産技術センター	浜田市瀬戸ヶ島町25-1	島根丸	17	39.25	142.0	12.50	漁業試験船	

【民間等】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	船舶名	定員(人)	全長(m)	総トン数(t)	航海速力 (ノット)	車両積載台数(台)		航 路	備 考
									トラック	乗用車		
隠岐汽船(株)	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四	(08512)2-1122	(08512)2-1126	フェリーくにかが	823	99.50	2,375.0	18.90	20	26	隠岐～七類・境	
				フェリーしらしま	856	99.35	2,343.0	18.90	20	26		
				定員合計	1,679							
隠岐合域	隠岐郡隠岐の島町都万2016	(08512)6-9150	(08512)6-3330	フェリーおき	822	99.50	2,366.0	18.90	20	26	隠岐～七類・境	運航者: 隠岐汽船(株)
				超高速船 レインボージェット	256	27.36	173.0	43.00	—	—		
				定員合計	1,078							
島前合町村	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	(08514)7-8901	(08514)7-8702	いそかぜ	70	18.50	19.0	22.00	—	—	島前内航船	
				フェリーどうぜん	100	44.70	198.0	12.00	1	6		
				定員合計	170							

(10) 飛行場一覧

名称	所在地	管理者	滑走路数	滑走路		着陸帯		エプロン(m ²)	駐車台数	給油施設(kl)
				延長(m)	幅(m)	延長(m)	幅(m)			
出雲空港	出雲市斐川町沖洲地内	県	1	2,000	45	2,120	150	29,975	1,199	200
石見空港	益田市内田町地内	〃	1	2,000	45	2,120	300	18,150	298	100
隠岐空港	隠岐郡隠岐の島町岬地内	〃	1	2,000	45	2,120	150	18,495	163	—

【管理者】

空港名	管理者名	住所	TEL	FAX
出雲空港	出雲空港管理事務所	出雲市斐川町沖洲2633-1	0853-72-0244	0853-72-9732
石見空港	益田県土整備事務所 石見空港管理所	益田市内田町イ597	0856-24-0002	0856-23-5491
隠岐空港	隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所	隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12	08512-2-0703	08512-2-6250

(11) 飛行場（ヘリポート）、飛行場外離着陸場（常設）、飛行場外離着陸場適地

◎飛行場 ●飛行場（ヘリポート） ○飛行場外離着陸場（常設） □飛行場外離着陸場適地（島根県地域防災計画について臨時離着陸場適地として掲げているもの）

消防本部（局）	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先
松江市消防本部	松江市	○ 警察学校	松江市西浜佐陀町582-2	島根県警察学校	0852-26-0110
		□ B & G (海洋センター)	松江市西浜佐陀町1012	松江市	海洋センター 0852-36-6984
		□ 松江南（松江市宮陸上競技場）	松江市上乃木町10丁目4番1号	松江市	0852-21-3500
		□ 美保関野球場（運動公園）	松江市美保関町下字部尾	松江市	0852-72-2111
		□ 美保関広場（運動公園）	松江市美保関町下字部尾	松江市	0852-72-2111
		□ 島根野波（島根町スポーツ広場）	松江市島根町野波2376-1	松江市	0852-85-3111
		○ 野波海浜公園 防災対応	松江市島根町野波5433	松江市	0852-55-5377
		□ 玉湯（玉湯町民球場）	松江市玉湯町湯町683-2	松江市	0852-62-1604
		□ 宍道（宍道総合公園グラウンド）	松江市宍道町白石1405	松江市	0852-66-0112
		○ 八雲町（八雲町山村広場野球場）	松江市八雲町西岩坂3856-1	松江市	構造改善センター 0852-54-0600
		○ 松江赤十字病院	松江市母衣町200	松江赤十字病院	0852-24-2111
		○ 島根県消防学校	松江市乃木福富町735-157	島根県消防学校	0852-22-0166
		□ 錦浜（訓練場）	松江市東出雲町大字錦浜	国土交通省出雲河川事務所 大橋川出張所	0852-22-2280
		□ 錦浜1（訓練場）	松江市東出雲町大字錦浜		
		○ 錦浜2（訓練場）	松江市東出雲町大字錦浜		
		○ 東部分署ヘリポート 防災対応	松江市美保関町下字部尾1160	松江市	0852-72-9911
安来市消防本部	安来市	□ 安来市（安来球場）	安来市飯島町744	安来市	0854-22-3301
		○ 安来運動公園	安来市吉岡町450	安来市	0854-22-3301
		○ 広瀬中央公園	安来市広瀬町307	安来市	0854-22-3301
		○ 山佐ダム（訓練場） 特殊地域	安来市広瀬町上山佐3036-11	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	0854-35-0156
		○ 伯太山村広場	安来市伯太町日次585-1	安来市	0854-22-3301
雲南消防本部	奥出雲町	○ 横田多目的広場	仁多郡奥出雲町稲原2034-1	奥出雲町	0854-54-2505
		□ 三成公園（三成総合運動公園）	仁多郡奥出雲町三成188	奥出雲町	0854-54-2505
		○ 奥出雲町三成場外（ヘリポート）	奥出雲町三成1621-8	奥出雲町	0854-54-2505
	雲南市	□ 加茂町（中央公園多目的広場）	雲南市加茂町神原	雲南市	0854-40-1000
		□ 掛合（掛合町野球場）	雲南市掛合町掛合4410-1	雲南市	0854-40-1000
		○ 里熊場外	雲南市木次町下熊谷斐伊川左岸河川敷		0854-40-1000
		□ 吉田（吉田小学校）	雲南市吉田町吉田1060-1	雲南市	吉田小学校 0854-74-0017
		※ 大東中央公園	雲南市大東町	雲南市	0854-40-1000
		□ 大東北（西小学校）	雲南市大東町仁和寺2435-11	雲南市	西小学校 0854-43-2801
		□ 大東南（上久野桃源郷駐車場） 特殊	雲南市大東町上久野383-2	雲南市	かみくの桃源郷駐車場 0854-47-0217
		□ 三刀屋（三刀屋小学校グラウンド）	雲南市三刀屋町給下1007	雲南市	三刀屋小学校 0854-45-2324
		○ 尾原ダム	雲南市木次町平田211-5	島根県雲南県土整備事務所	0854-42-9587
		○ 頓原町民グラウンド 防災対応	飯石郡飯南町佐見1420-3	飯南町	町民グラウンド 0854-76-2211
	飯南町	○ 志津見ダム	飯石郡飯南町角井1891-20	国土交通省出雲河川事務所	0854-73-0222
		○ 飯南町山村広場	飯石郡飯南町赤名2807	飯南町	山村広場 0854-76-2789

◎飛行場 ●飛行場（ヘリポート） ○飛行場外離着陸場（常設） □飛行場外離着陸場適地（島根県地域防災計画について臨時離着陸場適地として掲げているもの）

消防本部（局）	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先	
出雲市消防本部	出雲市	□ 平田(中央スポーツ公園)	出雲市平田町2960-1	出雲市	中央スポーツ公園	0853-62-1011
		□ 浜山	出雲市大社町北荒木1868-10	NPO法人スポーツ振興21		0853-25-1006
		○ 島大医学部	出雲市塩冶町89-1	島根大学医学部附属病院		0853-23-2111
		□ 島大医学部(大学内陸上競技場)	出雲市塩冶町89-1	島根大学医学部附属病院		0853-23-2111
		□ 出雲駐屯地	出雲市松寄下町1142-1	出雲駐屯地業務隊		0853-21-1045
		□ 湖陵町(湖陵総合公園)	出雲市湖陵町三部737	出雲市		0853-43-1212
		□ 佐田中学校	出雲市佐田町八幡原200	出雲市	佐田中学校	0853-85-2320
		□ 多伎(シーサイド運動公園)	出雲市多伎町小田500-12外	出雲市		0853-86-3111
		○ 斐伊川河川敷公園	出雲市武志町斐伊川河川敷	出雲市		0853-21-2211
		□ 出雲ドーム	出雲市矢野町999番地	NPO法人スポーツ振興21		0853-25-1006
		● 県立中央病院屋上(ヘリポート)	出雲市姫原4-1-1	県立中央病院		0853-30-6800
		○ 斐川牧場	出雲市斐川町出西	出雲市		0853-72-0211
		□ 斐川町(斐川公園野球場)	出雲市斐川町直江3878-7	出雲市	斐川公園野球場	0853-72-3837
		○ 神戸川	出雲市西園町神戸川河川敷	国土交通省 出雲河川事務所		0853-21-1850
◎ 出雲空港	出雲市斐川町沖州2633-1	出雲空港管理事務所		0853-72-0224		
大田市消防本部	大田市	○ 西の原 防災対応	大田市三瓶町池田	大田市		0854-82-1600
		○ 大田市立病院 防災対応	大田市大田町吉永1428-3	大田市		0854-82-1600
		□ 大田市(大田市自転車競技場)	大田市久手町波根西1757	大田市体育事業団		0854-82-6408
		○ 温泉津グラウンド	大田市温泉津町温泉津1207	大田市		0854-82-1600
		□ 仁摩公園(仁摩健康公園)	大田市仁摩町天河内975	大田市		0854-88-3776
江津邑智消防本部	江津市	○ 桜江小学校	江津市桜江町1280	江津市		0855-92-8040
		□ 江津市(中央公園多目的広場)	江津市嘉久志町450	江津市		0855-52-2501
		○ 江の川河川敷	江津市渡津町右岸河川敷	国土交通省浜田河川国道事務所		0855-52-2926
	※ シビックセンター公園	江津市江津町1016-40	江津市		0855-52-2501	
	川本町	○ (川本)野球場	川本町大字川下	川本町教育委員会		0855-72-0594
		○ 美郷防災公園(ヘリポート)	美郷町久保22-3	美郷町		0855-75-1211
	美郷町	○ 都賀西町民グラウンド	美郷町都賀西94-1	美郷町		0855-75-1211
		□ 邑南阿須那(羽須美中学校グラウンド)特殊	邑南町阿須那123	邑南町	羽須美中学校	0855-88-0004
		○ 邑南町青少年旅行村	邑南町山田443-2	邑南町		0855-95-1111
○ 中野グラウンド		邑南町中野991	邑南町		0855-95-1111	
邑南町	○ 邑智病院	邑南町中野3848-2	邑智病院		0855-95-2111	
	○ 下府(水防センター)	浜田市下府町横路785	浜田市	安全安心課	0855-25-9112	
浜田市消防本部	浜田市	□ 浜田市(浜田市宮陸上競技場)	浜田市黒川町3738-1	浜田市	教育委員会	0855-22-2310
		○ 防災浜田(島根県立大学グラウンド)	浜田市野原町1570-4	島根県立大学		0855-24-2200
		○ 下来原(金城中学校)	浜田市金城町下来原1551-1	浜田市	金城中学校	0855-42-0044
		○ 三隅町中央公園	浜田市三隅町古市場589	浜田市	三隅中央公園	0855-32-0080
		○ 浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	浜田医療センター 病院長		0855-25-0505
		○ 弥栄防災対応	浜田市弥栄町長安本郷719-2	浜田市弥栄支所	教育委員会弥栄分室	0855-48-2121

◎飛行場 ●飛行場（ヘリポート） ○飛行場外離着陸場（常設） □飛行場外離着陸場適地（島根県地域防災計画について臨時離着陸場適地として掲げているもの）

消防本部（局）	市町村名	名称	所在地	責任者	連絡先	
益田広域消防本部	益田市	○ 高津川左岸河川敷	益田市高津町高津川左岸河川敷	国土交通省浜田河川国道事務所	0855-22-2480	
		○ 匹見野球場	益田市匹見町匹見イ1101	益田市	公園管理棟 0856-56-1175	
		○ 匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川イ1861-1	益田市	0856-23-2111	
	津和野町	○ 美都中学校	益田市美都町都茂1947	益田市	美都中学校	0856-52-2525
		◎ 萩・石見空港	益田市内田町イ597	石見空港管理事務所	0856-24-0002	
		□ 津和野(津和野町運動場)	津和野町田二穂42	津和野町	0856-74-0021	
		○ 日原カントリーパーク	津和野町池村2863-2	津和野町	津和野町教育委員会 0856-74-0021	
		○ なごみの里	津和野町鷺原イ117-1	津和野町	0856-74-0021	
		○ 大野原運動交流広場	吉賀町柿木村大野原969	吉賀町	0856-77-1111	
		○ 吉賀町飛行場外	吉賀町六日市368-2	社会福祉法人 石州会	0856-77-1581	
		□ 六日市グランド(六日市学園)	吉賀町真田1121-2番地	吉賀町	六日市医療技術専門学校 0856-74-0021	
隠岐広域連合消防本部	隠岐の島町	○ 五箇運動場	隠岐の島町郡75-2	隠岐の島町教育委員会	08512-2-2206	
		□ 中村港	隠岐の島町中村	隠岐の島町	隠岐支庁水産局 08512-2-9664	
		○ 隠岐病院	隠岐の島町城北町355	隠岐広域連合	08512-6-9150	
		◎ 隠岐空港	隠岐の島町岬町1889-12	隠岐空港管理事務所	08512-2-0703	
	海士町	○ 海士町（ヘリポート）	海士町吉津	海士町	08514-2-0111	
		○ 西ノ島（ヘリポート）	西ノ島町大字美田	西ノ島町	08514-6-0101	
	西ノ島町	※ 島前病院場外離着陸場	西ノ島町大字美田	西ノ島町	08514-6-0101	
		○ 知夫村（ヘリポート）	知夫村273	知夫村	08514-8-2211	

※島根県ドクターヘリ臨時離着陸場

(12)航空機一覧

【民間航空機】

会社名	住 所	電話番号	FAX番号	航空機名	定員(人)	全長(m)	全幅(m)	着陸滑走距離(m)	離陸滑走距離(m)	巡航速度(km/h)	航続距離(km)	最大離陸重量(t)	航 路	備考
日本航空	東京都品川区東品川二丁目4番11号 JALビル	(03)5796-1027	(03)5796-1021	B767-300	261	54.9	47.6	1,646	2,449	862.0	3280.0	134.0	東京 ~ 出雲	
				B737-800	165	39.5	35.8	1,650	1,960	829.0	4500.0	68.0	東京 ~ 出雲	
				定員合計	426									
日本エアコミューター	鹿児島県霧島市溝辺町麓787-4	(0995)58-2151	(0995)58-3904	DH8	78	32.8	28.4	1,380	1,580	667.0	2150.0	28.0	大阪 ~ 出雲	
				SF3	36	19.7	21.4	1,160	1,280	504.0	1810.0	12.9	大阪 ~ 出雲	
				SF3	36	19.7	21.4	1,160	1,280	504.0	1810.0	12.9	福岡 ~ 出雲	
				SF3	36	19.7	21.4	1,160	1,280	504.0	1810.0	12.9	隠岐 ~ 出雲	
				DH8	78	32.8	28.4	1,380	1,580	667.0	2150.0	28.0	隠岐 ~ 大阪	
				定員合計	264									
ジェイエエ	大阪府池田市空港2-2-5	(06)4865-3610	(06)4865-3680	ERJ170	76	29.9	26.0	1,260	1,720	667.0	3450.0	34.5	大阪 ~ 出雲	
				ERJ175	84	31.7	26.0	1,320	2,150	667.0	3100.0	37.5	大阪 ~ 出雲	
				定員合計	160									
全日本空輸	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター (山陰支店) 鳥取県米子市東町171 米子第一生命ビル	(0859)35-0525 (山陰支店)	(0859)35-0901 (山陰支店)	B737-7	120	33.6	35.8	1,520	1,610	830.0	4900.0	70.0	東京 ~ 萩・石見	
				A320	166	37.6	34.1	1,550	1,650	840.0	2380.0	67.0	東京 ~ 萩・石見	
				定員合計	286									
フジドライム	愛知県西春日井郡豊山町 名古屋空港内 (出雲空港支店) 鳥根県出雲市斐川町沖洲2633-1	(0853)73-8001 (出雲空港支店)	(0853)73-8002 (出雲空港支店)	ERJ170	76	29.9	26.0	1,260	1,720	667.0	3450.0	34.5	名古屋 ~ 出雲	
				ERJ175	84	31.7	26.0	1,320	2,150	667.0	3100.0	37.5	名古屋 ~ 出雲	
				定員合計	160									

【県保有航空機】

管理所属	住 所	電話番号	FAX番号	航空機名	最大座席数	全長(m)	全高(m)	全幅(m)	巡航速度(km/h)	航続距離(km)	最大離陸重量(kg)	備 考
防災航空管理所	出雲市斐川町大字沖洲2677	(0853)72-7661	(0853)72-7671	川崎式BK-117C-2型	11	13.03	3.96	11.0	240.0	685.0	3585.0	愛称「はくちょう」
				定員合計	11							
管理所属	住 所	電話番号	FAX番号	航空機名	座席数	全長(m)	全高(m)	全幅(m)	巡航速度(ノット)	航続時間(H)	最大全備重量(kg)	備 考
県警察本部	松江市殿町8番地1	(0852)26-0110(代)	(0853)72-7671	アグスタ式A109E型	8	13.07	3.50	11.0	110.0	2.0	3,000.0	愛称「ちどり」 H19.3~
				定員合計	8							

6 救援

(1) 避難施設等

① 避難施設一覧

島根県避難施設一覧(29. 4. 1現在)

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間避難可能な施設 ※2	地下への避難が可能な施設
1	松江市立母衣幼稚園	松江市	北田町273	○		
2	松江市立母衣小学校	松江市	北田町273	○		
3	城北幼稚園	松江市	東奥谷町229	○		
4	城北小学校	松江市	東奥谷町229	○		
5	松江市立内中原小学校	松江市	内中原町225	○		
6	松江市立第一中学校	松江市	外中原町46	○		
7	松江市総合福祉センター	松江市	千鳥町70	○		
8	松江市立川津小学校	松江市	西川津町500	○		
9	松江市国際交流会館(川津公民館)	松江市	西川津町3405-5	○		
10	松江市立菅田会館	松江市	菅田町21-2	○		
11	松江市立朝酌小学校	松江市	朝酌町115	○		
12	朝酌公民館	松江市	朝酌町92-1	○		
13	松江市立女子高校	松江市	西尾町540-1	○		
14	松江市立生馬幼稚園	松江市	西生馬町8番地	○		
15	松江市立生馬小学校	松江市	西生馬町8	○		
16	生馬公民館	松江市	西生馬町8	○		
17	松江市立持田小学校	松江市	東持田町81	○		
18	持田公民館	松江市	東持田町61	○		
19	松江市立本庄小学校	松江市	邑生町76-3	○		
20	本庄公民館	松江市	本庄町463-3	○		
21	旧松江市立長江小学校	松江市	東長江町259-2	○		
22	古江公民館	松江市	西浜佐陀町288 - 1	○		
23	松江市立湖南中学校	松江市	浜乃木8-2-60	○		
24	大野小学校	松江市	上大野町1826	○		
25	松江市立秋鹿幼稚園	松江市	岡本町992-1番地	○		
26	松江市立秋鹿小学校	松江市	岡本町992-1	○		
27	白潟公民館	松江市	灘町1-57	○		
28	松江市立白潟保育所	松江市	灘町1-57番地	○		
29	松江市立中央幼稚園	松江市	大正町398番地	○		
30	松江市立中央小学校	松江市	大正町398	○		
31	松江市立第三中学校	松江市	東朝日町14	○		
32	朝日公民館	松江市	東朝日町49	○		
33	松江市立雑賀小学校	松江市	雑賀町586	○		
34	雑賀公民館	松江市	雑賀町677	○		
35	松江市立津田幼稚園	松江市	東津田町1189-1	○		
36	松江市立津田小学校	松江市	東津田町1166	○		
37	津田公民館	松江市	東津田町1189-1	○		
38	総合文化センター(プラバホール)	松江市	西津田6-5-44	○		
39	松江市立古志原幼稚園	松江市	古志原4-6-17	○		
40	松江市立古志原小学校	松江市	古志原4-6-1	○		
41	古志原公民館	松江市	古志原4-6-30	○		
42	松江市立竹矢幼稚園	松江市	八幡町379-1	○		
43	竹矢公民館	松江市	八幡町279-1	○		
44	矢田体育館	松江市	矢田町250-18	○		
45	松江市立乃木小学校	松江市	浜乃木5-1-10	○		
46	松江市立湖北中学校	松江市	打出町245-1	○		
47	乃木公民館	松江市	浜乃木6-1-2	○		
48	松江市立幼保園のぎ	松江市	田和山町108	○		
49	松江市立大庭幼稚園	松江市	大庭町808-1	○		
50	松江市立大庭小学校	松江市	大庭町1074	○		
51	松江市立湖東中学校	松江市	山代町680	○		
52	大庭公民館	松江市	大庭町805-3	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
53	サンライフ松江	松江市	大庭町1751-14	○		
54	松江市立忌部幼稚園	松江市	東忌部町915-1	○		
55	松江市立忌部小学校	松江市	東忌部町915-1	○		
56	忌部公民館	松江市	東忌部町899	○		
57	鹿島総合体育館(ニューウェーブ)	松江市	鹿島町佐陀本郷76	○		
58	松江市立鹿島中学校	松江市	鹿島町名分673	○		
59	松江市立鹿島東小学校	松江市	鹿島町北講武599番地	○		
60	恵曇老人福祉センター(旧恵曇公民館)	松江市	鹿島町恵曇1	○		
61	鹿島福祉センター(鹿島ふれあい館)	松江市	鹿島町北講武885-5	○		
62	鹿島多久の湯	松江市	鹿島町北講武885-7	○		
63	鹿島保健センター	松江市	鹿島町佐陀本郷659	○		
64	鹿島文化ホール	松江市	鹿島町佐陀本郷659	○		
65	松江市立恵曇幼稚園	松江市	鹿島町恵曇1	○		
66	松江市立講武幼稚園	松江市	鹿島町北講武599番地	○		
67	島根公民館(市立島根図書館)	松江市	島根町加賀1414	○		
68	松江市立美保関小学校	松江市	美保関下宇部尾555-1	○		
69	旧松江市立千酌小学校	松江市	美保関町千酌1095-1	○		
70	八束学園(八束小学校・八束中学校)	松江市	八束町波入1976	○		
71	八束体育館	松江市	八束町波入2096	○		
72	八束公民館	松江市	八束町波入2219-2	○		
73	やつか保育園	松江市	八束町波入1975-2	○		
74	松江市立玉湯中学校	松江市	玉湯町湯町717	○		
75	松江市立玉湯小学校	松江市	玉湯町玉造4	○		
76	玉湯公民館	松江市	玉湯町湯町1796	○		
77	松江市立宍道小学校	松江市	宍道町宍道1276	○		
78	宍道体育センター	松江市	宍道町佐々布204-4	○		
79	宍道農村環境改善センター	松江市	宍道町上来待212-1	○		
80	八雲公民館	松江市	八雲町西岩坂355-1	○		
81	八雲構造改善センター	松江市	八雲町西岩坂3856-1	○		
82	日吉ふれあい会館	松江市	八雲町日吉151-2	○		
83	保健福祉総合センター	松江市	乃白町32-2	○		
84	東出雲町保健相談センター	松江市	東出雲町揖屋町1216番地1	○		
85	東出雲町老人福祉センター	松江市	東出雲町揖屋町1177番地1	○		
86	揖屋幼稚園	松江市	東出雲町揖屋2130	○		
87	揖屋保育園	松江市	東出雲町揖屋町2198	○		
88	松江市立東出雲中学校	松江市	東出雲町揖屋1251-1	○		
89	意東公民館(東出雲町意東地区学習等 共用施設)	松江市	東出雲町下意東765番地35	○		
90	意東幼稚園	松江市	東出雲町下意東765	○		
91	東出雲体育館	松江市	東出雲町揖屋1139-2	○		
92	意東保育園	松江市	東出雲町下意東751	○		
93	城西幼保園	松江市	堂形520	○		
94	しんじ幼保園	松江市	宍道町宍道458-2	○		
95	島根県立はつらつ体育館	松江市	上乃木7丁目1番27号	○		
96	島根県研修センター	松江市	内中原町255-1	○		
97	島根県職員会館	松江市	内中原町52番地	○		
98	島根県立体育施設(県立武道館)	松江市	内中原町52番地	○		
99	島根県立松江北高等学校	松江市	奥谷町164	○		
100	島根県立産業交流会館(くにびきメッ セ)	松江市	学園南1丁目2番1号	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
101	島根県立松江商業高等学校	松江市	浜乃木8丁目1番1号	○		
102	島根県立東部総合福祉センター(いきいきプラザ島根)	松江市	東津田町1741番地3	○		
103	島根県立松江清心養護学校	松江市	東生馬町11	○		
104	島根県立松江南高等学校	松江市	八雲台1-1-1	○		
105	島根県立宍道高等学校	松江市	宍道町宍道1586	○		
106	城西公民館	松江市	堂形町614	○		
107	鹿島公民館	松江市	鹿島町佐陀本郷640-1	○		
108	宍道公民館	松江市	宍道町宍道885-3	○		
109	島根県民会館	松江市	殿町158	○		
110	島根大学教育学部附属小学校	松江市	大輪町416-4	○		
111	島根大学	松江市	西川津町1060	○		
112	島根大学教育学部附属中学校	松江市	菅田町167-1	○		
113	浜田総合福祉センター	浜田市	野原町859番地1	○		
114	浜田市立美川公民館	浜田市	内村町592番地1	○		
115	浜田市立久佐公民館(くざ会館)	浜田市	金城町久佐1575番地7			
116	今市児童クラブ	浜田市	旭町今市615			
117	旭山村開発センター(旭センター)	浜田市	旭町今市633番地1	○		
118	丸原センター	浜田市	旭町丸原910番地1			
119	木田生活改善センター	浜田市	旭町木田219番地13			
120	和田生活改善センター	浜田市	旭町和田444			
121	重富生活改善センター	浜田市	旭町重富235-1			
122	都川高齢者活動促進センター	浜田市	旭町都川889			
123	市木生活改善センター	浜田市	旭町市木2919番地2			
124	あさひ荘	浜田市	旭町木田954-3	○		
125	弥栄会館	浜田市	弥栄町長安本郷544番地1	○		
126	岡見スポーツセンター	浜田市	三隅町岡見4603番地			
127	三隅中央会館	浜田市	三隅町古市場589番地	○		
128	アクアみすみ	浜田市	三隅町古市場589番地	○		
129	三隅支所	浜田市	三隅町三隅1434番地	○		
130	みのり会館	浜田市	三隅町井野へ1198番地1			
131	浜田市健康増進センター	浜田市	松原町277番地6			
132	浜田市立原井小学校	浜田市	港町208番地	○		
133	浜田市立松原小学校	浜田市	浅井町1415番地2	○		
134	浜田市立第一中学校	浜田市	黒川町3745番地	○		
135	浜田市立石見小学校	浜田市	黒川町3738番地4	○		
136	浜田市立石見公民館	浜田市	黒川町132番地2	○		
137	浜田市立三階小学校	浜田市	竹迫町2396番地2	○		
138	浜田市立第二中学校	浜田市	原井町963番地15	○		
139	浜田市立石見公民館長見分館	浜田市	長見町393番地			
140	浜田市立石見公民館佐野分館	浜田市	佐野町イ337番地1	○		
141	浜田市立長浜公民館(マリン交流センター)	浜田市	熱田町1441番地18	○		
142	浜田市立周布小学校	浜田市	周布町イ63番地3	○		
143	浜田市立周布公民館	浜田市	周布町イ374番地	○		
144	浜田市立第三中学校	浜田市	日脚町572番地	○		
145	浜田市立美川小学校	浜田市	内田町1020番地	○		
146	浜田市立浜田東中学校	浜田市	下府町699番地	○		
147	浜田市立国府公民館	浜田市	国分町1981番地136	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
148	浜田市立国府小学校	浜田市	下府町2164番地81	○		
149	浜田市立国府公民館有福分館	浜田市	下有福町436番地			
150	浜田市立今福公民館(ふれあい会館)	浜田市	金城町今福105番地2	○		
151	山村開発センター(みどり会館)	浜田市	金城町下来原171番地	○		
152	浜田市立金城中学校	浜田市	金城町下来原1402番地6	○		
153	浜田市立今福小学校	浜田市	金城町今福1425番地5	○		
154	浜田市立雲城小学校	浜田市	金城町下来原1541番地5	○		
155	浜田市立波佐小学校	浜田市	金城町波佐1558番地2	○		
156	浜田市立小国公民館	浜田市	金城町小国1160番地1	○		
157	金城町総合体育館(ふれあいジム・かなぎ)・公園	浜田市	金城町七条1982番地	○		
158	市民体育館	浜田市	旭町今市1007番地4	○		
159	旧浜田市立今市小学校	浜田市	旭町今市615	○		
160	旧浜田市立木田小学校体育館	浜田市	旭町木田488			
161	和田公民館	浜田市	旭町和田1284			
162	旧浜田市立都川小学校体育館	浜田市	旭町都川896-1	○		
163	旧浜田市立市木小学校体育館	浜田市	旭町市木3903			
164	浜田市立旭中学校体育館	浜田市	旭町今市1354			
165	浜田市立弥栄小学校	浜田市	弥栄町長安本郷325番地1	○		
166	浜田市立弥栄中学校	浜田市	弥栄町木都賀12735	○		
167	浜田市立岡見小学校	浜田市	三隅町岡見4743番地	○		
168	浜田市立岡見公民館	浜田市	三隅町岡見516番地			
169	浜田市立三保公民館	浜田市	三隅町湊浦120番地			
170	三隅B&G海洋センター	浜田市	三隅町西河内1240番地1			
171	浜田市立三隅小学校	浜田市	三隅町古市場450番地	○		
172	浜田市立三隅中学校	浜田市	三隅町古市場1991番地	○		
173	浜田市立白砂公民館	浜田市	三隅町折居883番地			
174	浜田市立三隅公民館	浜田市	三隅町向野田581番地			
175	島根県立浜田商業高等学校	浜田市	熱田町675	○		
176	島根県立浜田水産高等学校	浜田市	瀬戸ヶ島町25番地3	○		
177	島根県立浜田ろう学校	浜田市	国分町342番地2	○		
178	島根県立浜田養護学校	浜田市	国分町342番地4	○		
179	公立大学法人島根県立大学体育館	浜田市	野原町2433番地2	○		
180	島根県立西部総合福祉センター(いわみ～る)	浜田市	野原町1826番地1	○		
181	島根県立体育施設(県立石見武道館)	浜田市	黒川町3735番地	○		
182	島根県立体育施設(県立体育館)	浜田市	黒川町3735番地	○		
183	サ・ア・ビリティーズ いずも	出雲市	今市町北本町3丁目1-20	○		
184	出雲市民会館	出雲市	塩冶有原町2丁目15	○		
185	ビッグハート出雲	出雲市	駅南町1丁目5	○		
186	平田文化館・(福祉館)	出雲市	平田町2112-1	○		
187	スサノオホール	出雲市	佐田町反辺1747-4	○		
188	大社文化プレイスうらら館	出雲市	大社町杵築南1338-9	○		
189	多伎勤労者体育センター	出雲市	多伎町久村1341-1	○		
190	湖陵体育センター	出雲市	湖陵町板津137-1	○		
191	平田スポーツ公園	出雲市	平田町2960-1	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
192	佐田スポーツセンター	出雲市	佐田町反辺1948-1	○		
193	たいしゃ保育園	出雲市	大社町杵築南1235	○		
194	出雲ゆうプラザ	出雲市	西新町1-2547-2	○		
195	出雲市隣保館	出雲市	上塩冶町2657-1	○		
196	出雲健康公園(出雲ドーム)	出雲市	矢野町999	○		
197	大津コミュニティセンター	出雲市	大津町1727-5	○		
198	塩冶コミュニティセンター	出雲市	塩冶町803-2	○		
199	高松コミュニティセンター	出雲市	松寄下町703-1	○		
200	四絡コミュニティセンター	出雲市	小山町653-2	○		
201	川跡コミュニティセンター	出雲市	荻杼町211	○		
202	神門コミュニティセンター	出雲市	知井宮町801-1	○		
203	稗原コミュニティセンター	出雲市	稗原町2825	○		
204	朝山コミュニティセンター	出雲市	所原町185	○		
205	長浜コミュニティセンター	出雲市	長浜町514-11	○		
206	出雲科学館	出雲市	今市町1900-2	○		
207	出雲市立今市小学校	出雲市	今市町北本町2-1-1	○		
208	出雲市立大津小学校	出雲市	大津町373-1	○		
209	出雲市立塩冶小学校	出雲市	塩冶町677	○		
210	出雲市立高松小学校	出雲市	松寄下町724	○		
211	出雲市立四絡小学校	出雲市	小山町650-20	○		
212	出雲市立高浜小学校	出雲市	里方町108	○		
213	出雲市立北陽小学校	出雲市	稲岡町10	○		
214	出雲市立上津小学校	出雲市	上島町869	○		
215	出雲市立朝山小学校	出雲市	所原町185	○		
216	出雲市立稗原小学校	出雲市	稗原町2825	○		
217	出雲市立乙立小学校	出雲市	乙立町1028-4	○		
218	出雲市立神戸川小学校	出雲市	下古志町808	○		
219	出雲市立神西小学校	出雲市	神西沖町1090	○		
220	出雲市立長浜小学校	出雲市	荒茅町3848-4	○		
221	出雲市立平田小学校	出雲市	西平田町1	○		
222	出雲市立灘分小学校	出雲市	灘分町2091	○		
223	出雲市立国富小学校	出雲市	国富町381	○		
224	出雲市立西田小学校	出雲市	万田町702-1	○		
225	出雲市立鱈淵小学校	出雲市	河下町607-1	○		
226	出雲市立さくら小学校	出雲市	東福町453	○		
227	出雲市立檜山小学校	出雲市	多久谷町182-1	○		
228	出雲市立東小学校	出雲市	鹿園寺町1004-6	○		
229	出雲市立北浜小学校	出雲市	十六島町1383-5	○		
230	旧出雲市立佐香小学校	出雲市	坂浦町2472-1	○		
231	出雲市立伊野小学校	出雲市	野郷町459-2	○		
232	出雲市立窪田小学校	出雲市	佐田町一窪田1430-8	○		
233	出雲市立須佐小学校	出雲市	佐田町須佐1137-1	○		
234	旧出雲市立田儀小学校	出雲市	多伎町口田儀1221	○		
235	出雲市立湖陵小学校	出雲市	湖陵町二部1100	○		
236	出雲市立大社小学校	出雲市	大社町杵築南900-1	○		
237	出雲市立荒木小学校	出雲市	大社町北荒木413	○		
238	出雲市立遙堪小学校	出雲市	大社町遙堪73	○		
239	旧出雲市立日御碕小学校	出雲市	大社町日御碕521-1	○		
240	出雲市立塩冶幼稚園	出雲市	塩冶町900	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
241	出雲市立神門幼稚園	出雲市	知井宮町481-1	○		
242	出雲市立古志幼稚園	出雲市	古志町1949	○		
243	出雲市立大社幼稚園	出雲市	大社町杵築南1201	○		
244	出雲市立荒木幼稚園	出雲市	大社町北荒木310	○		
245	出雲市立第一中学校	出雲市	大津町2214	○		
246	出雲市立第二中学校	出雲市	塩冶町1501	○		
247	出雲市立第三中学校	出雲市	大塚町1161	○		
248	出雲市立南中学校	出雲市	朝山町978	○		
249	出雲市立河南中学校	出雲市	神門町1331	○		
250	出雲市立浜山中学校	出雲市	松寄下町1674	○		
251	出雲市立平田中学校	出雲市	平田町2950-1	○		
252	旧出雲市立光中学校	出雲市	奥宇賀町854	○		
253	出雲市立佐田中学校	出雲市	佐田町八幡原200	○		
254	出雲市立湖陵中学校	出雲市	湖陵町三部1183	○		
255	出雲市立大社中学校	出雲市	大社町杵築南1330	○		
256	灘分コミュニティセンター	出雲市	灘分町1933	○		
257	国富コミュニティセンター	出雲市	国富町867	○		
258	西田コミュニティセンター	出雲市	万田町692	○		
259	鰐淵コミュニティセンター	出雲市	河下町720-1	○		
260	久多美コミュニティセンター	出雲市	東郷町175	○		
261	檜山コミュニティセンター	出雲市	多久町10	○		
262	東コミュニティセンター	出雲市	鹿園寺町49-3	○		
263	北浜コミュニティセンター	出雲市	十六島町1851-1	○		
264	佐香コミュニティセンター	出雲市	坂浦町3601	○		
265	伊野コミュニティセンター	出雲市	野郷町492-5	○		
266	湖陵コミュニティセンター	出雲市	湖陵町二部1320	○		
267	荒木コミュニティセンター	出雲市	大社町北荒木389-2	○		
268	遙堪コミュニティセンター	出雲市	大社町遙堪359-2	○		
269	日御碕コミュニティセンター	出雲市	大社町宇龍338-3	○		
270	島根県立出雲高等学校	出雲市	今市町1800	○		
271	島根県立出雲工業高等学校	出雲市	上塩冶町420	○		
272	島根県立大学出雲キャンパス	出雲市	西林木町151番地	○		
273	島根県立都市公園(浜山公園)	出雲市	大社町北荒木1868-10	○		
274	出雲市立多伎中学校(体育館)	出雲市	多伎町多岐785	○		
275	出雲市立多伎小学校(体育館)	出雲市	多伎町多岐900	○		
276	斐川文化会館	出雲市	斐川町莊原2166	○		
277	アクティーひかわ	出雲市	斐川町上直江2469番地	○		
278	斐川第2体育館	出雲市	斐川町直江1231番地	○		
279	莊原コミュニティセンター	出雲市	斐川町莊原712番地3	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
280	阿宮コミュニティセンター	出雲市	斐川町阿宮1128番地	○		
281	出雲市立荘原小学校	出雲市	斐川町神庭273番地	○		
282	出雲市立西野小学校	出雲市	斐川町富村559番地	○		
283	出雲市立中部小学校	出雲市	斐川町直江4243番地	○		
284	出雲市立出東小学校	出雲市	斐川町三分市1076番地	○		
285	出雲市立斐川東中学校	出雲市	斐川町沖洲660番地	○		
286	出雲市立斐川西中学校	出雲市	斐川町直江4083番地	○		
287	出雲市立向陽中学校	出雲市	灘分町1816-1	○		
288	益田市立市民体育館	益田市	乙吉町イ615番地	○		
289	益田市役所	益田市	常盤町1番1号	○	○	○
290	益田市立総合福祉センター	益田市	須子町3番1号	○		
291	益田市人権センター	益田市	須子町3番1号	○		
292	益田市美都総合支所	益田市	美都町都茂1803番地1	○		
293	益田市立匹見豪雪山村開発センター匹見 タウンホール	益田市	匹見町匹見イ1260番地	○		
294	益田市立益田小学校	益田市	本町7番17号	○		
295	益田市立益田東中学校	益田市	東町14番48号	○		
296	益田市立吉田南小学校	益田市	水分町11番3号	○		
297	益田市立益田中学校	益田市	栄町14番6号	○		
298	益田市立吉田小学校	益田市	中吉田町272番地	○		
299	益田市立高津小学校	益田市	高津一丁目34番1号	○		
300	益田市立高津中学校	益田市	高津三丁目14番1号	○		
301	益田市立安田小学校	益田市	遠田町758番地1	○		
302	益田市立東陽中学校	益田市	津田町740番地	○		
303	益田市立鎌手小学校	益田市	西平原町584番地	○		
304	益田市立鎌手中学校	益田市	西平原町580番地1	○		
305	旧益田市立種小学校	益田市	下種町1251番地	○		
306	北仙道地区振興センター(旧益田市立北 仙道小学校)	益田市	大草町665番地1	○		
307	益田市立豊川小学校	益田市	大谷町347番地2	○		
308	益田市立真砂小学校	益田市	下波田町イ266番地1	○		
309	益田市立真砂中学校	益田市	波田町1484番地	○		
310	益田市立西益田小学校	益田市	横田町147番地	○		
311	益田市立横田中学校	益田市	横田町8番地6	○		
312	旧益田市立飯浦小学校	益田市	飯浦町イ895番地	○		
313	益田市立小野中学校	益田市	戸田町イ1332番地1	○		
314	益田市立戸野小学校	益田市	戸田町イ952番地1	○		
315	益田市立中西小学校	益田市	白上町イ682番地	○		
316	益田市立中西中学校	益田市	白上町イ1026番地2	○		
317	益田市立西南中学校	益田市	上黒谷町514番地	○		
318	益田市立桂平小学校	益田市	桂平町427番地	○		
319	旧益田市立美濃小学校	益田市	美濃地町イ146番地	○		
320	益田市立東仙道小学校	益田市	美都町仙道125番地	○		
321	益田市立美都農村環境改善センターふれ あいホールみと	益田市	美都町都茂1692番地甲	○		
322	益田市立都茂小学校	益田市	美都町都茂1887番地1	○		
323	益田市立美都中学校	益田市	美都町都茂1947番地	○		
324	益田市立二川小学校	益田市	美都町宇津川口386番地3	○		
325	益田市立匹見中学校	益田市	匹見町匹見イ12番地	○		
326	益田市立匹見小学校	益田市	匹見町匹見イ1324番地	○		
327	匹見下地区振興センター(旧益田市立澄 川小学校)	益田市	匹見町澄川イ327番地	○		
328	旧益田市立道川小学校	益田市	匹見町道川イ39番地	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
329	島根県立益田養護学校	益田市	横田町2120-1	○		
330	島根県立体育施設(県立サッカー場)	益田市	乙吉町631-2番地	○		
331	島根県芸術文化センター	益田市	有明町5-15	○		
332	益田市立水防センター	益田市	中島町	○		
333	県立西部高等技術校	益田市	高津4丁目7-10	○		
334	大田総合体育館	大田市	大田町大田口1451番地	○		
335	大田市サンレディー大田	大田市	大田町大田口1329番地9	○		
336	大田市温泉津総合体育館	大田市	温泉津町温泉津イ207番地	○		
337	大田市仁摩農村環境改善センター	大田市	仁摩町仁万540番地1	○		
338	大田市民会館・大田市民センター	大田市	大田町大田イ128番地	○		
339	大田市立大田小学校	大田市	大田町大田イ590番地	○		
340	大田市立第一中学校	大田市	大田町大田口656番地	○		
341	大田市立川合小学校	大田市	川合町川合3025番地	○		
342	大田市立池田小学校	大田市	三瓶町池田2242番地	○		
343	大田市立志学小・中学校	大田市	三瓶町志学2065番地	○		
344	大田市立北三瓶小・中学校	大田市	三瓶町多根イ934番地	○		
345	大田市立旧富山小学校	大田市	富山町山中1684番地	○		
346	大田市立朝波小学校	大田市	波根町15番地	○		
347	大田市立久手小学校	大田市	久手町刺鹿2585番地	○		
348	大田市立第二中学校	大田市	久手町刺鹿522番地1	○		
349	大田市立鳥井小学校	大田市	鳥井町鳥井417番地	○		
350	大田市立長久小学校	大田市	長久町長久イ782番地	○		
351	大田市立静間小学校	大田市	静間町548番地	○		
352	大田市立五十猛小学校	大田市	五十猛町1518番地	○		
353	大田市立久屋小学校	大田市	久利町久利794番地2	○		
354	大田市立高山小学校	大田市	水上町白坏140番地	○		
355	大田市立第三中学校	大田市	水上町福原601番地	○		
356	大田市立旧大代小学校	大田市	大代町大家281番地	○		
357	大田市立温泉津まちづくりセンター	大田市	温泉津町小浜イ486番地	○		
358	大田市立湯里まちづくりセンター	大田市	温泉津町湯里1655番地	○		
359	大田市立温泉津小学校・福波まちづくりセンター	大田市	温泉津町福光ハ467番地1	○		
360	大田市立旧井田小学校・井田まちづくりセンター	大田市	温泉津町井田口255番地	○		
361	大田市立大田西中学校	大田市	仁摩町仁万387番地2	○		
362	大田市立仁摩小学校	大田市	仁摩町仁万176番地2	○		
363	大田市立仁万まちづくりセンター	大田市	仁摩町仁万537番地1	○		
364	大田市仁摩伝統芸能伝承館	大田市	仁摩町宅野281番地	○		
365	島根県立男女共同参画センター	大田市	大田町大田イ236-4	○		
366	安来市総合文化ホール(アルテピア)	安来市	飯島町70	○		
367	健康福祉センター	安来市	広瀬町広瀬1930-1	○		
368	旧広瀬幼稚園	安来市	広瀬町広瀬117	○		
369	広瀬緋センター	安来市	安来市広瀬町町帳775-0	○		
370	飯梨交流センター	安来市	飯梨町445-1	○		
371	能義交流センター	安来市	飯生町566-3	○		
372	安来南体育館	安来市	沢町461-5	○		
373	大塚交流センター	安来市	大塚町400-1	○		
374	吉田交流センター	安来市	上吉田町618-1	○		
375	宇賀荘交流センター	安来市	宇賀荘町98-1	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
376	安来運動公園	安来市	吉岡町450	○		
377	島田交流センター	安来市	穂日島町485	○		
378	安来中央交流センター	安来市	安来町896-1	○		
379	十神学習等供用施設	安来市	安来町1931	○		
380	社日交流センター	安来市	安来町1281-1	○		
381	安来市民体育館	安来市	安来町1337-1	○		
382	和鋼博物館	安来市	安来町1058	○		
383	安来球場	安来市	飯島町744	○		
384	赤江交流センター	安来市	上坂田町574	○		
385	安来西部球場	安来市	上坂田町280-2	○		
386	荒島交流センター	安来市	荒島町3353-5	○		
387	安田交流センター	安来市	伯太町安田中158	○		
388	伯太体育館	安来市	伯太町西母里231-5	○		
389	富田山荘	安来市	広瀬町富田2656	○		
390	広瀬中央交流センター	安来市	広瀬811	○		
391	菅原交流センター	安来市	菅原604	○		
392	下山佐交流センター	安来市	下山佐498	○		
393	山佐交流センター	安来市	上山佐654-5	○		
394	西谷交流センター	安来市	西谷376-6	○		
395	布部交流センター	安来市	布部345-40	○		
396	宇波交流センター	安来市	宇波482-2	○		
397	比田交流センター	安来市	西比田1708-4	○		
398	東比田交流センター	安来市	東比田950-11	○		
399	湯田山荘	安来市	広瀬町東比田1373	○		
400	安来市立図書館	安来市	安来町1062-1	○		
401	安来市立飯梨小学校	安来市	植田町398	○		
402	安来市立能義小学校	安来市	飯生町265	○		
403	安来市立能義幼稚園	安来市	飯生町566-8	○		
404	安来市立南小学校	安来市	清瀬町230	○		
405	安来市立宇賀荘小学校	安来市	清井町300	○		
406	安来市立第二中学校	安来市	吉岡町7	○		
407	安来市立宇賀荘幼稚園	安来市	清井町323-1	○		
408	安来市立島田小学校	安来市	穂日島町485	○		
409	安来市立島田幼稚園	安来市	穂日島町485	○		
410	安来市立十神小学校	安来市	安来町843-3	○		
411	安来市立社日小学校	安来市	宮内町101	○		
412	安来市立第一中学校	安来市	飯島町792	○		
413	安来市立安来幼稚園	安来市	安来町853	○		
414	安来市立赤江小学校	安来市	赤江町1843	○		
415	安来市立荒島小学校	安来市	荒島町2728	○		
416	安来市立第三中学校	安来市	西赤江町395	○		
417	安来市立安田小学校	安来市	伯太町安田1213-1	○		
418	安来市立母里小学校	安来市	伯太町西母里1040-1	○		
419	安来市立伯太中学校	安来市	伯太町西母里940-6	○		
420	安来市立広瀬小学校	安来市	広瀬町広瀬751	○		
421	旧安来市立広瀬中学校	安来市	広瀬町広瀬117	○		
422	安来市立山佐小学校	安来市	広瀬町上山佐608-2	○		
423	安来市立布部小学校	安来市	広瀬町布部1152	○		
424	旧安来市立布部中学校体育館	安来市	広瀬町布部288	○		
425	旧安来市立比田小学校	安来市	広瀬町西比田1636-3	○		
426	安来市立比田小学校	安来市	広瀬町西比田1659-1	○		
427	安来市立井尻小学校	安来市	伯太町井尻859-2	○		
428	島根県立情報科学高等学校	安来市	能義町310	○		
429	鴨来荘	安来市	月坂町563	○		
430	安来市学習訓練センター	安来市	今津町532-2	○		
431	安来節演芸館	安来市	古川町534	○		
432	夢ランドしらすぎ	安来市	古川町835	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
433	ふれあいプラザ	安来市	古川町848	○		
434	健康福祉センター	安来市	広瀬町広瀬1930-1	○		
435	広瀬体育館	安来市	広瀬町広瀬2548	○		
436	島根総合福祉専門学校	安来市	広瀬町広瀬753-15	○		
437	広瀬総合体育館	安来市	広瀬町広瀬307	○		
438	広瀬社会福祉センター	安来市	広瀬町広瀬754	○		
439	すぱーく広瀬	安来市	広瀬町下山佐334-1	○		
440	東比田運動広場	安来市	広瀬町東比田2197-3	○		
441	西谷生活改善センター	安来市	広瀬町西谷403	○		
442	旧奥田原小学校	安来市	広瀬町奥田原479	○		
443	いきいきの郷はくた	安来市	伯太町安田1687	○		
444	伯寿の郷	安来市	伯太町安田1705	○		
445	赤屋交流センター	安来市	伯太町赤屋118-2	○		
446	江津市民球場	江津市	嘉久志町2052番地	○		
447	江津市立江津東小学校	江津市	後地町1035番地	○		
448	江津市立渡津小学校	江津市	渡津町674番地1	○		
449	江津市立郷田小学校	江津市	江津町536番地	○		
450	江津市立高角小学校	江津市	嘉久志町イ645番地	○		
451	江津市立津宮小学校	江津市	都野津町2110番地1	○		
452	旧江津市立跡市小学校	江津市	跡市町632番地			
453	江津市立川波小学校	江津市	敬川町2251番地2	○		
454	江津市立桜江小学校	江津市	桜江町川戸1280番地	○		
455	江津市立江東中学校	江津市	後地町978番地9	○		
456	江津市立江津中学校	江津市	江津町1016番地1	○		
457	江津市立青陵中学校	江津市	二宮町神主1964番地8	○		
458	江津市立桜江中学校	江津市	桜江町川戸1337番地	○		
459	江津市総合市民センター	江津市	江津町1110番地17	○		
460	江津市コミュニティーセンター	江津市	桜江町川戸11番地1	○		
461	市山地域コミュニティー交流センター	江津市	桜江町市山481番地	○		
462	川戸地域コミュニティー交流センター	江津市	桜江町川戸15番地4	○		
463	川越地域コミュニティー交流センター	江津市	桜江町川越631番地	○		
464	谷住郷地域コミュニティー交流センター	江津市	桜江町谷住郷1871番地	○		
465	島根県立江津高等学校	江津市	都野津町293	○		
466	島根県立江津清和養護学校	江津市	渡津町772	○		
467	雲南市立大東保育園	雲南市	大東町大東1663	○		
468	雲南市立加茂こども園	雲南市	加茂町宇治238	○		
469	八日市交流センター	雲南市	木次町木次299-1			
470	三新塔交流センター	雲南市	木次町木次446-2			
471	下熊谷交流センター	雲南市	木次町下熊谷1096-1	○		
472	三刀屋交流センター	雲南市	三刀屋町三刀屋144-1	○		
473	中野交流センター	雲南市	三刀屋町中野375-2	○		
474	鍋山交流センター	雲南市	三刀屋町乙加宮1208-1	○		
475	雲南市立掛合小学校	雲南市	掛合町掛合2237-1	○		
476	掛合まめなかセンター	雲南市	掛合町掛合821-1			
477	多根交流センター	雲南市	掛合町多根418-1			
478	雲南市立海潮中学校	雲南市	大東町南村268	○		
479	旧雲南市立久野小学校	雲南市	大東町上久野44-1	○		
480	雲南市立佐世小学校	雲南市	大東町上佐世1394-1	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能な施設 ※2	地下への 避難が可能な施設
481	雲南市立阿用小学校	雲南市	大東町東阿用109	○		
482	雲南市立西小学校	雲南市	大東町仁和寺2435-11	○		
483	雲南市立大東中学校	雲南市	大東町養賀967	○		
484	雲南市大東体育文化センター	雲南市	大東町大東1405	○		
485	旧雲南市立塩田小学校	雲南市	大東町塩田96-1			
486	雲南市加茂文化ホール「ラメール」	雲南市	加茂町宇治303	○		
487	雲南市立加茂小学校	雲南市	加茂町加茂中1031	○		
488	雲南市立加茂中学校	雲南市	加茂町神原1262	○		
489	雲南市立斐伊小学校	雲南市	木次町里方1064	○		
490	斐伊交流センター	雲南市	木次町里方912			
491	斐伊体育館	雲南市	木次町里方917	○		
492	日登交流センター	雲南市	木次町寺領526-3	○		
493	雲南市立寺領小学校	雲南市	木次町寺領612	○		
494	雲南市立西日登小学校	雲南市	木次町西日登985	○		
495	西日登交流センター	雲南市	木次町西日登990-1	○		
496	雲南市立木次小学校	雲南市	木次町木次1001-1	○		
497	雲南市勤労青少年ホーム	雲南市	木次町木次1012-1	○		
498	雲南市立木次中学校	雲南市	木次町新市421	○		
499	旧雲南市立温泉小学校	雲南市	木次町平田506-1			
500	温泉交流センター	雲南市	木次町平田799-3	○		
501	雲南市立三刀屋小学校	雲南市	三刀屋町給下1007-1	○		
502	雲南市三刀屋文化体育館「アスパル」	雲南市	三刀屋町古城1-1	○		
503	雲南市立三刀屋中学校	雲南市	三刀屋町三刀屋394	○		
504	旧雲南市立飯石小学校	雲南市	三刀屋町多久和528	○		
505	旧雲南市立中野小学校	雲南市	三刀屋町中野380	○		
506	雲南市立鍋山小学校	雲南市	三刀屋町乙加宮1231	○		
507	雲南市立吉田中学校	雲南市	吉田町吉田1080-4	○		
508	雲南市立掛合中学校	雲南市	掛合町掛合2136	○		
509	掛合体育館	雲南市	掛合町掛合2125-3	○		
510	入間交流センター	雲南市	掛合町入間498-5	○		
511	波多交流センター	雲南市	掛合町波多459-1	○		
512	松笠交流センター	雲南市	掛合町松笠748-18	○		
513	島根県立大東高等学校	雲南市	大東町大東637	○		
514	雲南市加茂総合センター	雲南市	加茂町加茂中972-5	○		
515	雲南市木次総合センター	雲南市	木次町新市379	○		
516	雲南消防本部	雲南市	木次町里方1100-6	○		
517	一宮交流センター	雲南市	三刀屋町給下764			
518	雲南市吉田総合センター	雲南市	吉田町吉田1066	○		
519	吉田勤労者体育センター	雲南市	吉田町吉田1061-2			
520	クラシック島根カントリークラブ	雲南市	掛合町多根3325-3	○		
521	島根イーグル(株)	雲南市	掛合町多根212-3	○		
522	奥出雲町立布勢小学校	奥出雲町	八代220	○		
523	奥出雲町立三成小学校	奥出雲町	三成348	○		
524	奥出雲町立高尾小学校	奥出雲町	高尾823	○		
525	奥出雲町立高田小学校	奥出雲町	高田25-2	○		
526	奥出雲町立阿井小学校	奥出雲町	上阿井110	○		
527	奥出雲町立三沢小学校	奥出雲町	三沢1099-7	○		
528	奥出雲町立鳥上小学校	奥出雲町	大呂1151-2	○		
529	奥出雲町立横田小学校	奥出雲町	横田1025-1	○		
530	奥出雲町立馬木小学校	奥出雲町	大馬木1857-1	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
531	奥出雲町立横田中学校	奥出雲町	稲原2050-3	○		
532	奥出雲町立仁多中学校	奥出雲町	三成1634-1	○		
533	町民体育館	奥出雲町	三成445-3	○	○	
534	横田コミュニティセンター	奥出雲町	横田1037-1	○	○	
535	頓原農村環境改善センター	飯南町	頓原2093-2	○		
536	赤名農村環境改善センター	飯南町	下赤名862	○		
537	志々トレーニングセンター	飯南町	八神179	○		
538	頓原町民野球場	飯南町	佐見1420-3	○		
539	来島高齢者生活福祉センター	飯南町	野萱1826-2	○		
540	飯南町立頓原中学校	飯南町	佐見1415-1	○		
541	飯南町立頓原小学校	飯南町	頓原2337	○		
542	飯南町立赤来中学校	飯南町	下赤名1938	○		
543	飯南町立赤名小学校	飯南町	下赤名713	○		
544	飯南町立来島小学校	飯南町	野萱1948	○		
545	島根県立飯南高等学校	飯南町	野萱800	○		
546	悠邑ふるさと会館	川本町	川本町大字川本332-15	○		
547	川本町立川本小学校	川本町	川本町大字川本426	○		
548	島根県立島根中央高等学校	川本町	川本222	○		
549	沢谷体育館	美郷町	九日市118	○		
550	浜原体育館	美郷町	浜原123	○		
551	長藤集会所	美郷町	長藤219-14	○		
552	美郷町立邑智中学校体育館	美郷町	粕淵117-1	○		
553	美郷町立邑智小学校体育館	美郷町	粕淵93	○		
554	吾郷体育館	美郷町	築瀬178	○		
555	比之宮交流センター	美郷町	宮内562-5	○		
556	まほろば福祉センター	美郷町	都賀本郷163	○		
557	基幹集落センター	美郷町	都賀西281	○		
558	上野ふれあい会館	美郷町	上野81-2	○		
559	都賀行交流センター	美郷町	都賀行120-1	○		
560	邑智園体育館	美郷町	小谷361	○		
561	みさと館	美郷町	粕淵168	○		
562	邑南町立石見中学校	邑南町	中野2645	○		
563	邑南町立矢上小学校	邑南町	矢上3876	○		
564	邑南町立石見東小学校	邑南町	中野2306	○		
565	邑南町立日貫小学校	邑南町	日貫3826	○		
566	邑南町立市木小学校	邑南町	市木2091	○		
567	邑南町立瑞穂小学校	邑南町	下田所280	○		
568	邑南町立高原小学校	邑南町	高見284-8	○		
569	邑南町立瑞穂中学校	邑南町	淀原810	○		
570	邑南町立口羽小学校	邑南町	下田所550	○		
571	邑南町立阿須那小学校	邑南町	阿須那108	○		
572	邑南町立羽須美中学校	邑南町	阿須那123	○		
573	邑南町健康センター元気館	邑南町	淀原153-1	○		
574	矢上農村環境改善センター	邑南町	矢上3835-3	○		
575	矢上交流センター(矢上公民館)	邑南町	矢上3835-4	○		
576	中野公民館	邑南町	中野991-1外	○		
577	井原公民館	邑南町	井原2140-1	○		
578	日貫公民館	邑南町	日貫1168	○		
579	日和公民館	邑南町	日和2525-10	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間避難可能な施設 ※2	地下への避難が可能な施設
580	いわみスタジアム	邑南町	矢上7079-1外	○		
581	瑞穂球場	邑南町	淀原818-10	○		
582	市木公民館	邑南町	市木2046-3	○		
583	出羽公民館	邑南町	山田47-1	○		
584	高原公民館	邑南町	高見3014-3	○		
585	布施公民館	邑南町	布施496	○		
586	口羽中央集会所	邑南町	下口羽484-1	○		
587	阿須那公民館	邑南町	阿須那153-1	○		
588	島根県立矢上高等学校	邑南町	矢上3921	○		
589	津和野町立津和野中学校、グラウンド	津和野町	津和野町町田イ26	○		
590	津和野町立津和野小学校、グラウンド	津和野町	津和野町森村口104	○	○	
591	津和野町民センター及び庭園	津和野町	津和野町後田口66-2	○		
592	津和野体育館	津和野町	津和野町後田口66-2	○		
593	畑迫体育館、畑迫運動広場	津和野町	津和野町部栄375	○		
594	名賀地域センター、グラウンド	津和野町	津和野町名賀860	○		
595	元津和野町立木部中学校、校庭	津和野町	津和野町中川405	○		
596	津和野町立木部小学校、グラウンド	津和野町	津和野町中川426	○		
597	日原山村開発センター	津和野町	津和野町日原28	○		
598	日原体育館	津和野町	津和野町日原573-1	○		
599	津和野町立日原小学校、グラウンド	津和野町	津和野町日原231-1	○		
600	津和野町立青原小学校、グラウンド	津和野町	津和野町青原300	○		
601	元津和野町立左鏡小学校、グラウンド	津和野町	津和野町左鏡888	○		
602	須川体育館、須川屋外運動広場	津和野町	津和野町須川40	○		
603	小川体育館、小川公民館グラウンド	津和野町	津和野町寺田64	○		
604	道の駅津和野温泉なごみの里、駐車場	津和野町	津和野町鷲原1256	○		
605	吉賀町立蔵木小学校	吉賀町	蔵木14番地	○		
606	吉賀町立柿木中学校	吉賀町	柿木村柿木682番地1	○		
607	吉賀町立吉賀中学校	吉賀町	七日市966番地	○		
608	吉賀町立六日市中学校	吉賀町	六日市757番地	○		
609	吉賀町立蔵木中学校	吉賀町	蔵木54番地	○		
610	隠岐開発総合センター	海士町	大字海士1490番地	○		
611	海士町立海士中学校	海士町	大字海士944番地	○		
612	別府至誠館	西ノ島町	大字別府56番地8			
613	浦郷シルバー会館	西ノ島町	大字浦郷544番地15			
614	西ノ島町立黒木公民館	西ノ島町	大字別府46番地2			
615	西ノ島総合公園体育館	西ノ島町	大字美田620番地	○		
616	中央公民館	西ノ島町	大字浦郷544番地38	○		
617	中央公民館珍崎分館	西ノ島町	大字浦郷3457番地			
618	知夫里島総合開発センター	知夫村	776番地1	○		
619	知夫村立郡保育所	知夫村	1563番地1	○		
620	知夫村高齢者生活福祉センター	知夫村	664番地	○		
621	知夫村立知夫小中学校校舎・体育館	知夫村	1052番地	○		

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
622	隠岐の島町農村環境改善センター	隠岐の島町	郡575番地1	○		
623	隠岐の島町立西郷小学校	隠岐の島町	西町大城の四3番地	○		
624	隠岐の島町立中条小学校	隠岐の島町	原田1445番地	○		
625	隠岐の島町立有木小学校	隠岐の島町	有木クラミロ21番地2	○		
626	隠岐の島町立布施公民館	隠岐の島町	布施578番地1	○		
627	隠岐の島町立都万小学校	隠岐の島町	都万2362番地1	○		
628	旧隠岐の島町立那久小学校	隠岐の島町	那久698番地1	○		
629	隠岐の島町立西郷中学校	隠岐の島町	栄町488番地	○		
630	隠岐の島町立西郷南中学校	隠岐の島町	下西154番地2	○		
631	隠岐の島町立北小学校	隠岐の島町	中村1495番地1	○		
632	隠岐の島町立五箇中学校	隠岐の島町	郡162番地	○		
633	隠岐の島町立都万中学校	隠岐の島町	都万2533番地1	○		
634	隠岐の島町立隠岐島文化会館	隠岐の島町	西町吉田の二2番地	○		
635	隠岐の島町立五箇生涯学習センター	隠岐の島町	郡74番地	○		
636	隠岐の島町立隠岐の島町総合体育館	隠岐の島町	栄町1437番地	○		
637	隠岐の島町立中条町民体育館	隠岐の島町	原田396番地	○		
638	隠岐の島町立岬町民体育館	隠岐の島町	岬町中の津四2109番地1	○		
639	隠岐の島町立五箇町民体育館	隠岐の島町	郡74番地	○		
640	隠岐の島町立西郷武道館	隠岐の島町	西町吉田の三3番地	○		
641	島根県立隠岐高等学校	隠岐の島町	有木尼寺原1	○		
642	隠岐の島町立磯小学校	隠岐の島町	下西1714番地1	○		
643	城東公民館	松江市	北田町273			
644	北公園	松江市	学園南1-21-1			
645	城北公民館	松江市	北堀町43			
646	松江市立川津幼稚園	松江市	西川津町552			
647	松江市立城東保育所	松江市	学園1-10-12			
648	楽山公園	松江市	西川津町3386			
649	松江市立朝酌幼稚園	松江市	朝酌町121-2			
650	法吉公民館	松江市	比津町308-4			
651	松江市立持田幼稚園	松江市	東持田町81			
652	松江市市民活動センター(スティックビル)	松江市	白潟本町43			
653	竹矢小学校	松江市	八幡町379-1			
654	松江総合運動公園	松江市	上乃木10-4-1			
655	鹿島御津地区体育館	松江市	鹿島町御津800			
656	松江市立恵曇保育所	松江市	鹿島町武代181			
657	松江市立佐太幼稚園	松江市	鹿島町佐陀本郷1186			
658	松江市立マリン保育所	松江市	島根町大芦2189-2			

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
659	松江市立美保関西保育所	松江市	美保関町北浦658-1			
660	松江市立美保関東保育所	松江市	美保関町森山650-1			
661	松江市立大谷小学校	松江市	玉湯町大谷299			
662	松江市立玉湯幼稚園	松江市	玉湯町湯町2066			
663	八雲小学校	松江市	八雲町西岩坂947			
664	島根県立松江工業高等学校	松江市	古志原4丁目1番10号			
665	島根県立松江農林高等学校	松江市	乃木福富町51			
666	松江市総合体育館	松江市	学園南1-21-1			
667	大塚山公園	松江市	八束町波入2485-1			
668	島根大学教育学部附属幼稚園	松江市	大輪町416-4			
669	波佐山村広場	浜田市	金城町長田0192番地4			
670	坂本構造改善センター	浜田市	旭町坂本17番地1			
671	本郷生活改善センター	浜田市	旭町本郷801			
672	天狗石農村交流研修センター	浜田市	旭町市木2560番地1			
673	旭公園	浜田市	旭町今市990-1			
674	あさひインター公園	浜田市	旭町丸原155-24			
675	浜田市立旭小学校	浜田市	旭町丸原1517-4	○		
676	あさひ温泉公園	浜田市	旭町木田983-2			
677	八戸川農村公園	浜田市	旭町本郷1269-4			
678	都川交流促進施設	浜田市	旭町都川920			
679	天狗石農村公園	浜田市	旭町市木2560-1			
680	須津防災多目的広場	浜田市	三隅町岡見5100番地5			
681	福浦防災広場	浜田市	三隅町西河内			
682	田の浦公園オートキャンプ場	浜田市	三隅町西河内1315番地			
683	三隅中央公園	浜田市	三隅町古市場589番地			
684	浜田市立雲雀丘小学校	浜田市	原井町1045番地			
685	浜田市立石見公民館細谷分館	浜田市	三階町2130番地1			
686	浜田市立石見公民館後野分館	浜田市	後野町779番地2			
687	浜田市立石見公民館宇津井分館	浜田市	宇津井町563番地			
688	浜田市立長浜小学校	浜田市	長浜町1番地	○		
689	浜田市立大麻公民館	浜田市	西村町1038番地8	○		
690	浜田市立第四中学校	浜田市	内田町1053番地			
691	浜田市立国府公民館宇野分館	浜田市	宇野町281番地3			
692	旧浜田市立有福小学校	浜田市	下有福町436番地			
693	浜田市立波佐公民館(ときわ会館)	浜田市	金城町波佐1441番地1			
694	今福スポーツ広場	浜田市	金城町今福1469番地2			
695	浜田市立黒沢公民館	浜田市	三隅町下古和1518番地			
696	旧浜田市立井野小学校	浜田市	三隅町井野ニ798番地			
697	浜田市立井野公民館	浜田市	三隅町井野ヘ1816番地2			
698	島根県立浜田高等学校	浜田市	黒川町3749	○		
699	旧島根県立浜田高等学校今市分校	浜田市	旭町丸原46	○		
700	島根県立都市公園(石見海浜公園)	浜田市	久代町1117-2			
701	平田ふれんどリーハウス	出雲市	西平田町171			
702	今市コミュニティセンター	出雲市	今市町1578-2			
703	出雲市立塩津小学校	出雲市	塩津町101-2			
704	旧出雲市立鶴鷺小学校	出雲市	大社町鷺浦275			

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理 番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンク リート造 ※1	24時間 避難可能 な施設 ※2	地下への 避難が可 能な施設
705	大社コミュニティセンター	出雲市	大社町杵築南1051-1			
706	鶴鷺コミュニティセンター	出雲市	大社町鷺浦1044-1			
707	島根県立平田高等学校	出雲市	平田町1			
708	島根県立出雲商業高等学校	出雲市	大津町2525			
709	島根県立出雲農林高等学校	出雲市	下横町950			
710	島根県立大社高等学校	出雲市	大社町北荒木1473			
711	島根県立出雲養護学校	出雲市	神西沖町2485			
712	斐川社会福祉センター四季荘	出雲市	斐川町学頭1369			
713	斐川第1体育館	出雲市	斐川町荘原2876			
714	出西コミュニティセンター	出雲市	斐川町求院996番地1			
715	伊波野コミュニティセンター	出雲市	斐川町富村748番地			
716	直江コミュニティセンター	出雲市	斐川町直江4865/1番地			
717	久木コミュニティセンター	出雲市	斐川町福富2/13番地			
718	出東コミュニティセンター	出雲市	斐川町三分市1801番地			
719	益田都市計画事業匹見中央公園	益田市	匹見町匹見イ1101番地			
720	益田市立美都運動場	益田市	美都町都茂1052番地			
721	島根県立益田高等学校	益田市	七尾町1-17			
722	島根県立益田翔陽高等学校	益田市	高津3丁目21番1			
723	島根県立都市公園(万葉公園)	益田市	高津町イ2402-1			
724	島根県立大田高等学校	大田市	大田町大田イ568			
725	島根県立瀬摩高等学校	大田市	仁摩町仁万907			
726	松永医院跡地	安来市	飯島町川尻858-8			
727	飯島工業団地緑地	安来市	飯島町692-1			
728	桂ヶ丘公園	安来市	飯島町川尻1754			
729	とかみ児童遊園	安来市	安来町(港湾施設)			
730	東十神児童遊園	安来市	新十神町3番地			
731	新十神児童遊園	安来市	新十神町70番地			
732	観光交流プラザ(2Fギャラリー)	安来市	安来町2093-3			
733	糺児童遊園	安来市	安来町1293番地			
734	内代児童遊園	安来市	切川町1304番地			
735	福井工業団地緑地	安来市	東赤江町福井1505-3.4			
736	東飯梨児童遊園	安来市	飯梨町761番地2			
737	大塚多目的スポーツ広場	安来市	大塚町町後35-4他			
738	大塚児童遊園	安来市	大塚町351番地1			
739	汐彩公衆トイレ横空地	安来市	汐手が丘343-2、237			
740	道の駅あらえっさ	安来市	安来市中海町118-1			
741	三日月公園	安来市	安来市広瀬町2207-0			
742	旧布部中学校跡地	安来市	広瀬町布部288			
743	安来公園	安来市	社日公園			
744	安来港湾公園	安来市	安来港周辺			
745	安田老人福祉センター	安来市	伯太町安田中159			
746	井尻交流センター	安来市	伯太町井尻77			
747	井尻老人憩いの家	安来市	伯太町井尻77			
748	井尻老人福祉センター	安来市	伯太町井尻857-1			

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間避難可能な施設 ※2	地下への避難が可能な施設
749	赤屋老人福祉センター	安来市	伯太町赤屋116-6			
750	安来市立赤屋小学校	安来市	伯太町赤屋123	○		
751	山佐小中共用体育館	安来市	広瀬町上山佐608-2			
752	島根県立安来高等学校	安来市	佐久保町115	○		
753	仲仙寺公園	安来市	西赤江町			
754	王陵の丘造山公園	安来市	荒島町			
755	// 宮山公園	安来市	西赤江町			
756	// 塩津山公園	安来市	久白町			
757	うさぎ山児童公園	安来市	西荒島町121-2			
758	大塚ふれあいセンター	安来市	大塚町350			
759	汐彩公園	安来市	汐手が丘238番地			
760	町民会館	安来市	広瀬町広瀬772-11			
761	安来市立広瀬中学校	安来市	広瀬町富田1470	○		
762	川中島公園	安来市	広瀬町広瀬1952-4			
763	広瀬中央公園	安来市	広瀬町広瀬307			
764	旧奥田原小学校体育館	安来市	広瀬町奥田原479			
765	奥田原交流センター	安来市	広瀬町奥田原602-1			
766	はくた文化学習館	安来市	伯太町母里28			
767	伯太運動広場	安来市	伯太町日次537			
768	江津市中央公園多目的広場	江津市	嘉久志町2052番地			
769	江津市民体育館	江津市	嘉久志町2052番地			
770	旧江津市立松平小学校	江津市	松川町市村272番地			
771	旧江津市立有福温泉小学校	江津市	有福温泉町本明1472番地			
772	江津市桜江体育施設川越地区グラウンド及び川越地区体育館	江津市	桜江町川越678番地			
773	島根県立江津工業高等学校	江津市	江津町1477	○		
774	大東公園体育館	雲南市	大東町大東1094	○		
775	かもてらす	雲南市	加茂町宇治328	○		
776	チェリヴァホール	雲南市	木次町里方55	○		
777	高齢者コミュニティセンター	雲南市	木次町新市3	○		
778	飯石交流センター	雲南市	三刀屋町多久和516-2			
779	田井交流センター	雲南市	吉田町深野61-4			
780	雲南市吉田健康福祉センター	雲南市	吉田町吉田1066			
781	道の駅交流の館	雲南市	掛合町掛合1788-4			
782	雲南市立大東小学校	雲南市	大東町田中43-4	○		
783	加茂B&G海洋センター	雲南市	加茂町宇治228-1	○		
784	木次体育館	雲南市	木次町新市409			
785	雲南市立田井小学校	雲南市	吉田町深野90-1			
786	雲南市立吉田小学校	雲南市	吉田町吉田1060-1			
787	吉田交流センター	雲南市	吉田町吉田1061-1			
788	木次町郷土文化保存伝習施設	雲南市	木次町湯村344-2			
789	掛合総合営農指導センター	雲南市	掛合町松笠748-4			
790	穴見集会所	雲南市	掛合町穴見299-1			
791	横田公園	奥出雲町	稲原2034-1		○	
792	三成公園	奥出雲町	三成188		○	
793	奥出雲町立亀嵩小学校	奥出雲町	亀嵩2206			

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間 避難可能な施設 ※2	地下への 避難が可能な施設
794	島根県立横田高等学校	奥出雲町	稲原2178-1			
795	飯南町保健福祉センター	飯南町	頓原2064			
796	志々公民館(さつき会館)	飯南町	八神117-1			
797	頓原町民グラウンド	飯南町	佐見1416			
798	志々山村広場	飯南町	八神188-1			
799	小田体育館	飯南町	小田276-1			
800	飯南町立志々小学校	飯南町	八神169			
801	君の谷農村塾	美郷町	京覧原273-1			
802	別府公民館	美郷町	別府50-2			
803	潮会館	美郷町	潮村136			
804	吾郷集会所	美郷町	吾郷183-1			
805	浜原隣保館	美郷町	浜原122			
806	上田所農村公園	邑南町	上田所			
807	上田所交流センター	邑南町	上田所411-1			
808	はすみリゾートセンター	邑南町	下口羽1495-1			
809	旧邑南町立日和小学校	邑南町	日和2582			
810	中野体育館	邑南町	中野1003-2			
811	邑南町青少年旅行村	邑南町	山田443-2			
812	田所公民館	邑南町	下田所282			
813	羽須美体育館	邑南町	阿須那112-5			
814	島根県立石見養護学校	邑南町	中野2384-18			
815	中座児童公園	津和野町	津和野町中座			
816	津和野町森駐車場	津和野町	津和野町森村ハ14-1			
817	津和野駅前駐車場	津和野町	津和野町後田イ46-7			
818	日原消防センター前広場	津和野町	津和野町枕瀬975-1			
819	日原カントリーパーク	津和野町	津和野町池村2863-2			
820	日原駅前広場	津和野町	津和野町枕瀬427-1			
821	島根県立津和野高等学校、グラウンド	津和野町	津和野町後田ハ12-3			
822	嘉楽園	津和野町	津和野町後田ハ17-1			
823	津和小野町運動公園	津和野町	津和野町田二穂42			
824	笹山地区コミュニティーセンター	津和野町	津和野町笹山387-2			
825	道の駅シルクウェイにちはら駐車場	津和野町	津和野町池村1997-1			
826	津和野町役場第2庁舎駐車場	津和野町	津和野町日原245-1			
827	柳会館広場	津和野町	津和野町柳村561			
828	木ノ口運動場広場	津和野町	津和野町枕瀬427-1			
829	吉賀町民柿木体育館	吉賀町	柿木村柿木682番地1	○		
830	吉賀町民六日市体育館	吉賀町	六日市648	○		
831	大野原運動交流広場	吉賀町	柿木村大野原969番地			
832	身近な運動広場	吉賀町	下高尻876番地7			
833	真田グラウンド	吉賀町	真田1121番地2			
834	六日市スポーツ公園	吉賀町	立戸154			
835	島根県立吉賀高等学校	吉賀町	七日市937	○		
836	海士町立海士小学校	海士町	大字海士4970番地			
837	海士町立福井小学校	海士町	大字福井412番地			
838	島根県立隠岐島前高等学校	海士町	大字福井1403番地	○		
839	宇賀交流施設	西ノ島町	大字宇賀			
840	西ノ島町高齢者活性化センター	西ノ島町	大字宇賀584番地			
841	物井集会所	西ノ島町	大字宇賀179番地			
842	美田尻会館	西ノ島町	大字美田2154番地2			
843	大山地区介護予防センター	西ノ島町	大字美田1711番地14			
844	波止公会堂	西ノ島町	大字美田1123番地			
845	みた保育園	西ノ島町	大字美田429番地3			

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

整理番号	名称	市町村名	町丁目名・番(番地)・号	コンクリート造 ※1	24時間避難可能な施設 ※2	地下への避難が可能な施設
846	船越公会堂	西ノ島町	大字美田3197番地4			
847	浦郷会館	西ノ島町	筆界未定地			
848	西部高齢者能力活用センター	西ノ島町	大字浦郷1571番地4			
849	三度もーもー館	西ノ島町	大字浦郷2688番地			
850	旧西ノ島町立西ノ島小学校	西ノ島町	大字美田2162番地			
851	美田コミュニティセンター	西ノ島町	大字美田3069番地			
852	若者宿	西ノ島町	大字浦郷453番地			
853	旧西ノ島町立西ノ島小学校	西ノ島町	大字浦郷1024番地1			
854	犬来農村公園	隠岐の島町	犬来前田145番地2			
855	中村農村公園	隠岐の島町	中村1513番地1			
856	加茂農村公園	隠岐の島町	加茂480番地			
857	有木農村公園	隠岐の島町	有木殿屋敷29番地1			
858	東郷農村公園	隠岐の島町	東郷甲の瀬29番地			
859	元屋農村公園	隠岐の島町	元屋438番地1			
860	旧隠岐の島町立飯田小学校	隠岐の島町	飯田白崎1番地1			
861	旧隠岐の島町立大久小学校	隠岐の島町	大久宮原18番地			
862	隠岐の島町総合学習センター	隠岐の島町	今津346番地2			
863	旧隠岐の島町立加茂小学校	隠岐の島町	加茂411番地			
864	旧隠岐の島町立中村小学校	隠岐の島町	中村1494番地1			
865	隠岐の島町立五箇小学校	隠岐の島町	郡67番地			
866	旧隠岐の島町立布施中学校	隠岐の島町	布施578番地			
867	隠岐の島町運動公園	隠岐の島町	栄町1435番地			
868	隠岐の島町立五箇町民運動場	隠岐の島町	郡75番地2			
869	隠岐の島町立都万町民運動場	隠岐の島町	都万2153番地			
870	島根県立隠岐水産高等学校	隠岐の島町	東郷吉津2			
871	島根県立隠岐養護学校	隠岐の島町	城北町363			
872	寺の前公園	隠岐の島町	原田1760番地			

※1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
 ※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

② 収容施設として活用できる土地（仮設テント等の張場、応急仮設住宅の建設適地）

注：面積1200㎡（応急仮設住宅1戸30㎡あたりの所要面積を60㎡とし、20戸分）以上の市町村又は公社等関係団体の所有又は管理する土地を掲載している。

注：形状はアスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利舗装、更地（土砂を転圧したもの）

注：インフラの整備状況は、その土地に現状でそれぞれ整備されていない場合でも、近隣に幹線導管・幹線電線等があり、容易に設備できるものを○、できないものを×としている。

注：自衛隊の野外手術システム（大型車両4両）の設置には、1600㎡以上の更地又は草地（アスファルト可）が必要。なお、給水・排水施設があるとよい。

整理番号	市町村名	所在地	面積（㎡）	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
1	松江市	松江市中原町331番	1,500	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	千鳥児童公園
2	松江市	松江市南平台385番206	2,000	街区公園	更地	市	不可	○	×	×	南平台児童公園
3	松江市	松江市松尾町691番1外	1,500	街区公園	草地	市	不可	○	○	○	松尾児童公園
4	松江市	松江市八幡町684番1	3,200	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	八幡児童公園
5	松江市	松江市松北台5番	2,200	街区公園	更地	一部国有地借地	不可	○	○	○	松北台児童公園
6	松江市	松江市西津田八丁目23番2	1,800	街区公園	草地	市	不可	○	○	○	美月東児童公園
7	松江市	松江市西津田八丁目7番6	3,200	街区公園	更地・草地・林地	市	不可	○	○	○	美月西児童公園
8	松江市	松江市比津が丘四丁目3番	2,300	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	比津が丘児童公園
9	松江市	松江市西津田三丁目1483番1	1,500	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	森脇児童公園
10	松江市	松江市西持田町362番2	1,800	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	竹崎児童公園
11	松江市	松江市東津田町1216番1外	1,800	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	沼児童公園
12	松江市	松江市菅田町45番6外	2,500	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	菅田児童公園
13	松江市	松江市上乃木三丁目3218番	2,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	宇賀公園
14	松江市	松江市浜乃木六丁目23番	4,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	うぐいす公園
15	松江市	松江市浜乃木七丁目23番	4,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	国尾公園
16	松江市	松江市上乃木九丁目3259番	2,100	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	下沢公園
17	松江市	松江市比津が丘三丁目137番	4,900	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	比津ヶ丘東児童公園
18	松江市	松江市学園一丁目256番外	3,000	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	川口児童公園
19	松江市	松江市法吉町65番219外	4,100	街区公園	更地	市	不可	○	×	×	東松北台児童公園
20	松江市	松江市西川津町4127番	3,800	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	橋本街区公園
21	松江市	松江市古曾志町567番393	3,700	街区公園	更地・草地	市	不可	○	○	×	朝日ヶ丘東街区公園
22	松江市	松江市東持田町313番174外	2,400	街区公園	更地	市	不可	×	×	○	平成北街区公園
23	松江市	松江市東持田町345番1外	4,100	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	平成南街区公園
24	松江市	松江市千鳥町2番1外	6,000	近隣公園	芝地	市	不可	○	○	○	松江湖畔公園（千鳥南公園）
25	松江市	松江市末次町86番1	8,000	近隣公園	芝地	市	可	○	○	○	松江湖畔公園（末次公園）
26	松江市	松江市灘町233番1外	26,000	近隣公園	芝地	市	不可	○	○	○	松江湖畔公園（白潟公園）
27	松江市	松江市袖師町4番1外	28,000	近隣公園	芝地・タイル他	市	可	○	○	○	松江湖畔公園（岸公園）
28	松江市	松江市西津田九丁目1422番6外	13,000	近隣公園	更地・林地	市	不可	○	○	○	緑山公園
29	松江市	松江市学園一丁目256番外	14,000	近隣公園	更地・芝地他	市	可	○	○	○	菅田公園
30	松江市	松江市学園南一丁目428番1外	82,800	総合公園	芝地・更地他	市	可	○	○	○	北公園
31	松江市	松江市西川津町3386番1外	213,000	総合公園	草地・林地他	市	可	○	○	○	楽山公園 仮植場（5,187,78㎡を含む）
32	松江市	松江市大垣町52番外	313,000	総合公園	林地他	市	可	○	○	○	秋鹿湖畔公園
33	松江市	松江市上乃木十丁目2743番1外	353,000	運動公園	芝地・更地他	市	可	○	○	○	松江総合運動公園
34	松江市	松江市殿町1番2外	207,200	歴史公園	更地・林地他	市	不可	○	○	○	城山公園
35	松江市	松江市東長江町943番1外	34,600	植物公園	更地・草地他	市	可	○	○	○	花冠の里（花木公園）
36	松江市	松江市大庭町1219番外	143,147	墓園	芝地他	市	可	○	×	○	松江市公園墓地
37	松江市	松江市千鳥町69番外	4,400	都市緑地	芝地	市	不可	×	×	×	千鳥都市緑地
38	松江市	松江市浜乃木六丁目36番1外	1,400	都市緑地	林地	市	不可	×	×	○	浜乃木北都市緑地
39	松江市	松江市浜乃木七丁目27番1外	1,200	都市緑地	林地	市	不可	×	×	○	浜乃木南都市緑地
40	松江市	松江市西川津町1635番8	2,000	広場公園	草地	市	不可	×	×	×	農振団地広場公園
41	松江市	松江市鹿島町恵曇22番6	2,300	普通公園	更地	市	不可	○	○	○	恵曇児童公園
42	松江市	松江市美保関町下宇部尾872番12外	92,000	特定地区公園	更地・林地他	市	可	○	○	○	美保関総合運動公園

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
43	松江市	松江市玉湯町玉造1017番	7,600	街区公園	林地	市	不可	○	○	○	玉造ふれあい公園
44	松江市	松江市玉湯町玉造94番外	12,800	近隣公園	芝地・林地他	市	不可	○	○	○	空口公園
45	松江市	松江市玉湯町玉造85番8外	38,000	歴史公園	芝地・林地他	市	不可	○	○	○	玉作公園
46	松江市	松江市玉湯町玉造2008番1	6,000	風致公園	林地	市	不可	×	×	○	めのう公園
47	松江市	松江市宍道町佐々布3253番1	1,600	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	萩田児童公園
48	松江市	松江市宍道町宍道1131番	3,900	街区公園	更地(山地)	市	不可	○	×	○	要害山児童公園
49	松江市	松江市宍道町白石318番2外	1,300	街区公園	更地	市	可	×	×	×	下白石児童公園
50	松江市	松江市宍道町宍道740番1外	2,000	街区公園	更地	民有地借地	不可	○	×	○	亀島児童公園
51	松江市	松江市宍道町白石77番57	1,200	街区公園	更地	民有地借地	不可	×	×	×	白石団地公園
52	松江市	松江市宍道町西来待2071番1	3,600	街区公園	草地	市	不可	○	○	○	福祉公園
53	松江市	松江市宍道町西来待532番2	2,400	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	西来待本郷公園
54	松江市	松江市宍道町佐々布296番61	2,300	街区公園	更地	市	不可	○	○	○	緑ヶ丘公園
55	松江市	松江市宍道町東来待1647番	35,000	地区公園	アスファルト他	市	不可	○	○	○	来待ストーン
56	松江市	松江市宍道町白石1405番1	159,200	総合公園	更地	市	可	○	×	○	宍道総合公園
57	松江市	松江市八束町江島1128番地11	1,800	その他公園	更地	市	不可	×	×	×	江島緑地公園
58	松江市	松江市千鳥町62-2	3,434	駐車場	更地	市土地開発公社	可	×	×	×	(公簿面積) 近くまでインフラ可
59	松江市	松江市平成町1751-4外	11,947	駐車場	更地	市土地開発公社	可	×	×	×	〃
60	松江市	松江市東出雲町錦浜474番1	16,200	広場公園	更地	県	不可	×	×	○	錦浜1号ふれあい広場
61	松江市	松江市東出雲町錦浜583番1	9,100	広場公園	更地	市	不可	○	○	○	錦浜2号ふれあい広場
62	浜田市	浜田市黒川町3739	110,000	運動公園	アスファルト舗装他	市	可	○	×	○	
63	浜田市	浜田市金城町七条イ982	52,801	運動公園	アスファルト舗装他	市	可	○	×	○	
64	浜田市	浜田市旭町今市990-1	16,063	運動公園	アスファルト舗装他	市	可	○	○	○	
65	浜田市	浜田市弥栄町長安本郷222-1	1,627	運動公園	アスファルト舗装他	市	可	○	×	○	
66	浜田市	浜田市三隅町古市場589	249,000	運動公園	アスファルト舗装他	市	可	○	×	○	
67	浜田市	浜田市三隅町古市場1991	10,124	校庭	土	市	可	○	×	○	三隅中学校校庭
68	浜田市	浜田市三隅町岡見4743	15,800	校庭	土	市	可	○	×	○	岡見小学校校庭
69	浜田市	浜田市三隅町井野二798	6,353	校庭	土	市	可	○	×	○	旧井野小学校校庭
70	浜田市	浜田市三隅町古市場450	18,379	校庭	土	市	可	○	×	○	三隅小学校校庭
71	出雲市	出雲市大津町2214	16,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	第一中学校
72	出雲市	出雲市塩冶町1501	13,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	第二中学校
73	出雲市	出雲市松寄下町1674	19,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	浜山中学校
74	出雲市	出雲市大塚町1184	16,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	第三中学校
75	出雲市	出雲市朝山町978	12,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	南中学校
76	出雲市	出雲市神門町1331	15,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	河南中学校
77	出雲市	出雲市平田町2950-1	14,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	平田中学校
78	出雲市	出雲市灘分町1816-1	14,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	向陽中学校
79	出雲市	出雲市奥宇賀町854	11,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧光中学校
80	出雲市	出雲市佐田町八幡屋200	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	佐田中学校
81	出雲市	出雲市多伎町多岐785	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	多伎中学校
82	出雲市	出雲市湖陵町三部1183	10,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	湖陵中学校
83	出雲市	出雲市大社町杵築南1330	22,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	大社中学校
84	出雲市	出雲市斐川町直江3864-2	11,300	野球場	更地	市	不可	○	○	○	斐川公園野球場
85	出雲市	出雲市斐川町直江4083	33,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	斐川西中学校
86	出雲市	出雲市斐川町沖洲660	26,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	斐川東中学校
87	益田市	匹見町匹見イ1101 (中央公園)	9,000	多目的広場	土	市	可	○	×	○	
88	益田市	匹見町匹見イ1101 (中央公園)	10,647	野球場	黒土、天然芝	市	可	○	×	○	
89	益田市	匹見町匹見イ12番地 (匹見中学校)	8,420	校庭	土	市	可	○	×	○	
90	益田市	匹見町匹見イ1324番地 (匹見小学校)	7,562	校庭	土	市	不可	○	×	○	
91	益田市	匹見町道川イ39番地 (旧道川小学校)	3,924	校庭	土	市	可	○	×	○	
92	益田市	匹見町道川イ133-1	3,651	駐車場	アスファルト舗装	市	可	○	×	○	7302㎡×1/2

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
93	大田市	大田市鳥井町鳥井1284番地	15,519	運動場	更地	市	可	○	×	○	大田運動公園
94	大田市	大田市温泉津町温泉津イ207	16,880	運動場	更地	市	可	○	○	○	温泉津総合運動場
95	江津市	江津市嘉久志町2052	11,300	多目的広場	更地	市	可	○	○	○	仮設住宅の場合は、要インフラ整備
96	雲南市	雲南市大東町田中43-4	17,608	校庭	更地	市	可	○	×	○	大東小学校
97	雲南市	雲南市大東町仁和寺2435-11	18,432	校庭	更地	市	可	○	×	○	西小学校
98	雲南市	雲南市大東町上佐世1394-1	10,743	校庭	更地	市	可	○	×	○	佐世小学校
99	雲南市	雲南市大東町東阿用109	4,284	校庭	更地	市	可	○	×	○	阿用小学校
100	雲南市	雲南市大東町上久野30-11	2,082	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧久野小学校
101	雲南市	雲南市大東町塩田96-1	6,161	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧塩田小学校
102	雲南市	雲南市大東町養賀976	16,216	校庭	更地	市	可	○	×	○	大東中学校
103	雲南市	雲南市大東町南村268	10,653	校庭	更地	市	可	○	×	○	海潮中学校
104	雲南市	雲南市大東町大東637	14,794	校庭	更地	市	可	○	×	○	大東高等学校
105	雲南市	雲南市大東町大東1094	10,991	野球場	更地	市	可	○	×	○	大東公園野球場
106	雲南市	雲南市大東町大東1366	9,350	広場	更地	市	可	○	×	○	丸子山公園多目的広場
107	雲南市	雲南市大東町上久野1371-3	5,200	駐車場	アスファルト舗装	市	可	○	×	○	かみくの桃源郷第一駐車場
108	雲南市	雲南市加茂町加茂中1031	10,843	校庭	更地	市	可	○	○	○	加茂小学校
109	雲南市	雲南市加茂町神原1262	7,899	校庭	更地	市	可	○	○	○	加茂中学校
110	雲南市	雲南市加茂町宇治303	10,310	駐車場	アスファルト舗装	市	可	○	○	○	ラメール駐車場
111	雲南市	雲南市加茂町神原、宇治	10,970	広場	更地	市	可	○	○	○	加茂中央公園
112	雲南市	雲南市木次町木次1001-1	6,766	校庭	更地	市	可	○	○	○	木次小学校
113	雲南市	雲南市木次町里方1064	6,160	校庭	更地	市	可	○	○	○	斐伊小学校
114	雲南市	雲南市木次町寺領612	6,580	校庭	更地	市	可	○	○	○	寺領小学校
115	雲南市	雲南市木次町西日登985	4,270	校庭	更地	市	可	○	○	○	西日登小学校
116	雲南市	雲南市木次町平田506	5,124	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧温泉小学校
117	雲南市	雲南市木次町新市421	10,304	校庭	更地	市	可	○	○	○	木次中学校
118	雲南市	雲南市木次町新市409番地	11,830	野球場	更地	市	可	○	○	○	木次町民球場
119	雲南市	雲南市木次町西日登、東日登、新市	13,000	広場	更地	市	可	○	×	○	健康の森多目的広場
120	雲南市	雲南市三刀屋町給下1007-1	10,000	校庭	更地	市	可	○	×	○	三刀屋小学校
121	雲南市	雲南市三刀屋町多久和528	9,078	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧飯石小学校
122	雲南市	雲南市三刀屋町乙加宮1231	6,491	校庭	更地	市	可	○	○	○	鍋山小学校
123	雲南市	雲南市三刀屋町中野375-2	11,446	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧中野小学校
124	雲南市	雲南市三刀屋町三刀屋394	11,205	校庭	更地	市	可	○	○	○	三刀屋中学校
125	雲南市	雲南市三刀屋町坂本870	18,700	広場	更地	市	可	○	×	○	明石緑ヶ丘公園山村広場
126	雲南市	雲南市吉田町吉田1080-4	13,360	校庭	更地	市	可	○	×	○	吉田中学校
127	雲南市	雲南市吉田町吉田1060-1	10,391	校庭	更地	市	可	○	×	○	吉田小学校
128	雲南市	雲南市吉田町民谷456	1,213	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧吉田小学校民谷分校
129	雲南市	雲南市吉田町深野90-1	10,054	校庭	更地	市	可	○	×	○	田井小学校
130	雲南市	雲南市掛合町掛合2246-1	5,000	広場	更地	市	可	○	×	○	掛合運動公園
131	雲南市	雲南市掛合町掛合2237-1	5,491	校庭	更地	市	可	○	○	○	掛合小学校
132	雲南市	雲南市掛合町多根419	4,560	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧多根小学校
133	雲南市	雲南市掛合町松笠748-3	2,000	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧松笠小学校
134	雲南市	雲南市掛合町波多454	2,963	校庭	更地	市	可	○	×	○	旧波多小学校
135	雲南市	雲南市掛合町入間446-1	2,496	校庭	更地	市	可	○	○	○	旧入間小学校
136	奥出雲町	奥出雲町八代220	3,200	運動場	更地・クレー	町(教育委員会)	不可	○	○	○	
137	奥出雲町	奥出雲町三成348	3,800	運動場	更地・クレー	町(教育委員会)	可	○	○	○	
138	奥出雲町	奥出雲町高尾823	1,200	運動場	更地・クレー	町(教育委員会)	不可	○	×	○	
139	奥出雲町	奥出雲町亀嵩2206	6,200	運動場	更地・クレー	町(教育委員会)	可	○	○	○	
140	奥出雲町	奥出雲町高田25-2	4,600	運動場	更地・クレー	町(教育委員会)	可	○	×	○	
141	奥出雲町	奥出雲町上阿井110	3,000	運動場	更地・クレー	町(教育委員会)	可	○	○	○	
142	奥出雲町	奥出雲町三沢1099-7	5,300	運動場	更地・クレー	町(教育委員会)	可	○	○	○	

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
143	奥出雲町	奥出雲町大呂1151-2	3,200	運動場	更地・クレ－	町(教育委員会)	可	○	○	○	
144	奥出雲町	奥出雲町横田1025-2	3,800	運動場	更地・クレ－	町(教育委員会)	可	○	○	○	
145	奥出雲町	奥出雲町下横田500-2	3,200	運動場	更地・クレ－	町(教育委員会)	可	○	○	○	
146	奥出雲町	奥出雲町大馬木1858-1	4,900	運動場	更地・クレ－	町(教育委員会)	可	○	○	○	
147	奥出雲町	奥出雲町稲原2375-2	13,000	陸上競技場	人工芝・クレ－	町(建設課)	不可	○	○	○	
148	奥出雲町	奥出雲町稲原2374	24,000	多目的広場	更地・天然芝	町(建設課)	不可	○	○	○	
149	奥出雲町	奥出雲町下横田1680-1	13,000	野球場	更地・クレ－	町(建設課)	不可	○	○	○	
150	奥出雲町	奥出雲町三成188-1	32,000	陸上競技場	全天候グラウンド・天然芝	町(建設課)	不可	○	○	○	
151	飯南町	飯南町頓原	11,957	野球場	更地	町	可	○	×	○	野球場
152	飯南町	飯南町佐見	19,186	駐車場	砂利舗装	町	可	×	×	○	琴引駐車場
153	飯南町	飯南町志々	6,583	運動場	更地	町	可	○	○	○	志々トレーニングセンター
154	飯南町	飯南町下赤名	10,000	野球場	更地	町	可	○	○	○	山村広場
155	飯南町	飯南町井戸谷	2,000	運動場	更地	町	可	○	×	○	旧谷小学校
156	美郷町	美郷町宮内705番地3ほか	5,500	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧宮内小学校
157	美郷町	美郷町都賀西580番地ほか	6,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	大和小学校(借用地)
158	美郷町	美郷町都賀西94番地1	10,000	野球場	更地	町	可	○	○	○	町民グラウンド
159	美郷町	美郷町長藤186番地1ほか	6,800	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	大和中学校(借用地)
160	美郷町	美郷町都賀行120番地1	6,600	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	旧都賀行小学校
161	美郷町	美郷町沢谷	4,200	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧沢谷小学校
162	美郷町	美郷町浜原122番地	3,500	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	浜原隣保館前広場
163	美郷町	美郷町久保229番地1	11,500	野球場	更地	町	可	○	○	○	ふれあい広場
164	美郷町	美郷町粕淵93番地	4,100	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	邑智小学校
165	美郷町	美郷町粕淵117番地1	10,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	邑智中学校
166	美郷町	美郷町久保22番地3	16,000	多目的広場	更地	町	可	○	○	○	防災公園
167	美郷町	美郷町惣森495番地7	4,900	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧小松地小学校
168	美郷町	美郷町京寛原277番地	4,300	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧君谷小学校
169	美郷町	美郷町九日市119番地	4,200	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧沢谷小学校
170	美郷町	美郷町浜原122番地	3,500	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	浜原隣保館前広場
171	美郷町	美郷町久保22番地3	16,000	多目的広場	更地	町	可	○	○	○	防災公園
172	美郷町	美郷町京寛原277番地	4,300	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	旧君谷小学校
173	美郷町	美郷町築瀬178番地	3,600	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	旧吾郷小学校
174	邑南町	邑南町淀原818-10	9,000	野球場	更地	町	可	○	○	○	駐車場3000㎡はアスファルト舗装
175	邑南町	邑南町矢上7079-1外	12,000	野球場	更地(一部舗装)	町	可	○	×	○	
176	邑南町	邑南町上田4252	3,000	運動広場	更地	町	可	○	×	○	
177	邑南町	邑南町井原2125-2	5,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
178	邑南町	邑南町矢上7493	4,000	駐車場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	
179	邑南町	邑南町中野991	7,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
180	邑南町	邑南町山田443-2	5,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	福祉施設
181	邑南町	邑南町中野3595-18	4,000	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	
182	邑南町	邑南町阿須那細谷	2,000	旧工場用地	更地	町	可	○	×	○	
183	邑南町	邑南町上田所	5,500	農村公園	更地	町	可	○	×	○	
184	津和野町	津和野町大字田二穂40・他	15,186	運動広場	更地	町	可	○	×	○	旧津和野町
185	津和野町	津和野町大字鷺原イ238・他	31,452	駐車場	更地	町	可	○	×	○	旧津和野町
186	津和野町	津和野町大字後田イ349・他	4,675	駐車場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	旧津和野町
187	津和野町	津和野町大字森村ハ14-1	2,516	駐車場	アスファルト舗装	町	可	○	×	○	旧日原町
188	津和野町	津和野町大字枕瀬975	9,087	公園	更地	町	可	○	○	○	旧日原町
189	津和野町	津和野町大字池村	27,200	工業用地	更地	町	可	○	○	○	旧日原町
190	津和野町	津和野町大字池村	25,000	運動公園	更地	町	可	○	○	○	旧楠木村
191	津和野町	津和野町後田ハ12-3	14,000	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	津和野高校グラウンド
192	津和野町	津和野町後田ハ	7,605	公園	更地	町	可	○	×	○	嘉楽園

整理番号	市町村名	所在地	面積 (㎡)	現況		所有者又は管理者	大型車両進入	インフラの整備状況			備考
				用途	形状等			水道	下水道	電気	
193	津和野町	津和野町森村口104	11,222	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	津和野小学校グラウンド
194	津和野町	津和野町町田イ26	15,320	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	津和野中学校グラウンド
195	津和野町	津和野町寺田64	2,944	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	小川公民館グラウンド
196	津和野町	津和野町田二穂42	15,187	運動広場	更地	町	可	○	×	○	津和野町運動公園
197	津和野町	津和野町部栄375	3,428	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	畑追小学校グラウンド
198	津和野町	津和野町中川405	5,118	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	木部小学校・中学校グラウンド
199	津和野町	津和野町名賀860	2,900	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	名賀地域センターグラウンド
200	津和野町	津和野町中座口21	2,640	公園	更地	町	可	○	×	○	中座児童公園
201	津和野町	津和野町後田イ46-7	4,675	駐車場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	津和野駅前駐車場
202	津和野町	津和野町笹山387-2	1,639	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	笹山集会所前
203	津和野町	津和野町鷺原イ257	31,453	駐車場	更地 (一部舗装)	町	可	○	×	○	なごみの里駐車場
204	津和野町	津和野町日原231-1	3,678	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	日原小学校 グラウンド
205	津和野町	津和野町日原564	15,320	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	日原中学校 グラウンド
206	津和野町	津和野町青原300	4,451	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	青原小学校 グラウンド
207	津和野町	津和野町左鏡888	3,481	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	左鏡小学校 グラウンド
208	津和野町	津和野町相撲ヶ原40	3,651	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	須川屋外運動場
209	津和野町	津和野町池村2863-2	9,603	グラウンド	更地	町	可	○	×	○	日原カントリーパーク
210	津和野町	津和野町日原975-1	6,618	広場	更地	町	可	○	○	○	日原消防センター前広場
211	津和野町	津和野町池村1997	26,922	駐車場	更地 (一部舗装)	町	可	○	×	○	道の駅駐車場 (シルクウェイにこはら)
212	津和野町	津和野町日原245-1	2,900	駐車場	更地	町	可	○	○	○	役場 (第2庁舎駐車場)
213	津和野町	津和野町枕瀬464-2	2,000	広場	更地	町	可	○	○	○	日原駅前広場
214	津和野町	津和野町柳村558-1付近	1,995	広場	更地	町	可	○	×	○	柳会館広場
215	津和野町	津和野町枕瀬427-1	651	広場	更地	町	可	○	×	○	木ノ口運動場広場
216	吉賀町	吉賀町柿木村大野原969	12,000	運動場	更地	町	可	○	×	○	旧柿木村
217	吉賀町	吉賀町立戸154	10,297	野球場	更地	町	可	○	×	○	旧六日市町
218	吉賀町	吉賀町真田1121-2	12,977	サッカー場	芝地	町	不可	○	×	○	旧六日市町
219	吉賀町	吉賀町七日市880	5,060	多目的広場	更地	町	可	○	×	○	旧六日市町
220	吉賀町	吉賀町下高尻876-7	5,000	多目的広場	更地	町	可	×	×	×	旧六日市町
221	海士町	海士町大字福井776番地17地内 (菱浦)	7,962	荷揚場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	
222	海士町	海士町大字福井1524番地1地内 (海士港)	6,865	荷揚場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	
223	海士町	海士町大字福井484番地6地内 (諏訪)	11,528	荷揚場	更地	町	可	○	○	○	仮設住宅の場合は、要インフラ整備
224	海士町	海士町大字福井1817番地2 1地内 (日ノ津)	3,881	荷揚場	更地	町	可	○	×	○	
225	海士町	海士町大字御波523番地4地内 (日須賀)	4,604	荷揚場	更地	町	可	×	×	○	
226	海士町	海士町大字知々井1003番地3地内 (保々見)	10,648	荷揚場	アスファルト舗装	町	可	○	○	○	
227	海士町	海士町大字福井1403番地 1地内	2,476	多目的広場	更地	町	可	○	○	○	追加 鏡浦運動公園
228	海士町	海士町大字宇受賀422-1、422-2、423	3,545	多目的広場	更地	町	可	○	○	○	追加 宮ノ原公園
229	西ノ島町	西ノ島町大字美田2162番地	5,329	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	旧黒木小学校
230	西ノ島町	西ノ島町大字浦細1379番地	8,347	グラウンド	更地	町	可	○	○	○	西ノ島小学校
231	西ノ島町	西ノ島町大字美田616番地	13,000	グラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
232	西ノ島町	西ノ島町大字美田2162番地	4,500	グラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
233	隠岐の島町	隠岐の島町大久18番地	4,676	クラウンド	更地	町	可	○	○	○	
234	隠岐の島町	隠岐の島町飯田1番地1	4,948	クラウンド	更地	町	不可	○	×	○	
235	隠岐の島町	隠岐の島町今津346番地2	2,875	クラウンド	更地	町	不可	○	×	○	
236	隠岐の島町	隠岐の島町加茂411番地	1,873	クラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
237	隠岐の島町	隠岐の島町布施318番地	3,368	クラウンド	更地	町	可	○	○	○	
238	隠岐の島町	隠岐の島町那久698番地1	2,278	クラウンド	更地	町	可	○	×	○	
239	隠岐の島町	隠岐の島町都万2153番地	14,002	クラウンド	更地	町	不可	○	○	○	
240	隠岐の島町	隠岐の島町郡75番地2	13,679	クラウンド	更地	町	可	○	×	○	

(2) 備蓄物資

資料: 防災危機管理課(平成30年1月31日)

品目		松江倉庫	浜田倉庫	隠岐(島前)	隠岐(島後)	トラック協会	備蓄合計	備考
①食糧・水	1 白粥	7,700袋	2,000袋		200袋		9,900袋	
	2 梅粥	7,700袋	2,000袋		200袋		9,900袋	
	3 乾パン	469缶	174缶	30缶	10缶		683缶	
	4 白飯(アレルギー対応)	1,789袋	600袋				2,389袋	
	5 粉ミルク	44缶	28缶				72缶	
	6 保存水(ミルク用)	312本	0本		48本		360本	
		1.5L	0本	0本	0本		0本	
		500ml	312本	0本	48本		360本	
	7 飲料水	11,003本	5,664本				16,667本	
		2L	1,739本	1,200本			2,939本	
		500ml	9,264本	4,464本			13,728本	
	8 ほ乳瓶	200本	100本				300本	
	9 浄水機	4基	4基				8基	
	10 ガソリン携行缶	3個	4個				7個	
	11 簡易組立水槽	4基	4基				8基	
	12 給水袋	4,110袋	2,100袋				6,210袋	
	13 カセットコンロ	50個	27個				77個	
	14 カセットガス	45組	26組				71組	
	15 なべ	50個	27個				77個	
16 ひしゃく	50個	27個				77個		
17 わかめご飯	4,170袋					4,170袋		
18 スーパーバランス	672缶					672缶		
19 フリーズドライ	672缶					672缶		
②生活必需品	1 毛布	17,250枚	6,750枚	300枚	120枚	300枚	24,720枚	
	2 子供用紙おむつ(3サイズ)	2,940枚	10,706枚				13,646枚	
		新生児用	2,040枚	3,768枚			5,808枚	
		Sサイズ	186枚	62枚			248枚	
		Mサイズ	258枚	3,580枚			3,838枚	
	Lサイズ	456枚	3,296枚			3,752枚		
	3 大人用紙おむつ(3サイズ)	1,290枚	2,650枚				3,940枚	
		S (W50-70)	0枚	560枚			560枚	
		M-L (W60-90)	600枚	1,100枚			1,700枚	
		L-LL (W80-130)	690枚	990枚			1,680枚	
	4 生理用品	19,508枚	8,160枚				27,668枚	
	5 ゴミ袋	7,880枚	4,100枚				11,980袋	
	6 簡易トイレ	355個	101個			100個	556個	
	7 簡易トイレ用薬剤	439箱	136箱			16箱	591箱	
	8 トイレ用テント	245基	137基			10基	392基	
	9 トイレ用ペーパー	960ロール	1,680ロール			180ロール	2,820ロール	
	10 防水シート(3サイズ)	6,998枚	3,011枚		30枚	1,000枚	11,039枚	
		M (3.6×5.4m)	6,610枚	2,800枚	30枚	1,000枚	10,440枚	
		L (7.2×7.2m)	258枚	141枚			399枚	
		LL(10×10m)	130枚	70枚			200枚	
	11 救急箱	44箱	21箱				65箱	
12 避難所用間仕切り(段ボール)	18セット					18セット		
13 避難所用間仕切り(ナイロン)	496基	250基				746基		
14 避難所用更衣テント	48基	25基				73基		
15 ガソリン式発電機	50基	25基				75基		
16 ガソリン携行缶	100個	50個				150個		
17 ガス式発電機	23台	12台				35台		
18 LED投光器(充電式)1スミス	50台	25台				75台		
19 LED投光器(充電式)2	22台	12台				34台		
20 LED投光器(床置型)	23台	12台				35台		
21 コードリール	50台	25台				75台		
③救助用資機材	1 バケツ	277個	137個				414個	
	2 バール(2種類)	65本	42本				107本	
		バール(細)	46本	28本			74本	
		バール(太)	19本	14本			33本	
	3 懐中電灯	47本	30本				77本	
	4 電池(単2)(懐中電灯用)	220個	120個				340個	
	5 軍手	348双	236双				584双	
	6 テント	4張	2張				6張	
	7 担架	4台	2台				6台	
	8 救命ボート	2艇	2艇				4艇	
9 ライフジャケット(2種類)	12着	12着				24着		
	大人用	10着	10着			20着		
子供用	2着	2着			4着			
10 簡易画像探索機	3式	2式				5式		

(3) 医療関係

① 病院

資料: 医療政策課 平成30年1月1日現在使用許可

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
松江	独立行政法人国立病院機構松江医療センター	島根県松江市上乃木5丁目8番31号	0852-21-6131			12		328	340
	松江市立病院	島根県松江市乃白町32番地1	0852-60-8000	50		4		416	470
	総合病院松江生協病院	島根県松江市西津田8丁目8番8号	0852-23-1111				40	311	351
	東部島根医療福祉センター	島根県松江市東生馬町15-1	0852-36-8011				40	60	100
	松江青葉病院	島根県松江市上乃木5丁目1番8号	0852-21-3565	300					300
	松江記念病院	島根県松江市上乃木3丁目4番1号	0852-27-8111				111	61	172
	松江赤十字病院	島根県松江市母衣町200	0852-24-2111	45		2		552	599
	医療法人仁風会 八雲病院	島根県松江市大庭町1460-3	0852-23-3456	161					161
	鹿島病院	島根県松江市鹿島町名分243-1	0852-82-2627				117	60	177
	独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院	島根県松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560					301	301
	医療法人同仁会こなんホスピタル	島根県松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712	147					147
	日立記念病院	島根県安来市安来町1278番地5	0854-22-2180				31	49	80
	安来市立病院	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地	0854-32-2121				46	102	148
	安来市医師会病院	島根県安来市伯太町安田1700番地	0854-37-1511				48		48
	安来第一病院	島根県安来市安来町899-1	0854-22-3411	189			60	138	387
計 15病院				892	12	6	493	2,378	3,781
雲南	雲南市立病院	島根県雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390			4	78	199	281
	奥出雲コスモ病院	島根県雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950	100					100
	平成記念病院	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	0854-45-5111				55	60	115
	町立奥出雲病院	島根県仁多郡奥出雲町三成1622番地1	0854-54-1122				50	90	140
	飯南町立飯南病院	島根県飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221					48	48
	計 5病院				100		4	183	397
出雲	出雲市民病院	島根県出雲市塩冶町1536番地1	0853-21-2722					180	180
	医療法人社団耕雲堂小林病院	島根県出雲市今市町510	0853-21-5230				48	2	50
	医療法人同仁会海星病院	島根県出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	166					166
	島根県立中央病院	島根県出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111	40		6		588	634
	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	30				570	600
	医療法人壽生会 養生病院	島根県出雲市上塩冶町2862-1	0853-24-2160				239		239
	出雲市民リハビリテーション病院	島根県出雲市知井宮町238	0853-21-2733				58	58	116
	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556	224					224
	出雲市立総合医療センター	島根県出雲市灘分町613	0853-63-5111				52	147	199
	斐川生協病院	島根県出雲市斐川町直江4883-1	0853-72-0321				120		120
	出雲徳洲会病院	島根県出雲市斐川町直江3964-1	0853-73-7000				94	89	183
計 11病院				460		6	611	1,634	2,711
県央	大田市立病院	島根県大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330			4	55	280	339
	医療法人恵和会 石東病院	島根県大田市大田町大田1860-3	0854-82-1035	168			42		210
	加藤病院	島根県邑智郡川本町大字川本383-1	0855-72-0640				81		81
	公立邑智病院	島根県邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111					98	98
計 4病院				168		4	178	378	728
浜田	社会医療法人社団清和会西川病院	島根県浜田市港町293-2	0855-22-2390	408					408
	沖田病院	島根県浜田市殿町3-1	0855-22-1555					55	55
	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	島根県浜田市浅井町777-12	0855-25-0505			4		361	365
	島田病院	島根県浜田市殿町83-30	0855-22-2511				42		42
	医療法人慈誠会 山根病院	島根県浜田市熱田町1517番地1	0855-26-0688				55		55
	医療法人慈誠会 山根病院三隅分院	島根県浜田市三隅町岡見290-1	0855-32-4343				60		60
	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	島根県江津市江津町1016番地37	0855-54-0101				128	172	300
	西部島根医療福祉センター	島根県江津市渡津町1926	0855-52-2442				56	56	112
	山崎病院	島根県江津市江津町813-1	0855-52-2816				35		35
計 9病院				408		4	376	644	1,432
益田	医療法人正光会 松ヶ丘病院	島根県益田市高津四丁目24番10号	0856-22-8711	215					215
	益田赤十字病院	島根県益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480		4	4		276	284
	公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	島根県益田市遠田町1917-2	0856-22-3611				132	211	343
	津和野共存病院	島根県鹿足郡津和野町森村口141	0856-72-0660				49	50	99
	六日市病院	島根県鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581				60	50	110
計 5病院				215	4	4	241	587	1,051
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	22		2		91	115
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	08514-7-8211				24	20	44
	計 2病院				22		2	24	111
合計 51病院				2,265	16	30	2,106	6,129	10,546

② 救護班

(日赤島根県支部救護班)

資料：日本赤十字社島根県支部（平成29年4月1日現在）

所属病院		松江赤十字病院	益田赤十字病院
班数		3	2
1 班 の 編 制	医師	2	2
	薬剤師	1	1
	看護師	4	4
	事務員	(兼運転手) 1	(兼運転手) 1
	自動車	1	1

(災害拠点病院救護班／災害派遣医療チーム(DMAT))

資料：医療政策課（平成30年1月1日現在）

病院名	班数	
	救護班	DMAT
島根県立中央病院	※	4
松江赤十字病院	3	2
松江市立病院	2	1
松江生協病院		1
雲南市立病院		2
島根大学医学部附属病院	6	4
大田市立病院	1	1
済生会江津総合病院		1
浜田医療センター	3	2
益田赤十字病院	2	1
隠岐病院		1

(注) 松江日赤・益田日赤の救護班班数は再掲

※被災地の需要に応じて、その時点で可能な限りの班数を編成

(島根県医師会協力救護班)

資料：島根県医師会（平成28年8月31日現在）

班名	班数	担当	班名	班数	担当
松江市医師会医療救護班	15	松江市	大田市医師会医療救護班	9	大田市
安来市医師会医療救護班	4	安来市	邑智郡医師会医療救護班	5	邑智郡
雲南市医師会医療救護班			江津市医師会医療救護班	3	江津市
雲南医師会大原支部 医療救護班	3	雲南市(大東町・加茂町・木次町)	浜田市医師会医療救護班	3	浜田市
			那賀郡医師会医療救護班	2	那賀郡
雲南医師会仁多支部 医療救護班	2	仁多郡	益田市医師会医療救護班	4	益田市
			鹿足郡医師会医療救護班	2	鹿足郡
雲南医師会飯石支部 医療救護班	2	雲南市(三刀屋町・吉田町・掛合町)、飯南町	島後医師会医療救護班	2	隠岐島後
			島前医師会医療救護班	2	隠岐島前
出雲医師会医療救護班	10	出雲市	合計	68	

(注) 1班の編制 協力病院救護班に準ずる。

③ 日本赤十字社島根県支部救護班常備資機材

資料:日本赤十字社島根県支部(平成30年1月1日現在)

項目	資機材名	数量
無線装備	150MHz帯・400MHz帯	55
救護資機材	医療セット(ジュラルミン)	5
	医療セット置き台	2
	携帯型医療セット	2
	大型テント(ドラッシュテント)	1
	患者等収容用テント(エアートtent大)	1
	診察用テント(エアートtent小)	1
	キャンプ用天幕	10
	パーソナル無線機	16
	無線タイマー付充電器	1
	災害用移動炊飯器 ひまわり型	4
	ヘッドライト	6
	携行用ライト	4
	携行用ラジオ	2
	天幕(パイプテント 2×3間)	9
	発電機	3
	毛布収納袋	10
	スクープストレッチャー	2
	バスケットストレッチャー	1
	折畳寝台	37
	寝袋	48
	担架架台	22
	担架	26
	バルーン投光器	2
	投光器	4
	ドンネル式ライト	2式
	携帯型マイク	6
	デジタルカメラ	2
	アルミローラーコンベヤ(一式)	1
	救護班要員マニュアル	80
	デジタルビデオカメラ	2
	GMサーバイメータ	4
	防災ボランティアセンター 表示看板	1
	防災ボランティアセンター ホワイトボード	一式
	トリアージシート	2
	自動体外式除細動器	14
	除染セット(除染シート、防護服・マスク12、除染済み者セット50、除細動器2)	一式
	ポータブル人工呼吸器一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型精密高機能輸液ポンプ一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型充電式吸引器一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型超音波診断装置一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型心電図モニター一式 [松江赤十字病院 日本DMAT]	1
	医療資機材携行用バッグ [松江赤十字病院 日本DMAT]	4
	LEDキャップライト	5
	簡易心電図モニタ [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	超音波診断装置 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	人工呼吸器 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯型精密輸液ポンプ [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	自動体外式除細動器 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	多機能型医療バック3点セット [益田赤十字病院 日本DMAT]	一式
	インマルサット衛星電話 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	レスキューメディカルユニフォームセット [益田赤十字病院 日本DMAT]	7
	デジタル/アナログデュアルモード簡易無線機 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
	携帯用吸引器 [益田赤十字病院 日本DMAT]	1
石油ストーブ	3	
ポータブルカーナビゲーション	2	
モバイル用パソコン・プリンターセット	1	
折畳アルミベッド	20	
折畳アルミテーブル	10	
折畳アルミス	15	
衛星携帯電話(BGAN)	3	
衛星電話(車載)	1	
車両	災害救援車等	11
救援物資	毛布	1560
	タオルケット	430
	緊急セット	1068
	安眠セット	520

④ 臨時の医療施設として想定される場所

市町村名	所在地	施設名	面積 (㎡)	構造・その他	所有者 又は管 理者	大型 車両 進入	施設の設備内容					電話	F A X	備考
							部 屋 数	浴 室 の 有 無	調 理 施 設	防 災 無 線	駐 車 場			
松江市	松江市矢田町 250-18	松江市矢田体育館	1290	RC造2階	市	可	2	○	×	○	33	0852-27-6788	0852-27-6788	避難所指定有り
松江市	松江市鹿島町佐陀本郷 76	鹿島総合体育館	8056	RC造2階	市	可	9	○	○	○	279	0852-82-3331	0852-82-3337	避難所指定有り
松江市	松江市島根町 加賀漁港内	人と情報・文化の交流館	958	RC造2階	市	可	2	×	×	×	100	0852-85-9111	0852-85-3800	避難所指定無し
松江市	松江市玉湯町湯町 714-3	玉湯体育館	2233	RC造3階	市	可	1	×	×	○	40	0852-62-0442	0852-62-0442	避難所指定有り
松江市	松江市宍道町佐々布 204-4	宍道体育センター	1787	RC造2階	市	可	1	○	×	×	47	0852-66-8686	0852-66-1414	避難所指定有り
浜田市	浜田市金城町今福 105-2	多目的研修集会施設 今福公民館(ふれあい会館)	1319	RC造2階	市	可	6	×	○	○	20	0855-42-2083		避難所指定有り 大会議室有り
浜田市	浜田市金城町上来原 456-3	ふるさと生活創作館 (かたらいの家)	249	木造1階	市	可	3	×	○	○	5	0855-42-2010		
益田市	益田市匹見町匹見イ 1324	匹見小学校体育館	714	S造平屋	市	不可	1	×	×	×	40	0856-56-0017	0856-56-0017	避難所指定有り
益田市	益田市匹見町道川イ 39	旧道川小学校体育館	288	SB造平屋	市	可	1	×	×	×	20			避難所指定有り
益田市	益田市匹見町匹見イ 690	匹見上地区振興センター	120	S造平屋	市	可	2	×	×	×	20	0856-56-1144	0856-56-0932	避難所指定無し
大田市	大田市大田町大田イ 309-2	島根中央地域職業訓練 センター	1329	RC造2階	市	可	12	×	○	×	47	0854-82-9666	0854-82-7850	避難所指定無し 大会議室有り
雲南市	雲南市大東町大東 1038	雲南市大東健康福祉 センター	1045	鉄骨コン 2階建	市	可	3	×	○	×	150	0854-43-5610	0854-43-5610	
雲南市	雲南市加茂町宇治 328	雲南市加茂健康福祉 センター	2725	RC造1階	市	可	5	○	○	×	150	0854-49-7306	0854-49-6482	
雲南市	雲南市木次町新市 379	雲南市木次総合 センター	100	RC造2階	市	可	4	×	○	×	60	0854-40-1083	0854-40-1088	
雲南市	雲南市三刀屋町三刀屋 1212-3	雲南市三刀屋健康福祉 センター	1941	RC造1階	市	可	4	○	○	×	30	0854-45-9888	0854-45-9889	
雲南市	雲南市吉田町吉田 1066	雲南市吉田健康福祉 センター	928	S造一部2階	市	可	6	シャワー	○	×	15	0854-74-0078	0854-74-0049	

市町村名	所在地	施設名	面積 (㎡)	構造・その他	所有者 又は管 理者	大型 車両 進入	施設の設備内容					電話	F A X	備考
							部 屋 数	浴 室 の 有 無	調 理 施 設	防 災 無 線	駐 車 場			
雲南市	雲南市掛合町掛合 1310	雲南市掛合好老 センター	319	RC造1階	市	可	2	×	×	×	40	0854-62-1121	0854-62-0767	
美郷町	邑智郡美郷町粕渕	美郷町保健福祉センター	595	R造2階	町	不可	5	×	○	○	10	0855-75-1345	0855-75-1439	避難所指定無し 美郷町本庁舎近く
邑南町	邑智郡邑南町下口羽 1124-1	はすみ交流センター	329	木造平屋	町	可	5	○	○	○	20	0855-87-0670	0855-87-0670	避難所指定無し 大会議室有り
邑南町	邑智郡邑南町上亀谷 475	ハンザケ自然観	425	木造平屋	町	可	5	×	×	○	20	0855-83-0819		避難所指定無し 大会議室有り
邑南町	邑智郡邑南町中野 3848-2	保健センター	750	RC造1階	町	可	5	×	×	○	10	0855-95-0455		避難所指定無し 大会議室有り
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町郡 575-1	隠岐の島町農村環境改善 センター	1093	RC造2階	町	可	4	×	○	○	30	08512-5-3019		大ホール有り

⑤ 備蓄薬品の在庫場所、品名

資料:薬事衛生課(平成30年1月31日現在)

在庫場所	電話	品名
		乾燥ガスえそウマ抗毒素(注)
出雲保健所	0853-21-1185	○
浜田保健所	0855-29-5557	○
隠岐保健所	08512-2-9714	○
隠岐保健所 (島前地域危機管理スタッフ)	08514-7-8121	○

(注)乾燥ガスえそウマ抗毒素は国有ワクチンのため一般の卸売業者では取り扱っておらず、県内4保健所・駐在で保有している。

⑥ 防疫薬剤等取扱業者

資料:薬事衛生課(平成30年1月31日現在)

名称	所在地	電話番号	Fax番号
株式会社エバルス島根営業部			
松江支店	〒690-0011 松江市東津田町392-7	(0852)24-4416	(0852)31-8549
出雲支店	〒693-0054 出雲市塩冶町1563-1	(0853)22-6588	(0853)22-6589
浜田支店	〒697-0061 浜田市笠柄町12	(0855)23-2111	(0855)23-2115
益田支店	〒698-0042 益田市中吉田町1089-2	(0856)23-0033	(0856)31-0144
株式会社サンキ山陰事業部			
松江支店	〒690-0021 松江市矢田町塚脇142-3	(0852)23-1551	(0852)21-7349
出雲支店	〒693-0013 出雲市荻杼町601-3	(0853)22-4865	(0853)22-4867
浜田支店	〒697-0006 浜田市下府町821-7	(0855)28-1238	(0855)28-1526
株式会社セイエル山陰事業部			
松江営業所	〒690-0047 松江市嫁島町1-34	(0852)21-4384	(0852)27-1237
出雲営業所	〒693-0024 出雲市塩冶神前1-8-6	(0853)23-2777	(0853)22-7698
浜田営業所	〒697-0006 浜田市下府町327-87	(0855)23-4858	(0855)23-4859
益田営業所	〒698-0042 益田市中吉田町1082-1	(0856)23-3470	(0856)23-3472
ティーエスアルフレッサ株式会社山陰営業部			
松江支店	〒690-0021 松江市矢田町218-2	(0852)21-4909	(0852)31-4499
出雲支店	〒693-0054 出雲市浜町218-1	(0853)22-7700	(0853)22-0234
浜田支店	〒697-0006 浜田市下府町388-30	(0855)28-1414	(0855)28-1416
益田支店	〒698-0043 益田市中島町198	(0856)22-7371	(0856)22-8575

⑦ 衛生資材(消石灰)取扱業者

資料:薬事衛生課(平成30年1月31日現在)

事業所名	郵便番号	所在地	電話	FAX番号
JA全農中四国営農資材事業所しまね推進課	699-0631	出雲市斐川町直江5030	0853-73-9527	0853-72-4193
日野建材(株)	693-0065	出雲市平野町360-1	0853-21-2422	0853-21-2451
浜覚肥糧(株)	694-0051	大田市久手町波根西1767-8	0854-82-8314	0854-82-8315
JALしまねいわみ中央地区本部営農経済部資材注文センター	697-0006	浜田市下府町1821-5	0855-22-1128	0855-22-1362
JALしまね西いわみ地区本部営農部経済資材経済課	698-0042	益田市中吉田町1000	0856-23-0933	0856-22-4350

(6) 公営墓地

市町村名	名称	住所	所管部署	電話	F A X	全区画数	うち空区画数
松江市	松江市公園墓地	松江市大庭町1220	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	5057	104
松江市	松江市北壙苑	松江市石橋町200	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	1344	27
松江市	松江市南壙苑	松江市松尾町389、浜乃木1-58外	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	921	64
松江市	松江市宍道金山共同墓地	松江市宍道町白石2871-2	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	157	3
松江市	松江市宍道平成記念公園	松江市宍道町東来待994-136	市民課	0852-55-5252	0852-55-5536	167	1
浜田市	黒川壙苑	浜田市黒川町4201番地	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	18	0
浜田市	日脚壙苑	浜田市日脚町142番地4	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	不明	
浜田市	美川壙苑	浜田市内田町1378番地	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	13	0
浜田市	津摩共同墓地	浜田市津摩町847番地	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	51	1
浜田市	日脚第一共同墓地	浜田市日脚町1405番地	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	325	4
浜田市	日脚第二共同墓地	浜田市日脚町984番地8	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210		
浜田市	櫻田原共同墓地	浜田市櫻田原町551番地内第1	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	不明	
浜田市	下府上の浜共同墓地	浜田市下府町2083番地	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	137	4
浜田市	下府中の浜共同墓地	浜田市下府町2076番地1	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	85	14
浜田市	下府下の浜共同墓地	浜田市下府町1520番地1	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	不明	
浜田市	唐鐘第一共同墓地	浜田市国分町1981番地4	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	707	7
浜田市	唐鐘第二共同墓地	浜田市国分町2203番地1	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	193	3
浜田市	久代共同墓地	浜田市久代町1642番地	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	6	0
浜田市	上府三重共同墓地	浜田市上府町イ2487番地6	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	50	0
浜田市	上府荒相共同墓地	浜田市上府町ロ967番地2	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	不明	
浜田市	浜田市竹迫壙園	浜田市竹迫町2731番2	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	632	3
浜田市	浜田市笠柄壙園	浜田市笠柄町147番	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	137	0
浜田市	浜田市三隅壙園	浜田市三隅町西河内1954番	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	152	78
出雲市	一の谷共同墓地	出雲市今市町1875-2	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	227	0
出雲市	下古志共同墓地	出雲市下古志町466-5	環境政策課	0853-21-6535	0853-21-6597	28	0
出雲市	和立原共同墓地	出雲市佐田町反辺1978-1	佐田支所 市民サービス課	0853-84-0118	0853-84-0579	22	0
出雲市	上塩冶墓地	出雲市上塩冶町1622	人権同和政策課	0853-22-7508	0853-22-7502	33	6
出雲市	口田儀壙園	出雲市多伎町口田儀712	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3116	0853-86-3561	8	0
出雲市	小田壙園	出雲市多伎町小田1356-1	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3116	0853-86-3561	118	0
出雲市	砂原壙園	出雲市多伎町多岐68	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3116	0853-86-3561	13	0
出雲市	久村壙園	出雲市多伎町久村1847-3	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3116	0853-86-3561	68	0
出雲市	三本松墓地	出雲市大社町日御碕395	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	57	0
出雲市	高門墓地	出雲市大社町日御碕521	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	58	0
出雲市	薦沢西墓地	出雲市大社町日御碕629	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	101	0
出雲市	薦沢東墓地	出雲市大社町日御碕661	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	206	0
出雲市	梅枝墓地	出雲市大社町字龍371-1	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	18	0
出雲市	文殊院墓地	出雲市大社町鷺浦37	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	140	0
出雲市	鷺浦墓地	出雲市大社町鷺浦241	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	394	0
出雲市	鵜峠墓地	出雲市大社町鵜峠257	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	169	0
出雲市	横町墓地	出雲市大社町杵築南2400-2	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	3	0
出雲市	坪横墓地	出雲市大社町杵築南1020	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	4	0
出雲市	下玄光院墓地	出雲市大社町杵築南1183-1	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	60	0
出雲市	西光寺山墓地	出雲市大社町杵築南958	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	99	0
出雲市	四本松墓地	出雲市大社町杵築南1255	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	267	0
出雲市	松源寺山墓地	出雲市大社町杵築東567-6	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	44	0
出雲市	円通寺墓地	出雲市大社町杵築西2184	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	176	0
出雲市	与左衛門原墓地	出雲市大社町杵築西2352	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	164	0
出雲市	太鼓原西墓地	出雲市大社町杵築北2531	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	118	0
出雲市	太鼓原東墓地	出雲市大社町杵築北2529	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	326	0
出雲市	安養寺墓地	出雲市大社町杵築北2589	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	344	0
出雲市	朽田墓地	出雲市大社町杵築北2912	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	45	0
出雲市	稲佐墓地	出雲市大社町杵築北2984	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	21	0
出雲市	長谷寺墓地	出雲市大社町杵築北3017	大社支所 市民サービス課	0853-53-3115	0853-53-5976	1	0
出雲市	三輪山壙園	出雲市斐川町三絡766	斐川支所 市民サービス課	0853-73-9101	0853-73-9109	337	0
益田市	益田市嘗天神山墓地	益田市高津三丁目イ2518	環境衛生課	0856-31-0232	0856-31-1139	468	0
益田市	美都墓地公園(笹倉)	益田市美都町笹倉1672番地	美都総合支所	0856-23-5479	0856-52-2190	18	0
益田市	美都墓地公園(朝倉)	益田市美都町朝倉246番地6外	(住民福祉課)	0856-23-5479	0856-52-2190	20	0
益田市	美都墓地公園(梨の木)	益田市美都町仙道774番地21		0856-23-5479	0856-52-2190	8	0
益田市	美都墓地公園(都茂平和台)	益田市美都町都茂1087番地3		0856-23-5479	0856-52-2190	25	0
大田市	神子路墓地	大田市仁摩町馬路1216番地・1194番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	286	6
大田市	久根ヶ曾根墓地	大田市仁摩町馬路1731番地2・1731番地4・1762番地1	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	257	3
大田市	高浜墓地	大田市仁摩町馬路1117番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	44	1
大田市	津辺墓地	大田市仁摩町宅野1276番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	138	4
大田市	仁万墓地	大田市仁摩町仁万1267番地6(代表)	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	583	2
大田市	申神墓地	大田市仁摩町宅野1309番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	105	2
大田市	野浦浜墓地	大田市仁摩町仁万1407番地2	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	75	6

市町村名	名称	住所	所管部署	電話	F A X	全区画数	うち空区画数
大田市	立平浜墓地	大田市仁摩町仁万1318番地7（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	105	31
大田市	宮村墓地	大田市仁摩町大國265番地	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	24	1
大田市	大國墓地	大田市仁摩町大國1266番地（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	73	0
大田市	汐迫墓地	大田市仁摩町天河内796番地11（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	10	0
大田市	大原墓地	大田市仁摩町宅野690番地2	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	24	0
大田市	高浜高松墓地	大田市仁摩町馬路1083番地（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	募集停止	0
大田市	一里塚墓地	大田市仁摩町仁万1430番地12（代表）	環境政策課	0854-83-8069	0854-82-9730	募集停止	0
江津市	小迫谷墓地公園	江津市渡津町402番地、403番地、475番地及び1844番地	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	80	0
江津市	市村墓地公園	江津市松川町市村296番1	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	76	2
江津市	尾浜墓地公園	江津市後地町3349番地39	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	47	1
江津市	弓場墓地公園	江津市波積町本郷178番地23	市民生活課	0855-52-2501	0855-52-1557	30	19
雲南市	野田原墓地西団地	雲南市大東町大東1239番1外	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	268	0
雲南市	野田原墓地東団地	雲南市大東町大東1204番2外	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	48	12
雲南市	町頭共同墓地	雲南市大東町大東1684番1外	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	87	0
雲南市	中山墓苑	雲南市加茂町猪尾498番72～136	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	65	14
雲南市	宇治西墓苑	雲南市加茂町南加茂1140番50～84	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	35	0
雲南市	塔の村墓地	雲南市木次町里方325番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	61	0
雲南市	共和墓地	雲南市木次町里方827番3	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	24	0
雲南市	浜が丘墓地	雲南市木次町山方1358番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	44	0
雲南市	掛合町郡墓地公園	雲南市掛合町掛合4836番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	45	22
雲南市	下熊谷西墓地	雲南市木次町下熊谷560番32、560番35	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	25	0
雲南市	一宮墓地	雲南市三刀屋町古城51番1	環境政策課	0854-40-1033	0854-40-1039	53	39
飯南町	志津見墓地	飯石郡飯南町志津見525-2外	住民課	0854-76-2213		31	3
飯南町	社日山墓地	飯石郡飯南町頓原3320-2外	住民課	0854-76-2213		32	24
飯南町	瀬戸山霊園	飯石郡飯南町赤名642-3	住民課	0854-76-2213		15	0
飯南町	月根尾霊園	飯石郡飯南町野萱1871-2外	住民課	0854-76-2213		16	1
飯南町	瀬戸山第2霊園	飯石郡飯南町下赤名642-1	住民課	0854-76-2213		16	0
飯南町	沢田谷霊園	飯石郡飯南町野萱2120-3	住民課	0854-76-2213		18	1
美郷町	美郷町ふるさと墓地公園	邑智郡美郷町吾郷56	住民課	0855-75-1213	0855-75-1505	30	4

(7) 公営納骨堂

市町村名	名称	住所	所管部署	電話	F A X	全区画数	うち空区画数
松江市	松江市菅田地区納骨堂	松江市菅田町79	人権施策推進課	0852-55-5331	0852-55-5542	118	43
松江市	松江市福原地区納骨堂	松江市福原町689	人権施策推進課	0852-55-5331	0852-55-5542	94	10
松江市	松江市松尾地区納骨堂	松江市松尾町710-1	人権施策推進課	0852-55-5331	0852-55-5542	170	112
浜田市	浜田市火葬場内納骨堂	浜田市港町30番地1	環境課	0855-25-9430	0855-23-0210	不明	不明
浜田市	日脚納骨堂	浜田市日脚町1405	地域福祉課	0855-25-9300	0855-23-3440	不明	不明

(8)火葬場の能力

	所在市町村	名称	所在地	運営主体	電話	FAX	炉数	炉形式	使用燃料	一日可能火葬数
1	松江市	玉井斎場	松江市美保閔町福浦130	玉井斎場管理組合	0852-72-3501	0852-72-3501	3	台車式	LPガス	6
2	松江市	松江市斎場	松江市大庭町1740-4	松江市	0852-31-3222	0852-31-6875	6	台車式	LPガス	8
3	浜田市	浜田市火葬場	浜田市港町80-1	浜田市	0855-22-1127	0855-22-1127	3	台車式	灯油	6
4	出雲市	出雲斎場	出雲市平成町1599-5	出雲市	0853-22-6318	0853-21-3849	4	台車式	LPガス	11
5	出雲市	湖西斎場	出雲市国富町1612	出雲市	0853-62-4379	0853-62-4390	3	台車式	LPガス	6
6	益田市	益田市斎場 松聖苑	益田市土井町口2629-15	益田市	0856-31-0746	0856-31-0747	4	台車式	灯油	5
7	大田市	大田葬斎場	大田市鳥井町鳥井1135-2	大田市	0854-82-5157		2	台車式	灯油	6
8	安来市	独松山霊苑	安来市飯生町445	安来市	0854-23-2468	0854-23-0655	3	台車式	灯油	6
9	江津市	江津葬祭場	江津市和木538	江津市	0855-52-5508	0855-52-5508	2	台車式	LPガス	4
10	江津市	清光苑	江津市桜江町川戸719-2	江津市	0855-92-1118		1	台車式	灯油	3
11	雲南市	三刀屋斎場	雲南市三刀屋町伊萱10-1	雲南市飯南町事務組合	0854-45-3242	0854-45-5350	3	台車式向流燃焼式	LPガス	6
12	奥出雲町	仁多斎場	仁多郡奥出雲町三成1619-1	奥出雲町	0854-54-0012	0854-54-0012	2	台車式寝棺炉	LPガス	4
13	飯南町	飯南町火葬場	飯石郡飯南町下赤名2775-5	飯南町	0854-76-2786		1	台車式寝棺炉	灯油	2
14	大田市	温泉津葬斎場	大田市温泉津町福光イ160-2	大田市	0855-65-2903		1	台車式	灯油	3
15	大田市	仁摩葬斎場	大田市仁摩町仁万322	大田市			1	台車式	灯油	3
16	美郷町	美郷町・川本町斎場 眺江苑	邑智郡美郷町吾郷502	美郷町	0855-75-1350		2	台車式	灯油	10
17	美郷町	美郷町大和斎場	邑智郡美郷町都賀行623-1	美郷町	0855-82-2933		1	台車式	灯油	3
18	邑南町	邑南町斎場 水晶苑	邑智郡邑南町矢上9519-3	邑南町	0855-95-0855		1	台車式	灯油	2
19	邑南町	邑南町斎場 紫光苑	邑智郡邑南町鱒淵3019-4	邑南町	0855-83-0180		2	台車式	灯油	2
20	邑南町	邑南町斎場 やすらぎ苑	邑智郡邑南町阿須那2713-3	邑南町	0855-88-0025		1	その他	灯油	2
21	浜田市	浜田市旭火葬場	浜田市旭町今市492-1	浜田市	0855-45-0113		1	台車式	灯油	2
22	浜田市	浜田市弥栄火葬場	浜田市弥栄町木都賀イ2496-19	浜田市	0855-48-2561	0855-48-2131	1	台車式	灯油	2
23	浜田市	浜田市三隅火葬場	浜田市三隅町西河内1956	浜田市	0855-32-2871	0855-32-2871	2	台車式	灯油	4
24	津和野町	津和野町斎場	鹿足郡津和野町直地1214	津和野町	0856-72-0909	0856-72-0909	2	台車式	灯油	7
25	吉賀町	吉賀町 清流苑	鹿足郡吉賀町大字朝倉1437-60	吉賀町	0856-78-0263		2	台車式	灯油	4
26	海士町	海士町斎場	隠岐郡海士町海士5708-4	海士町	08514-2-0699		1	台車式	灯油	2
27	西ノ島町	西ノ島町斎場	隠岐郡西ノ島町浦郷963	西ノ島町	08514-6-1748	08514-6-0186	1	台車式	灯油	3
28	隠岐の島町	島後斎場 愁霊苑	隠岐郡隠岐の島町栄町975-5	隠岐の島町	08512-2-6635	08512-2-6637	3	台車式	灯油	4

○島根県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

平成16年12月24日

島根県条例第79号

改正 平成19年3月13日条例第24号

島根県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例をここに公布する。

島根県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、島根県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、防衛大臣がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(平19条例24・一部改正)

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、島根県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成16年島根県条例第79号。以下「対策本部条例」という。）第6条の規定に基づき、島根県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

第2章 対 策 本 部

(対策本部の設置)

第2条 対策本部は、国民保護法第25条第2項の規定により内閣総理大臣から県国民保護対策本部を設置すべき県としての指定通知を受けたとき、設置する。

(対策本部の設置場所)

第3条 対策本部は、本庁舎防災センター室又は講堂に置く。

2 本庁舎が被災した場合等対策本部を本庁内に設置できない場合は、以下の順位で対策本部を置く。ただし、事態等の状況に応じ、その順位を変更することができる。

〔第1位〕 島根県松江合同庁舎講堂

〔第2位〕 島根県浜田合同庁舎大会議室

〔第3位〕 その他の島根県合同庁舎等

3 前2項の規定にかかわらず、知事は対策本部を県庁舎以外に置くことが適当と判断した場合は、県庁舎及び県有施設以外の施設に対策本部を置くことができる。

(対策本部の組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、国民保護法第28条第1項の規定により知事をもって充て、対策本部条例第2条第1項の職務を掌る。

3 副本部長は副知事をもって充てる。

4 本部員は、教育庁、各部局長、企業局長、病院局長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長の補佐組織)

第5条 対策本部に本部長を補佐するため、下記に掲げる班を置く。

班 名	機 能
統 括 班	<ul style="list-style-type: none">・ 対策本部会議の運営に関する事項・ 情報班が収集した情報を踏まえた本部長の重要な意思決定に係る補佐・ 本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
情 報 班	<ul style="list-style-type: none">・ 以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約<ul style="list-style-type: none">○被災情報○避難や救援の実施状況○安否情報○その他統括班等から収集を依頼された情報・ 対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録

班 名	機 能
対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う国民保護措置に関する調整 ・他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・県が行う避難の指示に関する市町村及び関係機関等との調整 ・市町村が行う避難の誘導の支援の実施 ・避難所の開設、運営及び管理に関する調整 ・県が行う救援措置の実施 ・救援の措置に係る市町村等との調整並びに要請 ・国の対策本部及び現地対策本部との連絡・調整
通 信 班	<ul style="list-style-type: none"> ・通信回線や通信機器の確保 ・ヘリコプターテレビ伝送システム等からの映像の収集、配信
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・各班に所属する職員のローテーション管理 ・食料の調達等庶務に関する事項

- 2 班に、班長及び班員を置く。
- 3 班長は、あらかじめ本部長が指定する者をもって充てる。
- 4 班員は、防災部各課に所属する職員及びその他の部局課に所属する職員の中からあらかじめ本部長が指定する者をもって充てる。
- 5 第2項から前項までに掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
班 長	本部長を補佐し、班の事務を掌理する。
班 員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

(部及び班の設置並びに所掌事務)

第6条 対策本部に、別表第1に掲げる部及び班を置く。

- 2 別表第1の部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 3 部長を補佐するため、部にそれぞれ副部長又は幕僚を置き、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 別表第1の班の長は班長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 5 班員は班の所属の職員をもって充てる。ただし、前条第4項の班員（防災部に所属する職員を除く。）を除く。
- 6 対策本部にその他の職員として、本部長が指名する者をもって充てる。
- 7 対策本部に防災部総括を置き、防災部長、防災部次長をもって充てる。
- 8 第2項から前項までに掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
部 長	本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副 部 長	部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
総 括	防災部各班を総括する。
幕 僚	部長及び副部長を補佐し、部長及び副部長に事故あるときはあらかじめ部長の指名する幕僚がその職務を代理する。
班 長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
班 員	上司の命を受け、班の事務に従事する。
その他の職員	本部長が指示する職務に従事する。

(本部会議)

第7条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防除し、又は軽減するため、武力攻撃災害における避難又は救援に関する措置及び応急措置に関する事項を協議する。
- 3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。
- 5 本部会議の会務は、本部長が総理する。

(本部連絡員会議)

第8条 本部会議に本部連絡員会議を置く。

- 2 本部連絡員会議は、本部会議の補助機関として武力攻撃災害における国民保護措置の実施に関する事項を処理する。
- 3 本部連絡員会議は、別表第1に定める防災部総括、防災危機管理班長及び次の表に掲げる部ごとに当該班のうちから部長の指名する者をもって構成する。
- 4 本部連絡員会議の会務は、防災部総括が総理する。

部	班	部	班
政策企画部	政策企画監班	農林水産部	農林水産総務班
総務部	総務班	商工労働部	商工政策班
広報部	広報班	土木部	土木総務班
防災部	消防総務班		港湾空港班
	原子力安全対策班	出納部	会計班
地域振興部	地域政策班	企業部	総務班
	交通対策班	病院部	県立病院班
環境生活部	環境生活総務班	教育部	総務班
健康福祉部	健康福祉総務班	公安部	警備班

(対策本部の廃止)

第9条 対策本部は、国民保護法第25条第4項の規定による通知を受けたとき、廃止する。

第3章 現地対策本部

(現地対策本部の設置)

第10条 本部長は、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、現地対策本部を置く。

- 2 現地対策本部の名称、位置、構成機関及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(現地対策本部の班の設置及び所掌事務)

第11条 現地対策本部に別表第3に掲げる班を置く。

- 2 班は別表第3に掲げる事務を所掌する。

(現地対策本部の組織)

第12条 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって組織する。

- 2 現地対策本部長は、以下の職にある者をもって充てる。
 - (1) 隠岐地区現地対策本部 隠岐支庁長
 - (2) 松江、雲南、出雲、川本、浜田、益田地区現地対策本部 県土整備事務所長
 - (3) 大田地区現地対策本部 県央県土整備事務所大田事業所長
- 3 現地対策副本部長は、別表第4の右欄に定める者をもって充てる。
- 4 現地対策副本部長は、現地対策本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を代理する。
- 5 現地対策本部員は別表第3に掲げる班長の職にある者で、第3項に掲げる者を除くものとする。
- 6 班員は班の所属の職員をもって充てる。
- 7 第2項、第3項及び前2項に掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
現 地 対 策 本 部 長	現地対策本部の事務を総括し、構成機関の職員を指揮監督する。
現 地 対 策 副 本 部 長	現地対策本部長を補佐する。
班 長	班の所掌事務について、現地対策本部長及び現地対策副本部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務を掌理する。
班 員	上司の命を受け、班の事務に従事する。

(現地対策本部会議)

第13条 現地対策本部に現地対策本部会議を置く。

- 2 現地対策本部会議は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防除し又は軽減するため、武力攻撃災害における避難又は救援に関する措置及び応急措置に関する事項を協議する。
- 3 現地対策本部会議は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって構成する。
- 4 現地対策本部会議の会務は、現地対策本部長が総理する。

(現地対策本部連絡員会議)

第14条 現地対策本部長は、必要に応じ現地対策本部に現地対策本部連絡員を置くことができる。

- 2 現地対策本部連絡員会議は、現地対策本部会議の補助機関として武力攻撃災害における国民保護措置の実施に関する事項を処理する。
- 3 現地対策本部連絡員会議は、別表第2に掲げる構成機関のうち現地対策本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。
- 4 現地対策本部連絡員会議の会務は、別表第3に掲げる総務班長が総理する。

(現地対策本部の廃止)

第15条 現地対策本部は、国民保護法第30条の規定により、対策本部が廃止されたとき、廃止する。

- 2 現地対策本部長が発生の予想された武力攻撃災害に係る危険がなくなったと認めるときまたは武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了したと認めるとき、本部長と協議のうえこれを廃止する。

第4章 石見地域現地対策本部

(石見地域現地対策本部の設置)

第16条 本部長は、大田地区、川本地区、浜田地区、益田地区のいずれかにおいて、地区本部が設置されたときは、石見地域現地対策本部（以下、「石見地域本部」という。）を設置する。

- 2 石見地域本部の事務局位置、所管区域、構成機関等は、別表第5のとおりとする。

(石見地域本部の組織)

第17条 石見地域本部は、地域本部長、地域副本部長及び地域本部員をもって組織する。

2 地域本部長は、西部県民センター所長をもって充てる。

3 地域本部長は、本部長の命を受けて、石見地域本部の事務を掌理する。

4 地域副本部長は、県央・浜田・益田県土整備事務所長及び県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、地域本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を代理する。

5 地域本部員に関する事その他必要な事項は、その都度本部長又は地域本部長が定めるものとする。

(石見地域本部の廃止)

第18条 石見地域本部は、本部長が当該武力攻撃災害に係る危険がなくなつたと認めるとき又は武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了し、広域的な調整がなくなつたと認めるときは、これを廃止する。

第5章 県連絡事務所

(県連絡事務所の設置)

第19条 本部長は、国の対策本部等との連絡及び調整を円滑に行うため、東京事務所に島根県国民保護県連絡事務所（以下「県連絡事務所」という。）を置く。

(県連絡事務所の所掌事務)

第20条 県連絡事務所の名称、機関及び事務分掌は別表第6のとおりとする。

(県連絡事務所の組織)

第21条 県連絡事務所は、県連絡事務所長及び所員をもって組織する。

2 県連絡事務所長は、別表第6に掲げる者をもって充てる。

3 県連絡事務所長は、県連絡事務所の事務を掌理する。

4 所員は所の所属の職員をもって充てる。

(県連絡事務所の廃止)

第22条 県連絡事務所は、国民保護法第30条の規定により、対策本部が廃止されたとき、廃止する。

2 本部長が発生の予想された武力攻撃災害に係る危険がなくなつたと認めるとき又は武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了し、国の対策本部等との連絡調整の必要性がなくなつたと認めるときは、これを廃止する。

第6章 県外連絡部

(県外連絡部の設置及び所掌事務)

第23条 本部長が必要と認めるとき、県外連絡部を設置することができる。

2 県外連絡部の名称、機関及び事務分掌は別表第6のとおりとする。

(県外連絡部の組織)

第24条 県外連絡部は、県外連絡部長及び部員をもって組織する。

2 県外連絡部長は、別表第6に掲げる者をもって充てる。

3 県外連絡部長は、県外連絡部の事務を掌理する。

4 部員は部の所属の職員をもって充てる。

(県外連絡部の廃止)

第25条 県外連絡部は、対策本部が廃止されたとき、これを廃止する。

2 本部長が発生の予想された武力攻撃災害に係る危険がなくなつたと認めるとき、又は武力攻撃災害に係る避難・救援・応急対策が終了し、県外連絡部との連絡調整の必要性がなくなつたと認めるとき、これを廃止する。

第7章 雑 則

(その他)

第26条 この規程に定めない県の機関にあつては、本部長及び現地対策本部長から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する所要事務の指示があつた場合これに即応するものとする。

第27条 この規程に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項は島根県国民保護計画の定めるところによる。

第8章 準 用

(準 用)

第28条 第2条から前条までの規程は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年3月22日から施行する。

附 則

この規程は平成20年6月9日から施行する。

附 則

この規程は平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

下表に掲げる他、次に掲げる事項については、全所属（部（局）・課（室））で対応する。

- ① 避難所の設置及び避難所における運営・管理の実施（派遣を含む）に関する事
- ② 避難所における避難住民の救援の実施（派遣を含む）に関する事
- ③ 市町村への救援支援のための派遣及び派遣先での支援活動の実施に関する事

次に掲げる各部の部内連絡・調整に係る事項は、各部の主管課である班の事務とする。

- ① 部内各班の連絡調整に関する事
- ② 部内各班の動員計画に関する事
- ③ 部内各班・各地方機関に所属する職員の安全確認・安全確保に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
政策企画部	部長 政策企画局長 副部長 政策企画局次長	政策企画班	政策企画監 (総務)	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する事 (総務スタッフ) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務スタッフ) 3 国民保護対策本部対策班及び緊急処理事態対策本部対策班への応援に関する事 (総務スタッフ)
		秘書班	秘書課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (秘書スタッフ) 2 災害見舞・視察者等主要来県者の接遇に関する事 (秘書スタッフ)
		統計調査班	統計調査課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 政策企画班の応援に関する事 2 広聴広報班の応援（情報の集約・整理）に関する事 3 避難所等への緊急物資・支援物資の輸送に関する事 4 広域防災拠点の動員に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	総務班	総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関すること (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算グループ) 3 私立学校の被害調査に関すること (私学・県立大学室) 4 文部科学省への報告に関すること (私学・県立大学室) 5 県立大学の被害状況把握に関すること (私学・県立大学室) 6 武力攻撃災害等応急復旧に係る私学への助成に関すること (私学・県立大学室) 7 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること 8 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること
		人事班	人事課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 国民保護措置実施関係職員及び武力攻撃災害対策関係職員の動員・交代要員の確保に関すること (人事グループ) 2 職員の相互応援及び市町村・指定地方公共機関からの職員派遣要請に関すること (人事グループ) 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の後方支援(食料・休憩施設・宿泊・衣服)に関すること 4 職員の被災状況の調査及び取りまとめに関すること (職員グループ) 5 職員の武力攻撃災害の被災給付に関して、四共済との連絡調整に関すること (職員グループ) 6 職員の武力攻撃災害の被災給付に関すること (職員グループ) 7 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること
		財政班	財政課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に係る対応経費の確保・予算措置に関すること 2 予算措置に関わる武力攻撃災害の被災状況の把握に関すること 3 予算措置状況等の確認・協議 4 武力攻撃災害等武力攻撃災害等視察者等への陳情に関すること 5 必要な補正予算の編成に関すること 6 陳情書(政府、国会)の作成に関すること 7 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること
		税務班	税務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県税の減免・徴収猶予措置等の広報に関すること (納税グループ) 2 県税の減免・徴収猶予措置等の問い合わせに関すること (納税グループ、課税グループ) 3 消防総務班の応援(情報収集)に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	管財班	管財課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県有建物の避難所・物資集積荷捌き所・救護所等への使用に係る管理・運営の支援に関すること 2 県有建物の避難所・物資集積荷捌き所・救護所等への提供に係る調整に関すること 3 避難所・物資集積荷捌き所・救護所等へ提供した県有建物の応急改良・修繕・仮設施設の設置に関すること 4 県庁本庁舎の被害状況の把握、応急対応に関すること 5 合同庁舎、集合庁舎、職員宿舍の被害状況の把握、応急対応に関すること 6 上記以外の県有財産の被害状況の把握、応急対策に関すること 7 県有財産の災害報告に関すること 8 県有財産の応急修理・応急復旧に関すること 9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理についての協力に関すること 10 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること
		営繕班	営繕課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 避難所・物資集積荷捌き所・救護所等へ提供した県有建物の応急改良・修繕・仮設施設の設置に関すること 2 国民保護活動の拠点となる建築物等の被害状況の把握、応急修理に関すること 3 応急仮設住宅の建設に関すること 4 被災した県有県地区施設の応急修理に関すること 5 仮設トイレの設置（し尿処理を除く）に関すること
		総務事務センター班	総務事務センター長	【武力攻撃事態等への対処】 1 総務部総務班の応援に関すること
広報部	部長 広報部長 副部長 広報室長	広報班	広報室長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃災害等における被害状況・応急対策等の県民への広報に関すること (全スタッフ) 2 武力攻撃災害等における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関すること (全スタッフ) 3 県の行う国民保護措置に関する緊急報道要請に基づく報道機関との連絡・調整に関すること (全スタッフ) 4 武力攻撃災害等における被害状況・応急対策等の県民へのWebによる広報に関すること (全スタッフ) 5 国民保護対策本部広報班及び緊急対処事態対策本部広報班への応援に関すること (全スタッフ)
		県民対話班	県民対話室長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃等災害対策についての陳情（市町村）に関すること (全スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
防災部	総括（兼） 部長 防災部長	消防 総務班	消防総務 課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報・警報の解除の通知及び伝達に関する事 2 緊急通報に関する事 3 武力攻撃事態等における警報、通報の報道機関への伝達に関する事 4 防災行政無線の運用統制に関する事 5 非常通信の運用に関する事 6 衛星車載局の運用に関する事 (以上 防災情報グループ) 7 武力攻撃災害等の発生時における危険物、高圧ガス、都市ガス、火薬類等の被害状況の把握及び保安に関する事 8 危険物質等の保安対策に関する事 (以上 総務保安グループ) 9 消防に関する措置の連絡・調整に関する事 (以上 消防グループ) 10 広域応援要請の調整に関する事（他県及び県内市町村間） 11 国の対策本部及び内閣府、総務省消防庁への武力攻撃災害報告に関する事 12 防災関係機関との連絡調整に関する事 13 武力攻撃災害による被害状況の収集及び市町村の国民保護体制の把握に関する事 (以上 総務保安グループ、消防グループ) 14 武力攻撃等災害時の防災ヘリの運航に関する事 (防災航空管理所)
	副部長 防災部次長	防災危機 管理班	防災危機 管理課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報・警報の解除の通知及び伝達に関する事 2 緊急通報に関する事 3 武力攻撃事態等における警報、通報の報道機関への伝達に関する事 4 国民保護措置の実施に関する事 5 避難の指示の実施に関する事 6 避難住民の誘導の支援に関する事 7 救援の実施に係る調整に関する事 8 退避の指示に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 応急の使用及び収容に係る調整に関する事 11 自衛隊の国民保護派遣に関する事 12 自衛隊の国民保護派遣に伴う現地連絡員の派遣に関する事 13 自衛隊による緊急救援物資の搬送要請及び指示に関する事 14 武力攻撃災害に係る情報の発表に伴う関係課との連絡調整、報告に関する事 15 生活関連等施設の安全確保に関する事 16 支庁・県民センターからの要請に基づく連絡員の派遣に関する事 17 国民保護で準用する災害救助法に関する事 18 自主防災組織との連携に関する事 19 特殊標章等（赤十字標章等を含む）の交付及び管理に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
防災部	総括（兼） 部長 防災部長 副部長 防災部次長	防災危機 管理班	防災危機 管理課長	20 安否情報の収集・報告・提供に関すること 21 県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること 22 防災関係機関との連絡調整に関すること 23 武力攻撃災害による被害状況の収集及び市町村の国民保護体制の把握に関すること （以上 防災危機管理第一グループ、 防災危機管理第二グループ）
		原子力 安全 対策班	原 子 力 安全対策 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 原子力施設の状況に関すること 2 武力攻撃原子力災害への対処に関すること 3 県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 武力攻撃災害による被害状況の収集及び市町村の国民保護体制の把握に関すること 6 放射能対策に関すること （原子力環境センター） 7 武力攻撃原子力災害に係る環境放射能のモニタリングに関すること （原子力環境センター）
		消 防 学校班	消 防 学校長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃等災害の発生時における広域応援部隊の支援に関すること 2 武力攻撃等災害の発生時における臨時ヘリポート（消防学校校庭）の管理・運営及びヘリコプターの運用支援に関すること 3 防災危機管理班の応援（広域防災拠点の動員）に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
地域振興部	部長 地域振興部長 副部長 地域振興部次長	地域政策班	地域政策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (政策企画スタッフ) 3 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること (全グループ) 4 電力事業者の被害状況の把握に関すること (エネルギー政策スタッフ)
		しまね暮らし推進班	しまね暮らし推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 地域政策班の応援に関すること (全グループ) 2 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること (全グループ)
		市町村班	市町村課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 市町村へ救援支援のための派遣・支援活動の調整に関する こと (全グループ) 2 市町村からの相談に関すること (全グループ) 3 市町村に対する行財政支援に関すること (全グループ) 4 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への 応援に関すること (全グループ) 5 広域防災拠点の動員に関すること (全グループ)
		情報政策班	情報政策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 「全県域WAN」に係る被害状況の把握に関すること (システム管理グループ) 2 重要情報システム(職員ポータル、全庁共有FS、メールシステム、オープン基盤、総合情報ネットワーク(LGWAN)等の被害状況の把握、応急対応及び復旧支援に関すること(システム企画グループ、システム管理グループ、システム最適化グループ) 3 県のホストコンピュータに係る被害状況の把握及び応急対応に関すること(システム最適化グループ) 4 県の情報通信関連機器に係る被害状況の把握及び応急対応に関すること(システム管理グループ) 5 ホームページによる情報の提供に係る公開系基盤の被害状況の把握に関すること(システム管理グループ) 6 他グループの応援に関すること(情報政策グループ) 7 国民保護対策本部通信班及び緊急対処事態対策本部通信班への応援に関すること(全グループ)

部	部 長 副部長	班	班長	事務分掌
地域振興部	部長 地域振興部 長 副部長 地域振興部 次長	交 通 対策班	交通対策 課 長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 武力攻撃事態等における指定公共機関及び指定地方公共機関による避難住民及び緊急物資の運送の支援・調整に関すること (地域交通スタッフ、航空スタッフ、交通安全スタッフ)</p> <p>2 災害時における公共交通機関（鉄道・バス・船舶・航空機）の被害及び運航状況の把握に関すること (地域交通スタッフ、航空スタッフ)</p> <p>3 災害時における輸送力の確保（民間）に関すること (地域交通スタッフ)</p> <p>4 国民保護対策本部対策班及び緊急処理事態対策本部対策班への応援に関すること (全スタッフ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
環境生活部	部長 環境生活部長 副部長 環境生活部次長	環境生活 総務班	環境生活 総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算グループ) 3 ボランティアの調整・連絡・支援に関すること (NPO活動推進室) 4 武力攻撃等災害時の物価対策に関すること (消費とくらしの安全室) 5 生活関連物資の価格安定に関すること (消費とくらしの安全室) 6 国民保護対策本部対策班及び緊急処理事態対策本部対策班 への応援に関すること
		人権同和 対策班	人権同和 対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 環境生活総務班の応援に関すること 2 広域防災拠点の動員に関すること
		文化 国際班	文化国際 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 武力攻撃等災害時における外国人への支援に関すること (国際交流グループ) 2 武力攻撃等災害時における、県内在住外国人への情報提供に 関すること (国際交流グループ) 3 環境生活総務班の応援に関すること 4 広域防災拠点の動員に関すること
		自然 環境班	自然環境 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 自然公園施設の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関す ること
		環 境 政策班	環境政策 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 環境生活総務班の応援に関すること 2 広域防災拠点の動員に関すること
		廃棄物 対策班	廃 棄 物 対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 災害廃棄物の処理に関すること 2 一般廃棄物処理施設の応急復旧に関すること (施設整備グループ) 3 近隣市町村及び民間の廃棄物処理関連業界との連絡調整に 関すること (指導グループ) 4 国民保護法の特例基準に基づく廃棄物処理に関すること 5 国民保護対策本部対策班及び緊急処理事態対策本部対策班 への応援に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部 長 副部長 健康福祉部 次長	健康福祉 総務班	健康福祉 総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ) 2 関係省庁の視察に関すること (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ) 3 陳情要望等に関すること (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ) 4 義援物資の受付及び配分に関すること 5 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班 への応援に関すること (以上 総務情報グループ、予算経理グループ) 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務情報グループ)
		地域 福祉班	地域福祉 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 日本赤十字社島根県支部及び島根県社会福祉協議会との連 絡調整に関すること 2 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関すること (以上 地域福祉グループ) 3 救護施設の被害状況の把握及び報告に関すること 4 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること (以上 生活保護グループ、生活保護・生活困窮者支 援スタッフ) 5 社会福祉施設の被害の情報収集及び報告に関すること (福祉基盤・指導監査スタッフ)
		医療 政策班	医療政策 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関するこ と (地域医療支援第1グループ) 2 医療、助産施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関 すること (医事グループ) 3 医療関係者養成施設の災害対策に関すること (看護職員確保グループ) 4 広域災害医療情報システムに関すること (地域医療支援第1グループ) 5 医療チームの受け入れ、配置調整に関すること (地域医療支援第1グループ) 6 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班 への応援に関すること (全グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部 次長	健康 推進班	健康推進 課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 住民の健康対策に関すること ・保健指導、栄養指導に関すること ・市町村の災害時保健活動の支援に関すること ・メンタルヘルスケア（保健指導）の連絡・調整に関すること</p> <p>2 市町村保健業務の支援に関すること （以上 健康増進グループ、保健指導スタッフ）</p> <p>3 武力攻撃等災害時の救助の応援に関すること （疾病療養支援グループ、保健指導スタッフ）</p> <p>4 国民健康保険保険者の災害対策に関すること （医療保険グループ）</p> <p>5 厚生労働省所管補助施設の被害の情報収集及び報告に関すること （母子・難病支援グループ、健康増進グループ、医療保険グループ）</p> <p>6 国民保護対策本部対策班及び緊急処理事態対策本部対策班への応援に関すること （全グループ）</p>
		高齢者 福祉班	高齢者 福祉課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 老人福祉施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること （在宅サービスグループ、施設サービスグループ）</p> <p>2 避難・被災した高齢者の施設への一時受け入れ又は在宅サービスの提供等の調整・支援に関すること （運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ、介護保険スタッフ、地域包括ケア推進室）</p> <p>3 避難・被災した高齢者に対するメンタルヘルスケアの連絡・調整に関すること （運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ、介護保険スタッフ、地域包括ケア推進室）</p> <p>4 義援物資の受付及び配分に関すること （高齢社会・援護恩給グループ）</p> <p>5 老人福祉施設の応急復旧に関すること （在宅サービスグループ、施設サービスグループ）</p> <p>6 被災した中国残留邦人等世帯に対する支援給付の適用に関すること （高齢社会・援護恩給グループ）</p> <p>7 国民保護対策本部対策班及び緊急処理事態対策本部対策班への応援に関すること （運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ、高齢社会・援護恩給グループ、介護保険スタッフ、地域包括ケア推進室）</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次長	青少年 家庭班	青 少 年 家庭課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 児童福祉施設（保育に関する施設及び障害児施設を除く）の被害の情報収集及び報告に関すること 2 施設設置者に対する代替施設での養護、助産及び母子保護の実施等の助言・指導・調整に関すること 3 児童福祉施設（保育に関する施設及び障害児施設を除く）の災害復旧に関すること （以上 児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ、母子福祉グループ） 4 要保護児童の収容の調整に関すること 5 避難・被災した児童に対する心理ケアに関すること （以上 児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ） 6 武力攻撃等災害の救助の応援に関すること （青少年育成スタッフ） 7 避難・被災した世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること （母子福祉グループ）
		子ども ・ 子育て 支援班	子ども ・ 子育て 支援課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 児童福祉施設（保育に関する施設に限る）及び放課後児童クラブの被害の情報収集及び報告に関すること 2 市町村・施設設置者に対する代替施設での保育の実施等の助言・指導・調整に関すること 3 児童福祉施設（保育に関する施設に限る）及び放課後児童クラブの災害復旧に関すること （以上 子育て支援グループ、保育支援グループ） 4 武力攻撃等災害の救助の応援に関すること （企画推進グループ）
		障がい 福祉班	障 が い 福祉課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障害児施設）の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること （自立支援給付グループ） 2 避難・被災した障がい児・者の施設への一時受け入れの調整・支援に関すること（療育支援グループ、就労支援スタッフ） 3 避難・被災者に対するメンタルヘルスケアの連絡・調整に関すること （自立支援医療グループ） 4 精神保健医療に関する情報収集・発信及び、精神科医療機関等の支援に関すること （自立支援医療グループ） 5 D P A T の派遣及び受け入れに関すること （自立支援医療グループ） 6 武力攻撃等災害の救助の応援に関すること （計画推進グループ） 7 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障害児施設）の応急復旧に関すること （自立支援給付グループ）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部 次長	薬事衛生班	薬事衛生課長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水の広域的支援に関する事 (水道グループ) 2 応急飲料水の衛生指導に関する事 (水道グループ) 3 水道施設の被害状況の把握に関する事 (水道グループ) 4 水道施設の応急復旧の広域的支援に関する事 (水道グループ) 5 避難施設等への給水に関する事 (水道グループ) 6 飲料水の衛生指導に関する事 (水道グループ) 7 水道施設の災害復旧対策に関する事 (水道グループ) 8 医薬品及び衛生材料の調達(流通)に関する事 (薬事・営業指導グループ) 9 緊急用血液の連絡調整に関する事 (薬事・営業指導グループ) 10 火葬場の被害状況の把握に関する事 (薬事・営業指導グループ) 11 火葬・埋葬・仮埋葬の支援及び調整に関する事 (薬事・営業指導グループ) 12 毒劇物製造施設の被災状況の把握に関する事 (薬事・営業指導グループ) 13 毒劇物製造施設と関係機関との連絡調整に関する事 (薬事・営業指導グループ) 14 生活衛生関係営業の衛生確保の指導に関する事 (食品衛生グループ) 15 供給食品の衛生管理の指導に関する事 (食品衛生グループ) 16 食品供給施設(避難所、炊き出し施設、学校給食施設、営業施設等)の衛生指導に関する事 (食品衛生グループ) 17 愛玩動物及び特定動物の避難・収容に関する事 (食品衛生グループ) 18 感染症の予防及びまん延防止に関する事 (感染症グループ) 19 感染症患者等への医療の提供、患者等の移送に関する事 (感染症グループ) 20 仮設トイレの保健衛生の確保に関する事 (感染症グループ) 21 避難施設における保健衛生の確保に関する事 (感染症グループ)
		保健環境科学 研究班	保健環境科学 研究所長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 衛生試験及び検査に関する事 (細菌科、ウイルス科) 2 環境試験及び検査に関する事 (大気環境科、水環境科) 3 NBC攻撃に係る原因物質の調査への協力に関する事 (細菌科、ウイルス科、大気環境科、水環境科) 4 武力攻撃等災害の救助の応援に関する事 (総務企画情報課)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	農林水産 総務班	農林水産 総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関すること (総務グループ 他) 2 関係省庁の視察に関すること (総務グループ) 3 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関すること (総務グループ) 4 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること 5 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること
		農業 経営班	農業経営 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 所掌する地方機関が管理している農業用施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること (技術普及グループ) 2 県が管理する国有農地の被害状況の把握と応急対策に関すること (農地調整グループ) 3 農業共同利用施設の被害状況の把握と応急対策に関すること (農業団体グループ) 4 制度資金に係る施設の被害状況の把握と償還猶予に関すること (農業団体グループ) 5 農業災害補償に関すること (農業金融グループ) 6 被害農家に対する融資に関すること (農業金融グループ)
		農産 園芸班	農産園芸 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 食糧の確保(流通)及びあっせんに関すること (農政グループ 他) 2 農畜産物等の被害状況の把握に関すること ・米、麦、大豆 (水田農業グループ) ・野菜、果樹、花き、特作 (野菜・花きグループ、果樹グループ) 3 農畜産物等の被害報告の取りまとめに関すること (農政グループ) 4 農作物の病害虫防除対策に関すること (農産物安全グループ)
		畜産班	畜産課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 畜産物等の被害状況の把握に関すること ・畜舎 ・家畜 ・畜産物 (しまね和牛振興グループ、酪農・養鶏・養豚振興グループ) 2 家畜の飼料確保に関すること (しまね和牛振興グループ) 3 畜産物の流通経路の確保に関すること (畜政グループ) 4 家畜の避難・収容等に関すること (酪農・養鶏・養豚振興グループ) 5 家畜伝染病予防その他家畜衛生に関すること (家畜衛生グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	しまね ブランド 推進班	しまね ブランド 推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 卸売市場施設の被害状況の把握に関すること (農林水産品グループ)
		農 村 整備班	農村整備 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 農地、農業用施設及び集落排水施設等の農村生活環境施設が被災した場合の応急対策の支援に関すること (農村基盤グループ) 2 部内他班の応援に関すること
		農 地 整備班	農地整備 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 農地、農業用施設、農村環境施設の被災状況の把握に関する こと (防災グループ) 2 農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設、防災ダ ムの被災状況の把握及び災害対策に関すること (防災グループ、農道整備グループ) 3 国営中海土地改良事業造成施設のうち、県が管理を受託して いる部分の被災状況の把握と災害対策に関すること (国営事業対策室) 4 土地改良施設の災害対策に関すること (水利グループ、防災グループ、農道整備グループ)
		林業班	林業課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 林業関係被害の応急対策の支援に関すること (林政企画グループ) 2 県立森林公園施設の災害状況の把握、応急復旧、災害報告に 関すること (水と緑の森づくりグループ、緑化センター管理スタッフ) 3 林産物及び施設の災害対策に関すること (木材振興室) 4 災害対策用木材、薪炭の対策に関すること (木材振興室) 5 林業の災害金融に関すること (森林組合・担い手育成グループ)
		森 林 整備班	森林整備 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 治山関係の被害状況の把握、災害報告に関すること (治山グループ) 2 災害時の野生鳥獣保護に関すること (鳥獣対策室) 3 造林及び林業種苗の災害対策に関すること (森林育成・間伐グループ) 4 林道の災害対策に関すること (林道グループ) 5 治山関係の応急復旧に関すること (治山グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	水産班	水産課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 隠岐諸島からの漁船による自主避難に関すること (漁業管理グループ) 2 武力攻撃等災害時における漁船に関すること (漁業管理グループ) 3 水産施設の武力攻撃による災害対策に関すること (団体・流通グループ、水産しまね振興室) 4 水産物の武力攻撃等による災害対策に関すること (団体・流通グループ、水産しまね振興室) 5 水産施設の応急復旧に関すること (水産しまね振興室) 6 漁業被災に関する融資に関すること (水産しまね振興室)
		漁港漁場整備班	漁港漁場整備課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策に関すること (管理グループ、整備グループ) 2 市町村が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策の指導に関すること (管理グループ、整備グループ) 3 県が管理する漁港施設等の応急復旧に関すること (管理グループ、整備グループ)
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	商工政策班	商工政策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡への連絡に関すること (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算グループ) 3 商業及び鉱工業関係被害状況の収集に関すること (総務予算グループ) 4 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること 5 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務予算グループ)
		観光振興班	観光振興課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 観光関連団体等に対する災害に関する情報提供に関すること (観光企画グループ) 2 観光施設の被害状況の把握に関すること (観光企画グループ) 3 観光客の避難・運送に関すること (誘客推進グループ) 4 観光客・県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること (広報戦略グループ、誘客推進グループ、国際観光グループ) 5 武力攻撃等災害による風評被害の防止対策に関すること (広報戦略グループ、誘客推進グループ、国際観光グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部 次長	しまね ブランド 推進班	しまね ブランド 推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 物産観光施設の被害状況の把握に関すること (物産企画グループ) 2 武力攻撃等災害による風評被害の防止対策に関すること
		産 業 振興班	産業振興 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 テクノアークしまねの被害状況の把握、応急対策、災害報告 に関すること (総務企画グループ) 2 しまね産業振興財団の被害状況の把握と、財団との連絡調整 に関すること (総務企画グループ)
		企 業 立地班	企業立地 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 立地企業に対する災害に関する情報提供に関すること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ) 2 県内工業団地の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関す ること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ) 3 誘致企業の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関すこ と (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ)
		中 小 企業班	中小企業 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 中小企業に対する災害に関する情報提供に関すること (団体商業グループ) 2 被害状況の情報収集・把握に関すること (金融グループ、団体商業グループ、経営力強化支援室) 3 生活必需品の調達・輸送に関すること (団体商業グループ) 4 広域防災拠点の動員に関すること (金融グループ) 5 被災中小企業に対する緊急融資金融制度の創設に関するこ と (金融グループ) 6 臨時経営相談窓口、巡回相談会に関すること (金融グループ、団体商業グループ、経営力強化支援室) 7 中小企業信用保険法特例措置の適用に関すること (金融グループ) 8 商業関係施設の災害対策に関すること (団体商業グループ)
		雇 用 政策班	雇用政策 課 長	【武力攻撃事態等への対処】 1 避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局・公共 職業安定所との連絡調整に関すること (雇用対策グループ) 2 高等技術校の被災状況確認に関すること (職業能力開発グループ) 3 雇用促進住宅について高齢・障害・求職者支援機構との連絡 調整に関すること (労働福祉グループ) 4 広域防災拠点の動員に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	土木総務班	土木総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関すること (総務グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務グループ) 3 災害対策用の資機材の調達等に関すること (総務グループ、企画調整スタッフ、建設産業対策室) 4 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること 5 武力攻撃等災害による瓦礫の排除に関すること 6 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること
		技術管理班	技術管理課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 土木部内の連絡調整に関すること
		用地対策班	用地対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 土地等の使用に関すること 2 応急公用負担に関すること 3 土木総務班の応援に関すること
		道路維持班	道路維持課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県管理道路の被害・通行規制情報の収集・連絡、災害復旧に関すること (道路維持グループ、道路防災グループ) 2 市町村道路の被害情報の収集・連絡、応急対策・災害復旧に関すること (市町村道グループ) 3 隣接県の道路の情報収集に関すること (道路維持グループ) 4 占用関係者の情報収集・連絡に関すること (道路管理グループ) 5 他機関への情報連絡に関すること (道路防災グループ) 6 事業実施箇所(道路維持課所管)の災害対策に関すること (道路維持グループ・道路防災グループ)
		道路建設班	道路建設課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 道路建設課に関する県道・国道の被害状況収集と応急復旧に関すること (県道建設グループ、国道建設グループ、道路環境整備グループ) 2 道路建設課に関する県道・国道の被害状況収集と応急復旧の補助に関すること (業務グループ)
		高速道路推進班	高速道路推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 高速道路に関する情報の収集に関すること 2 道路維持班の応援に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	河川班	河川課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 河川の応急復旧に関する事 (防災グループ) 2 河川の危機管理に関する事 (防災グループ) 3 河川管理施設等の管理に関する事 (水門、樋門及び許可工 作物含む) (河川海岸整備グループ、管理グループ) 4 ダムの被害対策及び管理に関する事 (占用ダム含む) 5 国土交通省地方整備局長へのダム臨時点検結果の報告に関 する事 (以上 河川開発室)
		斐伊川 神戸川 対策班	斐伊川 神戸川 対策課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 河川班の応援に関する事
		港湾 空港班	港湾空港 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 港湾施設 (県・市町村管理) の被害情報の収集、応急対策、 災害報告に関する事 (港湾整備グループ) 2 空港施設の被害情報の収集、応急対策、災害報告に関する 事 (空港整備グループ) 3 空港施設の応急復旧に関する事 (空港整備グループ)
		砂防班	砂防課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 砂防施設の災害対策に関する事 (砂防保全グループ) 2 情報の収集と関係機関との調整に関する事 (管理・災害調整グループ、総合土砂災害対策スタッフ)
		都市 計画班	都市計画 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 公共土木施設 (公園) の災害対策に関する事 (開発・公園グループ) 2 情報の収集と関係機関との調整に関する事 (管理グループ、計画グループ、 街路グループ、景観政策室)
		下水道 推進班	下水道 推進課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事 2 市町村管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事 3 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する 事
		建築 住宅班	建築住宅 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 公的住宅の提供に関する事 (住宅管理グループ) 2 公営住宅の応急修理に関する事 (住宅建設グループ) 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 (建築物安全推進室)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
出納部	部長 出納局長 副部長 会計課長	会計班	(兼) 会計課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関すること (総務グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務グループ) 3 武力攻撃等災害時における庁用自動車等の運行に関すること (総務グループ) 4 県に寄託された義援金の受付、収入調定及び払出に関すること (総務グループ) 5 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること
		審査班	審査指導 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県に寄託された義援金の収納に関すること (審査第一グループ、資金・国費グループ)
企業部	部長 企業局長 副部長 企業局次長	総務班	総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関すること (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算グループ) 3 企業財産の災害調査に関すること (経理グループ) 4 広域防災拠点の動員に関すること 5 災害関係費の予算措置に関すること (総務予算グループ) 6 国民保護対策本部対策班及び緊急対処事態対策本部対策班への応援に関すること
		経営班	経営課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 受水団体及び受水企業との連絡調整に関すること (業務グループ) 2 広域防災拠点の動員に関すること
		施設班	施設課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 発電施設(えん堤を含む)、上工水道施設及び工業団地施設の被害状況の把握、応急対策、災害報告及び安全対策に関すること 2 災害時における発電施設及び上工水道施設の運転計画に関すること 3 広域防災拠点の動員に関すること
病院部	部長 病院局長 副部長 病院局次長	県立 病院班	県立病院 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県立病院の応急復旧に関すること 2 県立病院の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること 3 赤十字標章等の交付及び管理に関すること(県立病院に関するものに限る) (以上 総務企画スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	総務班	総務課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 対策本部員の補佐及び対策本部に係る部内への連絡に関する こと 2 県立学校への警報等の伝達に関すること 3 関係省庁の視察に関すること 4 公立学校及び教育施設の被害状況の把握のとりまとめに 関すること 5 教育関係被害等の情報の発表に関する各班の連絡調整、報 告、情報提供に関すること 6 他県（教育委員会）からの応援要請に関すること 7 広報・広聴に関すること 8 市町村教育委員会との連絡調整に関すること （以上 総務グループ） 9 教育部各班の応援に関すること （政策企画スタッフ、人事法令グループ、 給与グループ、予算経理グループ） 10 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること （総務グループ） 11 国民保護対策本部対策班及び緊急処理事態対策本部対策班 への応援に関すること （全グループ）
		教育施設班	教育施設 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県立教育施設の被害情報の収集、応急対応及び災害被害の報 告に関すること （全グループ） 2 市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の被害情報の収 集、応急対応及び災害被害の報告に関すること （全グループ） 3 上記1、2の施設について被害状況の把握並びに建物の応急 危険度判定等、技術的指導及び助言に関すること （財産管理・指導スタッフ） 4 県立学校の応急復旧に関すること （全グループ） 5 市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の応急復旧の事 務的支援に関すること （全グループ） 6 上記4、5の施設の復旧事業費の算定にあたっての技術的な 支援に関すること （財産管理・指導スタッフ）
		学校企画班	学校企画 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県立高校施設の避難所・救護所等への使用・提供に関するこ と （管理・支援グループ） 2 教育部各班の応援に関すること （管理・支援グループ、情報・運営グループ、企画人事スタッ フ、人材育成スタッフ、県立学校改革推進室） 3 避難・り災した生徒への学用品の供与・貸与に関すること （管理・支援グループ） 4 避難・り災した生徒の育英奨学に関すること （管理・支援グループ）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	教育指導班	教育指導課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 避難・り災した児童・生徒の支援に関すること (子ども安全支援室) 2 応急教育の指導に関すること (学力育成スタッフ、地域教育推進室) 3 教育部各班の応援に関すること (教育振興グループ) 4 教科書の給与に関すること (学力育成スタッフ)
		特別支援教育班	特別支援教育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 県立特別支援学校施設の避難所・救護所への使用・提供に関すること (企画グループ) 2 応急教育に関すること (指導スタッフ) 3 教育部各班の応援に関すること (企画グループ) 4 災害救助用教科書の給与についての協力に関すること (指導スタッフ) 5 被災生徒の育英奨学に関すること (企画グループ)
		保健体育班	保健体育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 所管する県立施設の避難所・救護所等への使用・提供に関すること (生涯スポーツ振興グループ) 2 り災教育施設の臨時環境衛生検査の支援に関すること 3 感染症、食中毒の発生状況の把握、応急対応及び災害報告に関すること 4 心のケアが必要な児童生徒の実態の把握及び支援に関すること 5 学校給食の中止状況等の把握及び支援に関すること 6 学校給食物資の亡失状況の把握及び関係機関への連絡に関すること 7 学校給食調理場の炊き出しへの利用状況の把握、衛生管理等の指導及び支援に関すること (以上 健康づくり推進室) 8 所管する県立社会体育施設の被害状況の把握、応急対策及び被害報告に関すること (生涯スポーツ振興グループ) 9 教育部各班の応援に関すること (学校体育・競技スポーツ振興グループ)
		社会教育班	社会教育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 所管する県立社会教育施設の被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (生涯学習振興グループ) 2 教育部各班の応援に関すること (社会教育グループ)
		人権同和教育班	人権同和教育課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 教育部各班の応援に関すること (調整グループ、指導グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	文化財班	文化財 課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 所管する県立施設の避難所・救護所等への使用・提供に関すること (文化財スタッフ) 2 文化財の被害状況の把握・応急対応、被害報告に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ) 3 重要文化財及び国宝等の被害防止措置の実施に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ) 4 教育部各班の応援に関すること (文化財スタッフ、世界遺産室、古代文化センター) 5 所管する庁舎及び県立施設の被害状況の把握、応急対策及び 連絡調整に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ、古代文化センター)
		福利班	福利課長	【武力攻撃事態等への対処】 1 教職員住宅の被害状況の把握、応急対応、被害報告に関する こと (管理グループ) 2 教育部各班の応援に関すること (管理グループ、健康指導スタッフ) 3 教職員のり災給付に関すること (共済、互助会)

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	警備幕僚 (兼) 警備部長	総括班	警備第二課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部防災危機管理班及び緊急対処事態対策本部防災危機管理班への応援に関する事 2 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事 3 警備本部の設置、運営及び各班の調整に関する事 4 災害警備の総括に関する事 5 立入制限区域の指定、警戒区域の設定に関する事 6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に関する事 7 住民等の避難誘導に関する事 8 特殊標章等（赤十字標章等を除く）の交付及び管理に関する事 9 警察庁、管区警察局等に対する報告連絡に関する事 10 警備実施の記録に関する事 11 関係機関との連絡調整に関する事 12 他の班に属さない事項に関する事
			情報班	警備第一課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、分析、検討に関する事 2 被害調査及び被害集計に関する事 3 治安情報の収集、分析に関する事
			実施班	危機管理対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備実施方針に関する事 2 警備部隊の編成、運用及び応援派遣に関する事 3 避難誘導、救出救護に関する事 4 行方不明者の捜索に関する事 5 遺体の収容に関する事
		交通幕僚 交通部長	交通規制班	交通規制課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制の実施に関する事 2 避難路、緊急交通路及び迂回路の確保に関する事 3 主要道路における放置車両の措置に関する事 4 緊急交通車両等の確認事務に関する事 5 道路被害、道路障害、交通渋滞状況等交通状況の収集及び交通広報に関する事 6 交通管制センターの運用に関する事 7 交通安全施設の維持管理及び修理に関する事 8 交通検問所の運用に関する事 9 道路管理者との協議に関する事
			交通捜査班	交通指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における交通事故・事件の捜査指揮に関する事 2 交通関係応援部隊の運用に関する事

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	警務幕僚 (兼) 警務部長 首席 監察官 警察学校 長	広報班	広報官	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 災害広報に関すること
			被害者 支援班	広報県民 課長	1 遺族の接遇及び遺体の引渡しに関すること 2 警察相談の運用に関すること
			会計 宿泊 装備 補給班	会計課長 施設装備 統括官	1 予算に関すること 2 警備要員の宿泊、補給に関すること 3 警察施設の被害調査に関すること 4 車両、装備資機材の調達及び運用に関すること 5 機動装備隊の運用に関すること 6 各種燃料、給油先の確保に関すること
			情報 管理班	情報管理 課長	1 情報管理システムの維持、復旧に関すること 2 データの保護に関すること 3 情報の分析、提供に関すること 4 被害調査結果の電算処理に関すること
			警務班	警務課長	1 援助要請に関すること 2 職員の公務災害に関すること 3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する こと
			訟務班	監察課長	1 訟務対策に関すること 2 警察活動に対する苦情等の処理に関すること
			留置班	留置管理 室長	1 被留置者の取扱いに関すること
			受援 連絡班	人材育成 課長	1 受援連絡隊の運用に関すること 2 特別派遣部隊の受入れに関すること
			救護班	厚生課長	1 警備要員の救護及び健康管理に関すること 2 職員、家族の被害調査及び救護対策に関すること 3 救急用機材、医薬品等の配達配分に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	刑事幕僚 刑事部長	検視班	捜査第一課長 鑑識課長	1 検視に関すること 2 検視隊の運用に関すること 3 鑑識活動に関すること
			捜査班	捜査第二課長	1 被災地を重点とした犯罪捜査に関すること
		生活安全幕僚 生活安全部長	生活安全班	生活安全企画課長	1 警備業協会と情報連絡及び指導運用に関すること 2 自主防犯組織の指導に関すること 3 ボランティア団体との連携に関すること 4 生活安全情報の収集及び提供に関すること 5 被災世帯名簿の作成に関すること 6 地域安全活動に関すること
			地域班	地域課長	1 被災地域の警戒等、秩序の維持に関すること 2 移動交番、臨時交番の設置運用に関すること 3 避難所及び避難住民対策に関すること 4 避難所等の安全確保に関すること 5 警ら用無線自動車の運用に関すること 6 警察用航空機の運用に関すること
			通信指令班	通信指令課長	1 通信指令業務に関すること 2 無線通信の運用に関すること 3 通信統制に関すること
			保安班	生活環境課長	1 悪徳商法、暴利行為等生活経済事犯の取締りに関すること 2 危険物の取締りに関すること
		通信幕僚 情報通信部長	通信班	機動通信課長	1 通信の運用に関すること 2 機動警察通信隊の運用に関すること 3 通信施設の仮設及び保守に関すること 4 通信機器の受援に関すること

別表第2（第10条、第14条関係）

名 称	位 置	構成機関	所管区域
松江地区 国民保護現地対 策本部	松江県土整備事務所	東部県民センター、松江保健所、東部農林振興センター、東部農林振興センター松江家畜衛生部、松江水産事務所、松江県土整備事務所、宍道湖流域下水道管理事務所（東部浄化センター）、松江教育事務所、企業局東部事務所、松江警察署、安来警察署	松江市 安来市
雲南地区 国民保護現地対 策本部	雲南県土整備事務所	東部県民センター雲南事務所、雲南保健所、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲家畜衛生部、雲南県土整備事務所、出雲教育事務所、雲南警察署	雲南市 仁多郡 飯石郡
出雲地区 国民保護現地対 策本部	出雲県土整備事務所	東部県民センター出雲事務所、出雲保健所、東部農林振興センター出雲事務所、東部農林振興センター出雲家畜衛生部、松江水産事務所、出雲県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道管理事務所（西部浄化センター）、出雲教育事務所、出雲警察署	出雲市
大田地区 国民保護現地対 策本部	県央県土整備事務所 大田事業所	西部県民センター県央事務所、県央保健所、西部農林振興センター県央事務所、西部農林振興センター川本家畜衛生部、浜田水産事務所、県央県土整備事務所大田事業所、浜田教育事務所、大田警察署	大田市
川本地区 国民保護現地対 策本部	県央県土整備事務所	西部県民センター県央事務所（川本駐在）、県央保健所、西部農林振興センター県央事務所、西部農林振興センター川本家畜衛生部、県央県土整備事務所、浜田教育事務所、川本警察署	邑智郡
浜田地区 国民保護現地対 策本部	浜田県土整備事務所	西部県民センター、浜田保健所、西部農林振興センター、西部農林振興センター川本家畜衛生部、浜田水産事務所、浜田県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター、浜田教育事務所、企業局西部事務所、浜田警察署、江津警察署	浜田市 江津市
益田地区 国民保護現地対 策本部	益田県土整備事務所	西部県民センター益田事務所、益田保健所、西部農林振興センター益田事務所、西部農林振興センター益田家畜衛生部、浜田水産事務所、益田県土整備事務所、益田教育事務所、益田警察署、津和野警察署	益田市 鹿足郡
隠岐地区 国民保護現地対 策本部	隠岐支庁	隠岐支庁（県民局、隠岐保健所、農林局、水産局、県土整備局）、隠岐教育事務所、隠岐の島警察署、浦郷警察署	隠岐郡

別表第3（第11条、第12条、第14条関係）

下表に掲げる他、次に掲げる事項については、全所属で対応する。

- ① 避難所における運営・管理の実施（派遣を含む）に関する事
- ② 避難所における避難住民の救援の実施（派遣を含む）に関する事
- ③ 市町村への救援支援のための派遣及び派遣先での支援活動の実施に関する事

班	班長	事務分掌	班の構成機関
総務班	<p>隠岐支庁県民局長</p> <p>県土整備事務所業務部長 （ただし、大田地区については、県央県土整備事務所大田事業所業務課長）</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部の運営並びに地区本部会議及び地区本部連絡員会議に関する事 2 対策本部並びに各班との連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 警報・避難の指示・緊急通報等の伝達に関する事 5 武力攻撃災害状況の把握及び報告に関する事 6 市町村の国民保護措置及び武力攻撃災害対策の指導に関する事 7 避難所との連絡調整に関する事 8 避難所及び市町村等に派遣された職員との連絡調整及び安全確保に関する事 9 商工労働関係の武力攻撃災害対策に関する事 （大田、川本、浜田、益田地区に関するものに限るものとし、浜田地区総務班が担当する） 10 他地区総務班の応援に関する事 （松江、浜田地区に限るものとし、松江は雲南、出雲、浜田は川本、大田、益田を応援する） 	<p>（隠岐地区本部） 隠岐支庁県民局</p> <p>（松江、浜田地区本部） 県土整備事務所及び県民センター</p> <p>（雲南、出雲、川本、益田地区本部） 県土整備事務所及び県民センター事務所</p> <p>（大田地区本部） 県央県土整備事務所大田事業所及び県民センター県央事務所</p>
保健班	保健所長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産に関する事 2 飲料水に関する事 3 防疫、衛生に関する事 4 医療施設の応急復旧に関する事 5 臨時診療所及び救護所の開設に関する事 6 避難時の医療提供及び救護に関する事 7 廃棄物処理に関する事 	<p>（全ての地区本部） 保健所</p>
農林班	<p>隠岐支庁農林局長</p> <p>農林振興センター所長</p> <p>農林振興センター事務所長</p> <p>農林振興センター家畜衛生部長</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜産関係被害の把握及び報告に関する事 2 被災農作物の応急技術対策に関する事 3 家畜の避難、保護、保健、衛生対策に関する事 	<p>（隠岐地区本部） 隠岐支庁農林局</p> <p>（松江、浜田地区本部） 農林振興センター</p> <p>（雲南、出雲、大田、川本、益田地区本部） 農林振興センター事務所、家畜衛生部</p>

班	班長	事務分掌	班の構成機関
水産班	<p>隠岐支庁水産局長</p> <p>水産事務所長</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 水産関係被害状況の把握及び報告に関すること (以下、隠岐地区現地対策本部水産班に限る)</p> <p>2 自主的避難のための漁船の状況把握及び報告に関すること</p>	<p>(隠岐地区本部)</p> <p>隠岐支庁水産局</p> <p>(松江、出雲、大田、 浜田、益田地区本部)</p> <p>水産事務所</p>
土木班	<p>隠岐支庁県土整備局長</p> <p>県土整備事務所統括調整監(ただし、大田地区は、 県央県土整備事務所大田事業所調整監)</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 土木関係被害状況の把握及び報告に関すること</p> <p>2 土木関係の応急復旧に関すること</p> <p>3 ダム関係の応急復旧及び被害対策に関すること</p> <p>4 農道及び林道の応急復旧及び被害対策に関すること (以下、隠岐地区・益田地区現地対策本部土木班に限る)</p> <p>5 隠岐空港及び石見空港の被害状況の把握及び報告に関すること</p> <p>6 隠岐空港及び石見空港の被害対策及び応急復旧に関すること</p> <p>7 隠岐空港及び石見空港の武力攻撃事態時の利用調整に関すること</p>	<p>(隠岐地区本部)</p> <p>隠岐支庁県土整備局</p> <p>(松江地区本部)</p> <p>県土整備事務所、宍道湖流域下水道管理事務所</p> <p>(出雲地区本部)</p> <p>県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道管理事務所</p>
	<p>浜田河川総合開発事務所長</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 浜田河川ダム建設関係の被害状況の把握及び報告に関すること</p> <p>2 浜田河川ダム関係の応急復旧及び被害対策に関すること</p>	<p>(浜田地区本部)</p> <p>県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター</p>
	<p>浜田港湾振興センター所長</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 浜田・三隅・江津港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること</p> <p>2 浜田・三隅・江津港施設関係の被害対策及び応急復旧に関すること</p> <p>3 浜田・三隅・江津港の武力攻撃事態時の利用調整に関すること</p>	<p>(雲南、川本、 益田地区本部)</p> <p>県土整備事務所</p>
	<p>出雲空港管理事務所長</p>	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <p>1 出雲空港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること</p> <p>2 出雲空港施設関係の被害対策及び応急復旧に関すること</p> <p>3 出雲空港の武力攻撃事態時の利用調整に関すること</p>	<p>(大田地区本部)</p> <p>県央県土整備事務所 大田事業所</p>

班	班長	事務分掌	班の構成機関
土木班	宍道湖流域下水道管理事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 宍道湖流域下水道施設関係被害の把握及び報告に関すること 2 宍道湖流域下水道施設関係の応急復旧に関すること	(松江地区本部) 県土整備事務所、宍道湖流域下水道管理事務所 (出雲地区本部) 県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道管理事務所
教育班	教育事務所長	【武力攻撃事態等への対処】 1 市町村立学校の被災状況（児童・生徒、教職員）とその影響（授業実施の可否等）の把握・報告に関すること 2 市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関すること 3 応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関すること	(全ての地区本部) 教育事務所

別表第4（第12条関係）

名 称	現地对策副本部長
隠岐地区現地对策本部	隠岐支庁県民局長、隠岐保健所長、 隠岐支庁農林局長、隠岐支庁水産局長、 隠岐支庁県土整備局長 隠岐の島警察署長、浦郷警察署長
松江地区現地对策本部	東部県民センター総務管理部長、松江保健所長、 東部農林振興センター所長 松江県土整備事務所業務部長、松江県土整備事務所統括調整監 松江警察署長、安来警察署長
雲南地区現地对策本部	東部県民センター雲南事務所長、雲南保健所長、 東部農林振興センター雲南事務所長 雲南県土整備事務所業務部長、雲南県土整備事務所統括調整監 雲南警察署長
出雲地区現地对策本部	東部県民センター出雲事務所長、出雲保健所長 東部農林振興センター出雲事務所長 出雲県土整備事務所業務部長、出雲県土整備事務所統括調整監 出雲警察署長
大田地区現地对策本部	西部県民センター県央事務所長、県央保健所長 西部農林振興センター県央事務所長 県央県土整備事務所大田事業所業務課長、県央県土整備事務所大田事業所調整監 大田警察署長
川本地区現地对策本部	県央保健所長 西部農林振興センター県央事務所長 県央県土整備事務所業務部長、県央県土整備事務所統括調整監 川本警察署長
浜田地区現地对策本部	西部県民センター総務企画部長、浜田保健所長 西部農林振興センター所長 浜田県土整備事務所業務部長、浜田県土整備事務所統括調整監 浜田警察署長、江津警察署長
益田地区現地对策本部	西部県民センター益田事務所長、益田保健所長 西部農林振興センター益田事務所長 益田県土整備事務所業務部長、益田県土整備事務所統括調整監 益田警察署長、津和野警察署長

別表第5（第19条関係）

名 称	事務局位置	所管区域	左記区域を所管する 地区現地対策本部	構成機関
石見地域 現地対策本部	西部県民センター 総務企画部	川 本 町 美 郷 町 邑 南 町	川本地区現地対策本部	別表第2に掲げる左記地区 現地対策本部の構成機関
		大 田 市	大田地区現地対策本部	
		浜 田 市 江 津 市	浜田地区現地対策本部	
		益 田 市 津和野町 吉 賀 町	益田地区現地対策本部	

別表第6（第20条、第21条、第23条、第24条関係）

名 称	所長・部長	事務分掌
県連絡事務所	東京事務所長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等認定時、国の国民保護対策本部との連絡・調整に関する事 武力攻撃事態等認定時、国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関する事 武力攻撃等災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事 関東方面における武力攻撃等災害対策用緊急物資購入にあたってのあつせん等に関する事 関東方面の県民・県人会等の県関係者・県出身者の安否情報の収集・提供に関する事 その他の武力攻撃等災害に関する事
大阪連絡部	大阪事務所長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民保護措置の実施にかかる関西方面の府県・市町村等との連絡・調整に関する事（避難受入・援助隊受入・物資受入） 武力攻撃等災害関係事項の関係機関への連絡に関する事 関西、東海方面における武力攻撃等災害対策用緊急物資購入にあたってのあつせん等に関する事 関西、東海方面の県民・県人会等の県関係者・県出身者の安否情報の収集・提供に関する事 その他の武力攻撃等災害に関する事
広島連絡部	広島事務所長	<p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民保護措置の実施にかかる広島県・広島方面市町村等との連絡・調整（避難受入・援助隊受入・物資受入）に関する事 武力攻撃等災害関係事項の関係機関への連絡に関する事 広島方面における武力攻撃等災害対策用緊急物資購入にあたってのあつせん等に関する事 広島方面の県民・県人会等の県関係者・県出身者の安否情報の収集・提供に関する事 その他の武力攻撃等災害に関する事

島根県危機管理対策本部設置要綱

(目的)

第1条 テロ事件の発生等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、島根県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(対象事案等)

第2条 前条に規定する事案は、県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 それぞれの部局に属さないもの
 - 二 複数の部局に波及するもの
 - 三 全庁的に迅速な対応が求められるもの
- 2 前項の規定により、対策本部で対処する事案及び対策本部の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 対策本部の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報の共有化に関すること
- 二 対応部局の確定に関すること
- 三 関連機関の確認に関すること
- 四 対応部局等の役割分担と連携等に関すること
- 五 その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故があるときはその職務を代理する。副知事不在の場合は、防災部長、総務部長の順でその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外を本部員に加えることができる。

(本部会議)

第5条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、防災部防災危機管理課に置く。

(地区危機管理対策本部)

第7条 本部長は、必要に応じ地区危機管理対策本部（以下「地区対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 地区対策本部の組織は島根県災害対策本部規程第9条第2項及び第11条を準用する。
- 3 所掌事務に関することその他必要な事項は、その都度本部長又は地区対策本部長が定めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年10月18日から施行する。

2 島根県テロ対策本部設置要綱（平成13年11月19日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事 案	対策本部の設置基準
武力攻撃事態・緊急対処事態等	我が国に対する武力攻撃等とみられる事態が発生した場合（事態認定前） 事態認定後、県国民保護対策本部設置の通知がない場合
ハイジャック事件	県内で発生した場合
シージャック事件	県外（含国外）で発生し、多数の県民が遭遇した場合
大規模騒乱、暴動、パニック	自衛隊法第81条による知事の要請が考えられる場合 国において、自衛隊法第78条による治安出動があった場合
周辺事態安全確保法関連	国から協力依頼があった場合
重大緊急事態(新龍=七命)	県内で発生した場合
悪性感染症、大量食中毒（含む薬物）	多数の発症者及び死者が発生する恐れがある場合 新型インフルエンザの発生が確認された場合（海外発生含む） 県内で高病原性鳥インフルエンザによるヒトの発症事例が発生した場合 県内で家きんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合 隣接県で家きんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、本県に大きな影響を及ぼす場合 県内又は隣接県の家畜から口蹄疫による疑似患畜が確認された場合
大量難民（不法侵入）	県内で発生した場合
不審船、領海侵犯	死者の発生など、重大な人的・物的被害が生じる恐れがある場合
その他	その都度協議し、設置する

別表第2（第4条関係）

防災部長 政策企画局長 総務部長 広報部長 地域振興部長 環境生活部長 健康福祉部長 農林水産部長 商工労働部長 土木部長 出納局長 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長
--

島根県危機管理連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 テロ事件の発生等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、島根県危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(対象事案等)

第2条 前条に規定する事案は、県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 それぞれの部局に属さないもの
- 二 複数の部局に波及するもの
- 三 全庁的に迅速な対応が求められるもの

2 前項の規定により、連絡会議で対処する事案及び連絡会議の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報の共有化に関すること
- 二 対応部局の確定に関すること
- 三 関連機関の確認に関すること
- 四 対応部局等の役割分担と連携等に関すること
- 五 その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

(組織)

第4条 連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は、防災部長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、防災部防災危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 テロ対策連絡会議設置要綱（平成13年10月11日）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事 案	連絡会議の設置基準
武力攻撃事態・緊急対処事態等	我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展する恐れがあるとみられる事態が発生した場合（事態認定前）
ハイジャック事件	県外(含国外)で発生し、県民が遭遇した場合
シージャック事件	県外(含国外)で発生し、県内の港湾、空港に到着する可能性が高い場合
大規模騒乱、暴動、パニック	県内で発生する恐れがある場合
周辺事態安全確保法関連	国において、対処措置に関する基本計画を閣議決定した場合
重大緊急事態(断絶=亡命)	県内で発生する恐れがある場合
悪性感染症、大量食中毒(含薬物)	<ul style="list-style-type: none"> ・原因が不明であって、患者数が50人を越える場合 ・原因が不明であって、被害が重篤かつ広範囲に拡大する恐れがある場合 ・新型インフルエンザの発生を強く疑う情報を入手した場合(海外含む) ・県外で高病原性鳥インフルエンザによるヒトの発症事例が発生した場合 ----- -鳥インフルエンザ(家きん関係)- ・県内で家きんの高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生した場合(報道発表解禁後) ・隣接県で家きんの高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生し、本県に大きな影響を及ぼすと予想される場合(報道発表解禁後) ----- -鳥インフルエンザ(野鳥関係)- ・県内の採取地点・回収地点等を中心とした野鳥監視重点区域(以下、「県内発生による重点区域」)が設定されていない状況において、県内発生による重点区域が設定された場合(1例目) ・県内発生による重点区域又は隣接県の採取地点・回収地点等を中心とした本県を含む野鳥監視重点区域(以下、「隣接県発生による重点区域」)が設定されていない状況において、隣接県発生による重点区域が設定された場合(1例目) ----- ・発生県以外の家畜から口蹄疫による疑似患畜が確認された場合(感染拡大の状況等によっては、前倒しで設置する)
大量難民(不法侵入)	県内で発生する恐れがある場合 隣県で発生した場合
不審船、領海侵犯	山陰沿岸沖(領海内)で発生した場合又は展開した場合
その他	その都度協議し、設置する

別表第2 (第4条関係)

政策企画監(総務担当) 総務課長 広報室長 消防総務課長 防災危機管理課長 地域政策課長 環境生活総務課長 健康福祉総務課長 農林水産総務課長 商工政策課長 土木総務課長 会計課長 企業局総務課長 病院局県立病院課長 教育庁総務課長 警備第二課長 その他関係課長

住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方

1. 趣旨

都道府県知事又は市町村長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は自ら指定した指定地方公共機関に対し、市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に対して、避難住民を誘導するため、避難住民の運送を求めることができることとされている。

他方、離島における住民の避難については、住民を離島外に避難させる場合には運送手段に大きな制約があることから、国として運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示すものである。

なお、この基本的考え方に定める市町村及び都道府県に関する事項については、離島の住民の人口、住民の避難のために確保できる離島内の車両等及び離島外への避難に用いる船舶等の輸送能力、離島外への避難に要する時間、当該離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実状を勘案し、市町村及び都道府県でこれと異なる運用とすることを妨げるものではない。

2. 運送の求めを行うに当たっての考え方等

(1) 平素からの備え

○ 基本的な考え方

- ・ 離島の住民を離島外に避難させる場合においては、運送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることが多いと考えられることから、離島内の空港及び港湾までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する市町村が中心となつて行い、離島内の空港及び港湾から離島外の空港及び港湾を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については都道府県が市町村を最大限支援することを基本とする。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、それぞれが収集した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。

- ・都道府県及び市町村は、離島の住民の人口、避難住民の運送を求める運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の事業所の離島内での有無、離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実情を勘案し、離島の住民の誘導に関するそれぞれの役割分担を離島毎にあらかじめ定めておくこととする。
- ・国、都道府県及び市町村は、相互間並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との間の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

○ 市町村の対応

- ・市町村は、昼夜間の別、通勤及び通学、観光客等の状況を勘案し、離島における住民及び滞在者の概数を平素から把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するバス等の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握するとともに、都道府県の協力を得て、都道府県が保有する離島の住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島において、離島外への避難の必要が生じた場合には、住民を離島内の港湾及び空港まで迅速に移動させる必要があるが、離島内においては公共交通機関に限られ、十分な輸送力を確保できないことも想定されることから、自ら保有する車両及びマイカーの利用を含めた確かつ迅速な住民の避難ができるようそのあり方について検討し、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、あらかじめ定める避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、都道府県と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要であると認め、都道府県知事に対し、防衛庁及び海上保安庁に要請を行うよう求める際の手続について定めておくものとする。

する。

- ・市町村は、特に市町村の出張機関のない有人離島においては、住民の避難等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- ・市町村は、上記の事項を踏まえ、的確かつ迅速に住民の避難が行えるよう、避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ協議しておくものとする。

○ 都道府県の対応

- ・都道府県は、市町村と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・都道府県は、地理的条件等により他の都道府県へ離島の住民を避難させるため他の都道府県に応援を求める蓋然性が高い離島に関しては、避難住民の運送手段の確保、避難住民の受入れ体制の整備等について、他の都道府県とあらかじめ協議し、定めておくものとする。
- ・都道府県は、当該都道府県の区域内の離島の住民の避難に関して、市町村への支援、他の都道府県への応援の求め等について、定めておくものとする。
- ・都道府県は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送を要請する場合に備え、当該運送を要請する際の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ、協議しておくものとする。

○ 国の対応

- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制

を整備しておくものとする。

- ・国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するに当たっては、必要に応じ、自ら収集した指定公共機関の輸送力などの情報を提供するなどの支援を行うものとする。
- ・内閣官房及び国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関と協定の締結等を行うに当たっては、必要に応じ、連絡調整などの支援を行うものとする。

(2) 武力攻撃事態等における対応

○ 基本的な考え方

- ・市町村及び都道府県が、避難住民の運送のために取りうる手段としては、次の方法が考えられる。
 - ◎ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求めること。
 - ◎ 自らが保有する車両及び船舶を利用して避難住民を運送すること。
 - ◎ 防衛庁及び海上保安庁に対して、その保有する航空機及び船舶による避難住民の運送の要請を行うこと。
- ・検討を行うに当たっての考慮事項としては次のものが考えられる。
 - ◎ 避難住民の人数、運送手段の種類及び特性、運送手段を利用するために要する時間等を総合的に勘案して、どの手段が的確かつ迅速に避難住民を運送できるか等の観点から、最も適切と判断されるものを選択すること。
 - ◎ 防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送については、防衛庁及び海上保安庁それぞれの任務・特性や避難住民の運送に係る具体的な必要性を踏まえて検討すること。

○ 市町村の対応

- ・市町村長は、都道府県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、都道府県国民保護対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう離島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定めるものとする。
- ・市町村長は、国民保護法第18条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応援を求めることができるとされていることから、あらかじめ定めた市町

村と都道府県の役割分担に基づき、必要な応援を都道府県知事に求めるものとする。

- ・市町村長は、国民保護法第16条第5項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第11条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- ・市町村長は、国民保護法第20条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

○ 都道府県の対応

- ・都道府県知事は、当該都道府県内の離島に関する避難措置の指示が見込まれる場合には、航空機及び船舶を使用する避難住民の運送の求めを行うことに備えて、避難の経路の安全に関する情報について国の武力攻撃事態等対策本部から情報収集し、市町村長に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、避難すべき離島の住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み等について、必要に応じ、国の武力攻撃事態等対策本部に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、離島の住民に対し避難の指示をするに当たり、市町村国民保護対策本部等と、また、必要に応じ国の武力攻撃事態等対策本部と連絡調整を行うとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と可能な限り調整を行い、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法を示すこととする。
- ・都道府県知事は、国民保護法第11条第4項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が必要であると認めるときは、海上保安庁長官又は管区海上保安本部長に対し、当該運送の要請をすることができる。
- ・都道府県知事は、国民保護法第15条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が必要であると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができる。
- ・都道府県は、離島の住民の避難を実施するに当たり、要避難地域及び避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下同じ。）を管轄する市町村並びに避難先地域を管轄する都道府県（都道府県の区域を越えて避難を実施する場合に限る。）と連絡調整を行うものとする。
- ・都道府県は、離島の住民に対し避難の指示を行った場合には、職員の派

遣等市町村を支援するものとする。

- ・都道府県は、離島外の空港又は港湾から避難先地域までの運送手段について確保を図るものとする。

○ 国の対応

- ・国土交通省は、都道府県知事から要請があった場合及び必要と認める場合において、避難住民の運送が的確かつ迅速に行えるよう、運送事業者である指定公共機関と必要な連絡調整を行うものとする。
- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関の行う避難住民の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許認可の手続の簡素化・迅速化等の法令の弾力的な運用を図るものとする。
- ・防衛庁及び海上保安庁は、自ら保有する航空機及び船舶により避難住民の運送を実施する場合は、関係地方公共団体や関係省庁と密接に調整・連携を行うものとする。

(3) 離着陸及び入出港に関する留意事項

- ・離着陸及び入出港の許可などの諸手続きについては、基本的には避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が行う。ただし、当該指定公共機関又は指定地方公共機関のみで対応が困難な場合には、地方公共団体又は国土交通省が支援を行うものとする。

(4) 受入れ港湾、空港等に関する留意事項

- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請があった場合には、状況に応じて適切と考えられる空港に避難住民の運送を行っている航空機が着陸できるよう調整するものとする。
- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請により、避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、国土交通省又は当該地方公共団体以外の者が管理する空港施設又は港湾施設を利用する場合には、その管理者に対して可能な限りの便宜を図るよう要請するものとする。
- ・要避難地域を管轄する都道府県知事は、他の都道府県に避難住民の誘導を行う際は、受入先の空港又は港湾からの避難先地域への避難住民の誘導が円滑に行えるように、運送手段の確保などあらかじめ当該都道府県知事に協力を要請しておくものとする。

3. 運送の安全確保などの留意事項等

- ・市町村長又は都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

4. 緊急対処事態における基本的考え方

- ・緊急対処事態における離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方については、1. から3. までの定めに基づき、準ずるものとする。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成二十五年十月一日内閣府告示第二百二十九号)

最終改正：平成二十九年三月三十一日内閣府告示第四十五号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費

は、一人一日当たり三百二十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次ぎに掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九．七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十五万二千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百二十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第一百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適応があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九．七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十五万二千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人の以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千四百円	二万三千七百円	三万四千九百円	四万八千八百円	五万二千九百円	七千八百円
冬季	三万四百円	三万九千五百円	五万四千九百円	六万四千二百円	八万八千円	一万千円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万二百円以内、小人十六万八千円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万四千円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学

上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千四百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千七百元
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の搜索及び処理）

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万五千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項 及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法) 第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住し

ている場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等

の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ

二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十一条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

様式第1号 （第1条関係）

様式第2号 （第1条関係）

様式第3号 （第2条関係）

様式第4号 （第3条関係）

様式第5号 （第4条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

担当氏名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他の要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外への回答又は公表の同意	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 「⑫～⑬」の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合においては、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
島 根 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

島根県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、島根県の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付等の対象者)

第3条 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第11条の規定に基づき、知事が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- (1) 県の職員（県の警察職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (4) 知事が指定した指定地方公共機関

(交付等の手続)

第4条 知事は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 知事は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等作成して交付する。
- 3 知事は、前条第4号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書（別記様式1）による申請に基づき、使用の許可を与えるものとする。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付等）

- 第5条 知事は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、第3条第1号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに同条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。
 - 3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、特殊標章を付した腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条第4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

（旗及び車両章の交付等）

- 第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付等するものとする。

（訓練における使用）

- 第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

- 第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、知事が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に殉じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機械を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

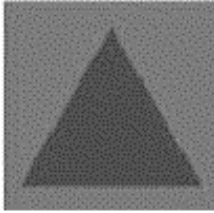
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 島根県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務部消防防災課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>④一連の登録番号を表面右下すみに付する。（例：島根県1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	島根県知事	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____ _____		
血型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

様式第1号（第4条関係）

特殊標章等に係る 交付 申請書
使用許可

平成 年 月 日

島根県知事 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） _____ （ローマ字） _____	生年月日（西暦） _____年 ____月 ____日
申請者の連絡先 住所：〒 _____ _____	写 真 縦4×横3 cm <small>（身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）</small>
電話番号： _____	
E-mail： _____	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）	
身長： _____ cm	眼の色： _____
頭髪の色： _____	血液型： _____（Rh因子 _____）

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

（許可権者使用欄）

資格： _____

証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____

有効期間の満了日： _____

返納日： _____

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
島根県知事 殿	
申請者	
住 所 _____	
(電話 _____)	
氏 名 _____ 印 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>島根県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">申請者</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">_____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">氏 名 _____ 印 _____</p>	
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日

消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生し

た地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射

線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
			計 棟		建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)	
			重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人	
		消 防 団	台 人	
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
		海 上 保 安 庁	人	
自 衛 隊	人			
そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、

活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
				一部破損	棟		未分類	棟			
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

市町村名	避難指示(緊急)		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県			区分			被害			区分			被害			災害の 対策 本 部 況	都道府県	市町村			
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		畑	流失・埋没	ha		農林水産業施設				千円		計
	報告者名	報 (月 日 時現在)		冠水	ha		公共土木施設	千円			冠水	ha		その他の公共施設	千円					
区的 被害		区分		の	文教施設	箇所		小計	千円		の	病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体		計	団体	
	住家被害	被害			道	箇所		他	農業被害	千円			橋りょう	箇所		林業被害	千円			
人的被害		死者	人	河川	箇所		の		畜産被害	千円		港湾	箇所		水産被害	千円		災害 救助 法	適用市町村名	
	行方不明者	人	砂防	箇所		清掃施設		箇所		商工被害	千円		崖くずれ	箇所						
住家被害	負傷者	人	鉄道不通	箇所		の	その他の	千円		の	軽傷	人	被害船舶隻	隻		被害総額	千円		119番通報件数	件
	重傷	人	被	箇所			水道戸				の	全壊	棟	水	戸		災害 の 概 況			
住家被害	軽傷	人	電	箇所		電話回線			の	半壊		棟	電	戸		の				
	全壊	棟	ガ	箇所		ガス戸				の	一部破損	棟	ブロック塀等	箇所			の	状況	自衛隊の災害派遣	その他
住家被害	床上浸水	棟	り	箇所		の	状況		の		床上浸水	棟	り	箇所		の				
	床上浸水	棟	り	箇所						火災発生			り	箇所			建物物件			
非住家	公共建物	棟	り	箇所		の	状況		の	火災発生		り	箇所		の	状況				
	その他	棟	り	箇所						危険物件			り	箇所						

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等

を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

第1章 総 則	(第1条、第2条)
第2章 防災航空管理所	(第3条～第6条)
第3章 運航管理	(第7条～第15条)
第4章 使用手続	(第16条、第17条)
第5章 安全管理	(第18条～第20条)
第6章 教育訓練	(第21条、第22条)
第7章 事故防止対策等	(第23条～第25条)
第8章 雑 則	(第26条、第27条)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 防災航空管理所

(防災航空管理所の設置)

第3条 航空機を利用して行う消防防災活動（以下「防災業務」という。）を円滑に遂行するため、県営出雲空港に消防総務課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）を置く。

2 防災航空管理所には、防災航空管理所長及び防災航空隊を置く。

(防災航空隊の設置)

第4条 業務を円滑に遂行するために、市町村消防本部及び市町村一部事務組合消防本部派遣の消防職員で防災航空隊を構成する。

2 防災航空隊は、防災航空隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び隊員からなる。

3 防災航空隊は、直接防災業務に従事する。

(隊長等の任務)

第5条 隊長は、防災航空管理所長を補佐するとともに、副隊長及び隊員を指揮監督して業務の効果的な遂行に努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

(搭乗者の指定)

第6条 防災航空管理所長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第7条 航空機の運航管理の総括は、防災部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第8条 航空機の運航管理に関する事務は、消防総務課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航管理者)

第9条 防災航空隊の指揮監督並びに航空機の維持管理に関する事務は、防災航空管理所長（以下「運航管理者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第10条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しない場合は、運航管理者が航空機に搭乗する防災航空隊員の中から、運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、搭乗した防災航空隊員及び他の搭乗者を指揮監督し、業務の円滑な遂行に万全を期さなければならない。

(業務計画)

第11条 運航管理者は、防災業務を適正かつ円滑に行うため運航管理責任者の承認を得て、航空機の業務計画を定めなければならない。

2 業務計画は、年度業務計画（様式第1号）及び月間業務計画（様式第2号）とする。

(運航基準)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

(5) 災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

(6) 技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

(7) 一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航出来ない場合を除き、原則として、午前8時30分から午後5時15分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第13条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第13条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第4号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、前条第1項第5号から第8号に規定する運航及び前条第2項に規定する運航時間に優先する。
- 3 運航管理責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航管理者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(報告)

第14条 運航指揮者は、運航を行った時は、運航状況及び運航中に得た情報等について業務報告書(様式第3号)を作成し、速やかに、運航管理者に報告しなければならない。

- 2 運航管理者は、運航指揮者から業務報告書により報告を受けた時は、速やかに、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第15条 運航管理者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議のうえ、飛行場外離着陸場等を調査選定し、必要な書類を整備するとともにその状況を常に把握しておかなければならない。

第4章 使用手続

(使用手続)

第16条 航空機の使用(緊急運航を除く。)を希望するものは、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書(様式第4号)を総括管理者に提出するものとする。

(使用承認)

第17条 総括管理者は、前条の申請があった時は、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認める時は、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(様式第5号)を交付するものとする。

第5章 安全管理

(安全管理)

第18条 総括管理者は、航空関係法令並びに国土交通大臣の定める航空機の運用限度等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

第19条 運航管理責任者は、防災業務の遂行にあたり、隊員の任務等の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

第20条 運航管理者は、防災業務の遂行にあたっては、隊員の任務等が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行出来るよう努めるとともに、航空機、格納庫施設及び機体装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限に発揮出来る状態にしておかなければならない。

第6章 教育訓練

(防災航空隊の教育訓練)

第21条 総括管理者は、防災航空隊の教育訓練を実施するために必要な体制並びに施設、設備等の整備充実を図り、防災航空隊の技術等の向上に努めなければならない。

(他機関との連携訓練)

第22条 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町村及び消防防災関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

第7章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第23条 総括管理者は、航空機事故が発生するおそれ、又は発生した疑いがある場合、若しくは航空機事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理体制を確立しなければならない。

(航空機事故発生時の措置)

第24条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障及び気象状況の変化により航空機事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、法第75条の規定に基づき機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力し、人命及び財産に対する危難の防止に万全の措置を講ずるとともに、その状況を直ちに運航管理者に報告しなければならない。

2 運航管理者は、前項の報告を受けるか情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに捜索救難活動を開始するとともに、運航管理責任者及び総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第25条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因及び被害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び保存)

第26条 運航管理者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録を備え、防災業務に関する記録を整理しておかななければならない。

2 総括管理者は、航空関係法令等に基づき、国土交通大臣に 必要な報告を行わなければならない。

(施行の細目)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。ただし、第12条から第13条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年2月1日から同年3月31日までの間の運航については、運航管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3条 要綱第13条に規定する緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、島根県消防総務課防災航空管理所に直接行う。

2 前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式第1号)により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 島根県消防総務課防災航空管理所長（以下「所長」という。）は、前条の要請を受けた場合は、要請の内容及び飛行条件等を確認の上、出動の可否を決定しなければならない。

(要請に対する回答)

第6条 所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

(回答の報告)

第7条 所長は、前条の回答後速やかに、消防総務課長に決定結果を報告しなければならない。

(出動)

第8条 所長は、第5条により出動の決定を下した場合、防災航空隊員等に出動要請内容に適した出動体制を整えさせ、速やかに出動させるものとする。

(受入体制の整備)

第9条 要請者は、第6条により出動決定の回答を受けた場合、次の事柄について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

(報告)

第10条 隊長は、緊急運航を終了した場合には、速やかに業務内容を所長に緊急運航報告書（様式第2号）により報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により速やかに所長に報告するものとする。速やかには、概ね1週間以内とする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙1)

島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う

- (1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合
- (2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされるおそれがある程の、差し迫った必要性がある場合
- (3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待出来ない場合

2 該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする

- (1) 災害対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動

3 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

災害が発生するおそれ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ 消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 事故等における捜索・救助活動

イ その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ 転院搬送

県内の中核医療機関等から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ その他

救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情がある時は県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその各1通を所持する。

平成6年3月28日